

日光市都市計画マスタープラン



2009年3月
日 光 市

日光市都市計画マスタープラン策定にあたって



平成18年3月20日、あらたなスタートを切った「日光市」は、早3年が経過いたしました。

その間、新市の課題である「早期の一体感の醸成」と「地域の均衡ある振興・発展」を目指し、市政経営に取り組んでまいりました。

平成19年度には日光市のまちづくりの基本的な指針となる「日光市総合計画」を策定し、日光市の将来に「夢」と「希望」を持てるような各種施策に取り組む姿勢をお示したところです。

「日光市都市計画マスタープラン」は、この「日光市総合計画」を着実に推進するために、都市計画の観点から「連携・交流」「暮らし・環境」「成長・発展」の3点をまちづくりの理念として掲げ、目指すべき都市の将来像を描いたものです。

当市は「世界遺産・日光の社寺」を初めとする多くの歴史的・文化的遺産に恵まれるとともに、四季折々にその魅力を醸し出してくれる自然など、優れた景観資源を有しております。

このようなことから、「景観」を市民の貴重な共有財産と捉え、これをキーワードとして一体感の醸成を図るとともに、観光資源として有効に活用し、魅力ある国際観光文化都市「日光」を創造してまいりたいと考えております。

私の考える「新市の一体感」とは、第1に「市民の相互理解」であります。

地域には地域毎に様々な地域特性があり、市民の考え方などにも違いがあります。

これらを互いに尊重し合って相互理解を深めていくことが大切であると考えております。

第2に「意識の共有」であります。

様々な課題やその対策などについて市民と行政、あるいは市民と市民の間で、相互に問題意識を共有することであり、協力して問題解決に対処することと考えております。

この「市民の相互理解」と「意識の共有」を基本理念として、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

一方、市民の皆様の協力無くして「まちづくり」は進みません。むしろ「まちづくり」の主役は、市民の皆様であります。

市民の誰もが「住みやすく」「住み続けたい」と感じられ、来訪者の誰もが「来て良かった」「また来たい」さらには「住んでみたい」と思っただけのような、ホスピタリティー溢れる「日光」を皆様と共に築いてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、マスタープランの策定にあたり、策定委員会にご参加いただいた委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、本計画の実現に皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年（2009年）3月

日光市長 齋藤 文夫

目 次

序 章 計画の目的と内容

- 1. 都市計画マスタープランについて 1
- 2. 計画の内容 2

第1章 基礎調査と課題の整理

- 1. 上位計画・関連計画の整理 3
- 2. 市民意向の把握 12
- 3. 現況把握 19
- 4. 課題の整理 35

第2章 まちづくりの目標

- 1. まちづくりの目標 37
- 2. 将来フレームの設定 39
- 3. 都市構造の設定 40

第3章 全体構想

- 1. 土地利用の基本方針 45
- 2. 交通体系の基本方針 49
- 3. 用途地域および用途地域周辺の基本方針 54
- 4. 都市施設整備の基本方針 55
- 5. 景観形成の基本方針 57
- 6. その他の基本方針 58

第4章 地域別構想

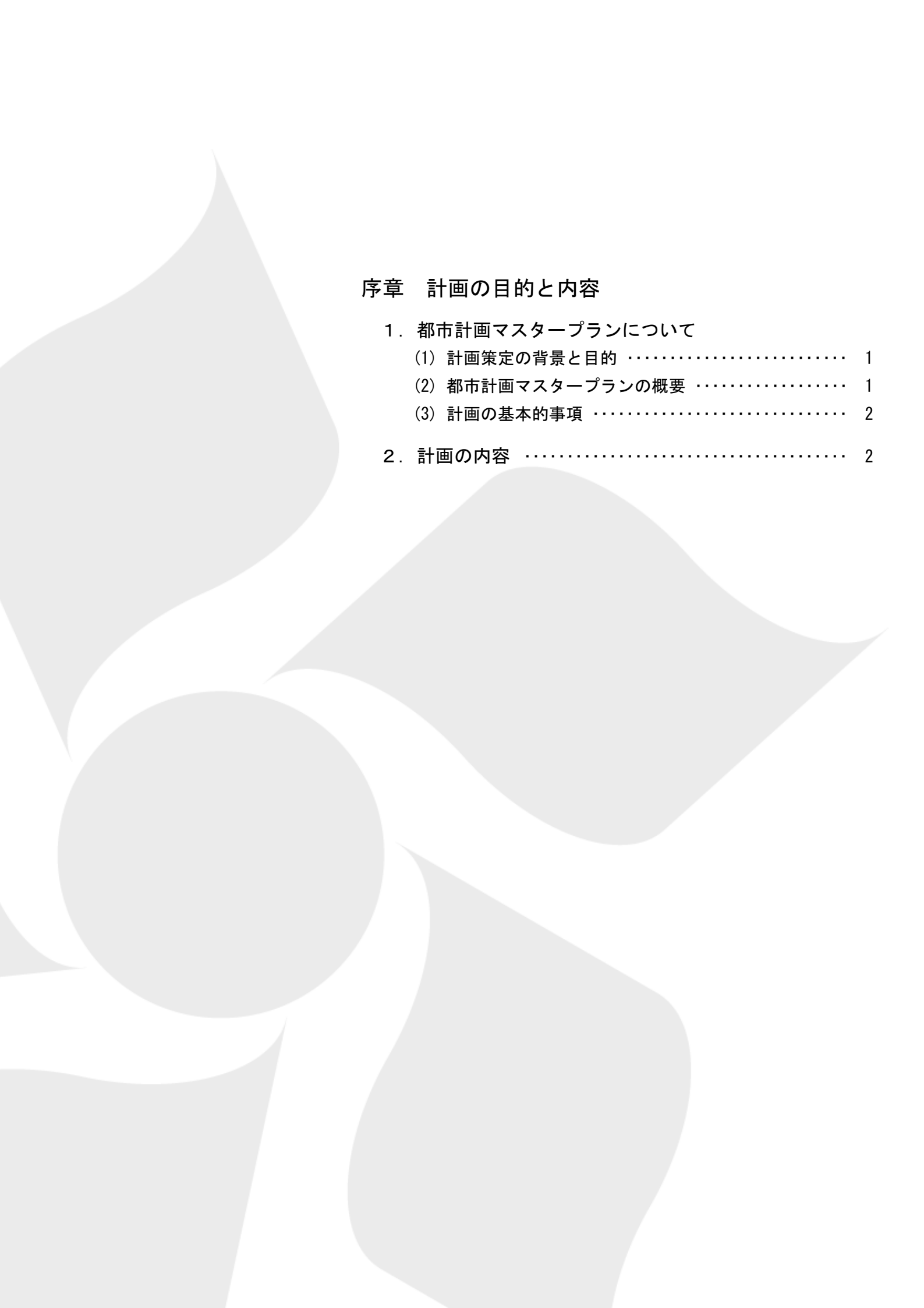
- 1. 地域区分について 61
- 2. 今市地域 62
- 3. 日光地域 70
- 4. 藤原地域 77
- 5. 足尾地域 84
- 6. 栗山地域 88

第5章 まちづくりの推進方策

- 1. まちづくり推進の基本的考え方 93
- 2. まちづくり推進上の留意点 96

《参考資料》

- 1. 日光市都市計画マスタープラン策定経緯等 97
 - 2. 用語解説 100
-



序章 計画の目的と内容

1. 都市計画マスタープランについて	
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 都市計画マスタープランの概要	1
(3) 計画の基本的事項	2
2. 計画の内容	2

序章 計画の目的と内容

1 都市計画マスタープランについて

(1) 計画策定の背景と目的

日光市においては、本市の主要課題である、“新市の一体感の醸成”“地域経済活動の低迷”“少子高齢化・人口減少の進行”“行財政基盤の確立”を基に、都市計画における課題を整理し、将来に向けての魅力と活力のある都市づくりの道筋を示すとともに、ソフト面の活動などを含めた広い意味での「まちづくり」における指針を明確化するため、『都市計画マスタープラン』を策定します。

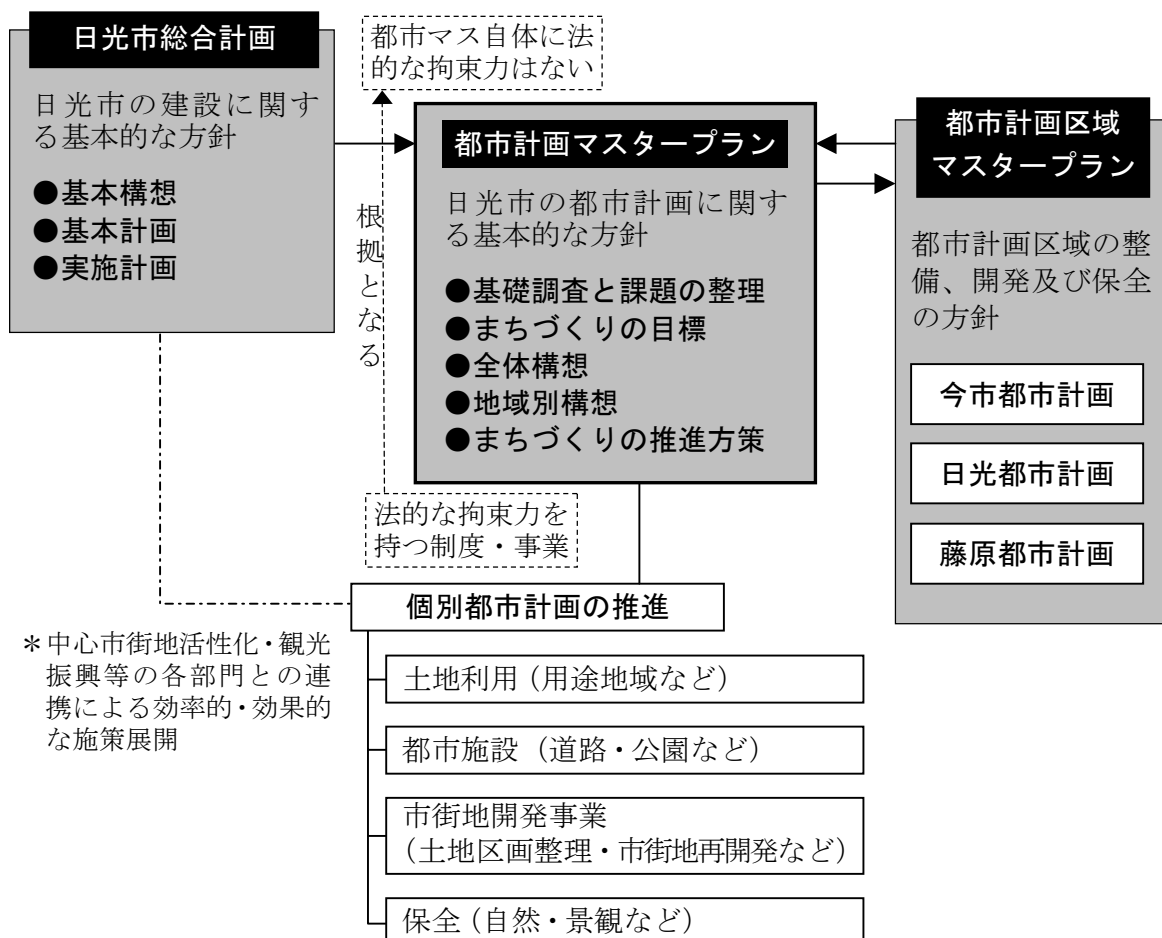
(2) 都市計画マスタープランの概要

『日光市都市計画マスタープラン』は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として『日光市総合計画』に即し、「今市都市計画マスタープラン」「日光都市計画マスタープラン」「藤原都市計画マスタープラン」を踏まえて策定されます。

都市計画マスタープランは、主に、以下の役割などがあげられます。

- ◎ 具体的な将来の都市像を示す。
- ◎ 都市計画に対する市民の理解を得る。
- ◎ 個別の都市計画が相互に調整のとれたものにできる。
- ◎ 土地利用の規制やいろいろな事業の都市計画決定や変更の指針になる。

【 総合計画等と都市計画マスタープランの関係 】

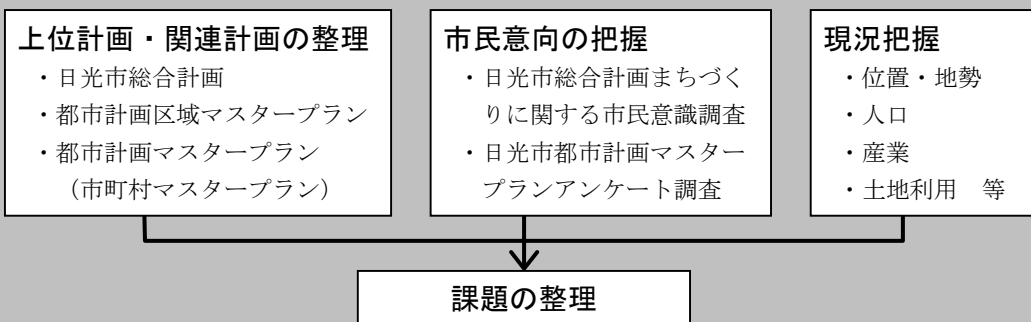


(3) 計画の基本的事項

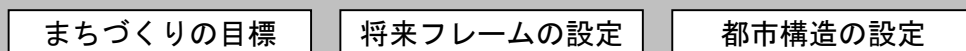
- ・ 対象区域
144,987ha（全市的なまちづくりの観点から市域全域を対象とします。）
- ・ 対象期間
目標年次：平成40年（中間年次：平成30年）

2 計画の内容

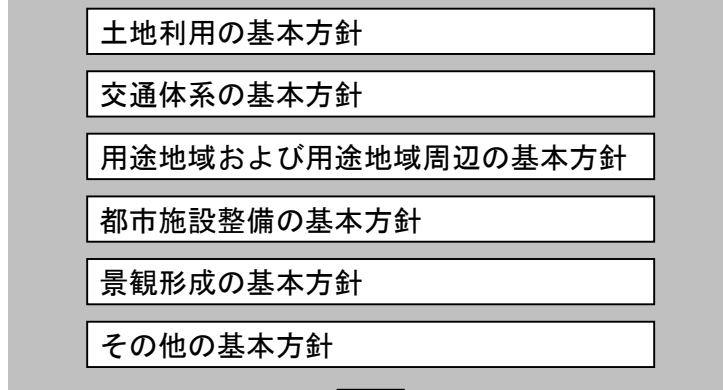
第1章 基礎調査と課題の整理



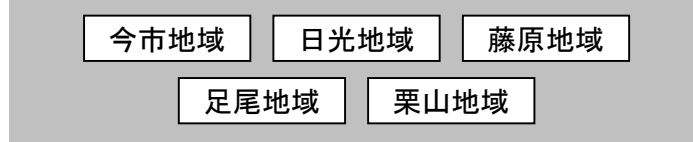
第2章 まちづくりの目標



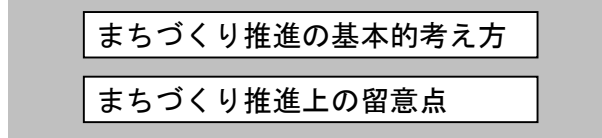
第3章 全体構想



第4章 地域別構想



第5章 まちづくりの推進方策



第1章 基礎調査と課題の整理

1. 上位計画・関連計画の整理

- (1) 日光市総合計画 3
- (2) 都市計画区域マスタープラン 6
- (3) 都市計画マスタープラン
（市町村マスタープラン） 8

2. 市民意向の把握

- (1) 日光市総合計画まちづくりに関する
市民意識調査の概要 12
- (2) 日光市都市計画マスタープラン
アンケート調査の概要 15

3. 現況把握

- (1) 位置・地勢 19
- (2) 歴史・文化 20
- (3) 人口 20
- (4) 産業 25
- (5) 土地利用 29
- (6) 道路・交通網 30
- (7) 都市計画の状況 31
- (8) 教育関連施設 34

4. 課題の整理

- (1) 都市計画区域について 35
- (2) 都市構造について 35
- (3) 土地利用について 35
- (4) 交通体系について 35
- (5) 都市環境について 35
- (6) 都市施設について 35

第1章 基礎調査と課題の整理

1. 上位計画・関連計画の整理

(1) 日光市総合計画 平成20年3月

① 計画の構成・期間

ア. 基本構想 平成20年度～平成27年度（8年間）

イ. 基本計画 ○前期基本計画 平成20年度～平成23年度（4年間）

○後期基本計画 平成24年度～平成27年度（4年間）

ウ. 実施計画 毎年度向こう2ヶ年度を期間とするローリング方式

② 日光市の可能性と課題

ア. 日光市の可能性 — 日光らしさ —

○観光のまち — 1, 140万人が訪れています —

○自然のまち — 国立公園などに多様な自然が広がります —

○歴史のまち — 世界的な文化・産業遺産があります —

○個性のまち — 多様な地域資源に恵まれています —

イ. 日光市の主要課題

○新市の一体感の醸成

- ・かなりの市民の心の中には、同じ市民であるという実感が伴っていない状況であります。
- ・そのため、日光市として早期に取り組まなければならないことは「一体感の醸成」が挙げられます。

○地域経済活動の低迷

- ・働く場の不足による雇用問題の深刻化などに見られるように、地域経済活動が縮小し、低迷するという大きな課題を抱えています。
- ・観光産業の再生、賑わいのある市街地の再生・復活とともに、地域経済が自立するための企業誘致の促進などにより、地域経済を立て直し、地域全体に活力を蘇らせていく必要があります。

○人口の減少・少子高齢化の進行

- ・人口減少に加え、少子高齢化の進展は、産業や就労をはじめ、教育、医療、福祉、年金などの様々な分野で、今後の私たちの暮らしに直接あるいは間接的に大きな影響を及ぼすこととなります。とりわけ、過疎地を有する当市においては、若者を中心に働き手が減り高齢者が増加するという中で、地域社会の基本的な自治基盤の維持すら困難となることが予想されます。
- ・安心して子供を産み育てることができ、高齢者の経験と技能を活かせる社会づくりを進める必要があります。また、真に暮らしやすい地域社会を築くためには、地域社会の基盤である自治会による地域づくり活動、NPOをはじめとする多様な市民活動が不可欠であり、そのための仕組みづくりを整備する必要があります。

○行財政基盤の確立

- ・近年の地方財政は、大幅に財源が不足する状況にありますが、当市の財政状況も逼迫を極めており、待ったなしの行財政改革が求められています。
- ・また、少子高齢化・人口減少への対応、地域経済活動の低迷への対応、循環型社会など環境の時代への対応、安全で安心できる地域社会の形成などの課題を抱えており、新しい時代の要請やニーズに的確に対応することが求められています。
- ・「行政改革大綱」とその具体的な実施計画となる「集中改革プラン」に基づき、たゆまぬ行財政改革を実施し、持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

③ 日光市の将来像

ア. 将来の都市像

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

— 自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ —

イ. 将来人口

○将来人口：平成27(2015)年の総人口 87,000人

○将来人口に対する考え方

- ・人口の減少・少子高齢化への対応
- ・地域社会の空洞化・過疎化への対応
- ・市街地への対応
- ・交流型社会への対応
- ・低位な昼夜間人口比への対応

ウ. 土地利用方針

○現在と将来の市民のための限られた資源

○今後の土地利用におけるまちづくりの3つの視点

- ・機能分担の視点 … コンパクトなまちづくり
- ・建設から維持管理の視点 … 地域資源の管理
- ・選択と集中の視点 … 公共施設のあり方

○土地利用における機能分担の方向性

④ まちづくりの基本政策

- 豊かなところと文化を育む
- 健やかでひとにやさしい社会をつくる
- 魅力と活力にあふれた産業を伸ばす
- 快適で安全な生活環境をつくる
- かけがえのない自然環境を守る

⑤ まちづくりの推進方策

- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 男女共同参画の推進
- 行財政基盤の確立
- 総合計画の進捗管理

(2) 都市計画区域マスタープラン 栃木県 平成16年4月

① 今市都市計画

ア. 都市づくりの基本理念

美しく人にやさしい多機能型の都市づくりを基本理念として、日光連山や大谷川などの雄大な自然環境と共生し、日光杉並木などの歴史・文化資源との共存を図りながら、少子高齢社会などの社会構造の変化に適切に対応した人にやさしい都市づくりを目指すとともに、日光圏域の中核都市として、周辺都市との連携を強化しながら、多機能で拠点性の高い都市整備を行っていくものとします。

イ. 地域ごとの市街地像

【 都市機能 】

- 中心拠点…JR 日光線の今市駅と東武日光線の下今市駅に囲まれた中心市街地を「中心拠点」と位置づけます。
- 副次拠点…市街化が進行している JR 下野大沢駅周辺地区を「副次拠点」と位置づけます。
- 生活拠点…JR 今市駅周辺の既成市街地及び JR 下野大沢駅周辺の住宅地を「生活拠点」と位置づけます。また、本区域の南東部に位置する猪倉地区、南部に位置する小代・文挾地区等の住宅地を「生活拠点」と位置づけます。
- 産業拠点…本区域の轟地区に位置する大日光工業団地を「産業拠点」と位置づけます。

【 基盤構造 】

- 広域連携軸…JR 日光線、東武日光線、日光宇都宮道路、国道 119 号、国道 121 号、国道 461 号
- 都市間連携軸…（主）今市氏家線、市道 1002 号、（主）宇都宮船生藤原線、（一）県西大規模公園線、（一）日光今市線、（主）宇都宮今市線、（主）大沢宇都宮線、（一）青柳今市線、（一）小林逆面線
- 都市内連携軸…（一）大桑大沢線、市道 1024 号、市道 1026 号ほか

② 日光都市計画

ア. 都市づくりの基本理念

「国際観光地」として、本区域が有する日光国立公園など雄大な自然環境や世界遺産である日光の社寺など輝かしい歴史・文化資源との共存を図りながら、周辺市町村と一体となった住民の発意による真の観光都市づくりを目指します。さらには、日々の暮らしにおいても自然や歴史・文化と触れ合うことのできる、観光と暮らしが共存する都市づくりを行なうとともに、少子高齢社会などの社会構造の変化にも対応した快適な都市形成を図り、定住を促進しながら地域の活性化を目指すものとします。

イ. 地域ごとの市街地構造

【 都市機能 】

- 中心拠点…日光観光の玄関口である JR 日光駅や東武日光駅から、日光二荒山神社の西参道までの世界遺産に登録された二社一寺などが存在する東町・西町地区を「中心拠点」と位置づけます。
- 生活拠点…中心拠点の周辺に発展している既成市街地を「生活拠点」として位置づけます。また、市街地南東部の七里・野口地区を「生活拠点」と位置づけます。
- 産業拠点…既に工業が集積されている清滝地区周辺を「産業拠点」と位置づけます。
- 観光レクリエーション拠点…中宮祠地区、湯元地区と霧降地区を「観光レクリエーション拠点」と位置づけます。

【 基盤構造 】

- 広域連携軸…JR 日光線、東武日光線、日光宇都宮道路、国道 119 号、国道 120 号、国道 122 号
- 都市間連携軸…（都） 3・4・3 号大谷川右岸線、（一）青柳日光線、（一）日光今市線、（主）鹿沼日光線

③ 藤原都市計画

ア. 都市づくりの基本理念

「人と自然と観光が融合した都市づくり」を理念として、日光国立公園の、鬼怒川などをはじめとした雄大な自然環境と共生を図りながら、少子高齢社会などの社会構造の変化に適切に対応した、安心して暮らせる快適な都市づくりを目指すとともに、日本でも有数の温泉地として、観光を主体とした活気のある個性豊かな都市整備を行っていくものとします。

イ. 地域ごとの市街地像

【 都市機能 】

- 中心拠点…東武鬼怒川線の鬼怒川温泉駅周辺を「中心拠点」と位置づけます。
- 生活拠点…中心拠点周辺の既成市街地及び市街地南部周辺の大原高德地区を生活拠点と位置づけます。また、川治温泉周辺の川治地区を「生活拠点」と位置づけます。
- 観光レクリエーション拠点…東武鬼怒川温泉駅から鬼怒川公園駅にかけての鬼怒川温泉地区、野岩鉄道川治湯元駅に近接する川治温泉地区を「観光レクリエーション拠点」と位置づけます。また、南部の小佐越、柄倉地区を「観光レクリエーション拠点」と位置づけます。

【 基盤構造 】

- 広域連携軸…東武鬼怒川線、野岩鉄道会津鬼怒川線、国道 121 号
- 都市間連携軸…（主）宇都宮船生藤原線

(3) 都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）

① 今市市都市計画マスタープラン 平成15年3月

● まちづくりの課題

ア. まちづくりの方向性に関するもの

- 恵まれた自然環境の保全と活用
- 人口増加地域の計画的整備
- 就業の場の確保
- 杉並木と市民生活の共生する都市構造
- 魅力ある中心市街地の再生
- 良好な住環境の保全・創出

イ. 土地利用に関するもの

- 農林地の減少
- 計画的土地利用の推進
- 無秩序な宅地化

ウ. 道路・交通施設に関するもの

- 環状道路、市街地街路網の整備
- 公共交通の有効利用

エ. その他

- 下水道、都市公園など都市基盤施設の整備促進
- 医療施設の拡充

● 将来の都市像

環境と共生した人にやさしい公園都市
多機能で拠点性の高い複合機能調和都市

● 全体構想

ア. 都市構造と交通ネットワークの基本方針

- ・各地域や多様な機能が相互に連結された拠点性の高い都市構造の構築を目的に全市的なネットワーク型の都市構造を形成します。
- ・歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境等、地域環境を活かした市街地形成を目的に中心核周辺及び副次核周辺を中心とした市街地構造を構築します。

イ. 土地利用の基本方針（一部抜粋）

- ・都市的土地利用の明確化と農用地・林地や自然的土地利用の保全を目的に市街地系・田園系・自然環境保全系の3ゾーンとします。
- ・市街地系ゾーンは、環境に配慮しつつ積極的に市街化を図っていくゾーンと位置付けます。
- ・田園系ゾーンは、基本的に農林業の振興を図りつつも必要に応じ、都市的開発・整備を行っていくゾーンとし、一体的に都市計画を展開していくゾーンとします。
- ・自然環境保全系ゾーンは、豊かな自然を保全しながら、自然環境を守り、育てるゾーンとします。

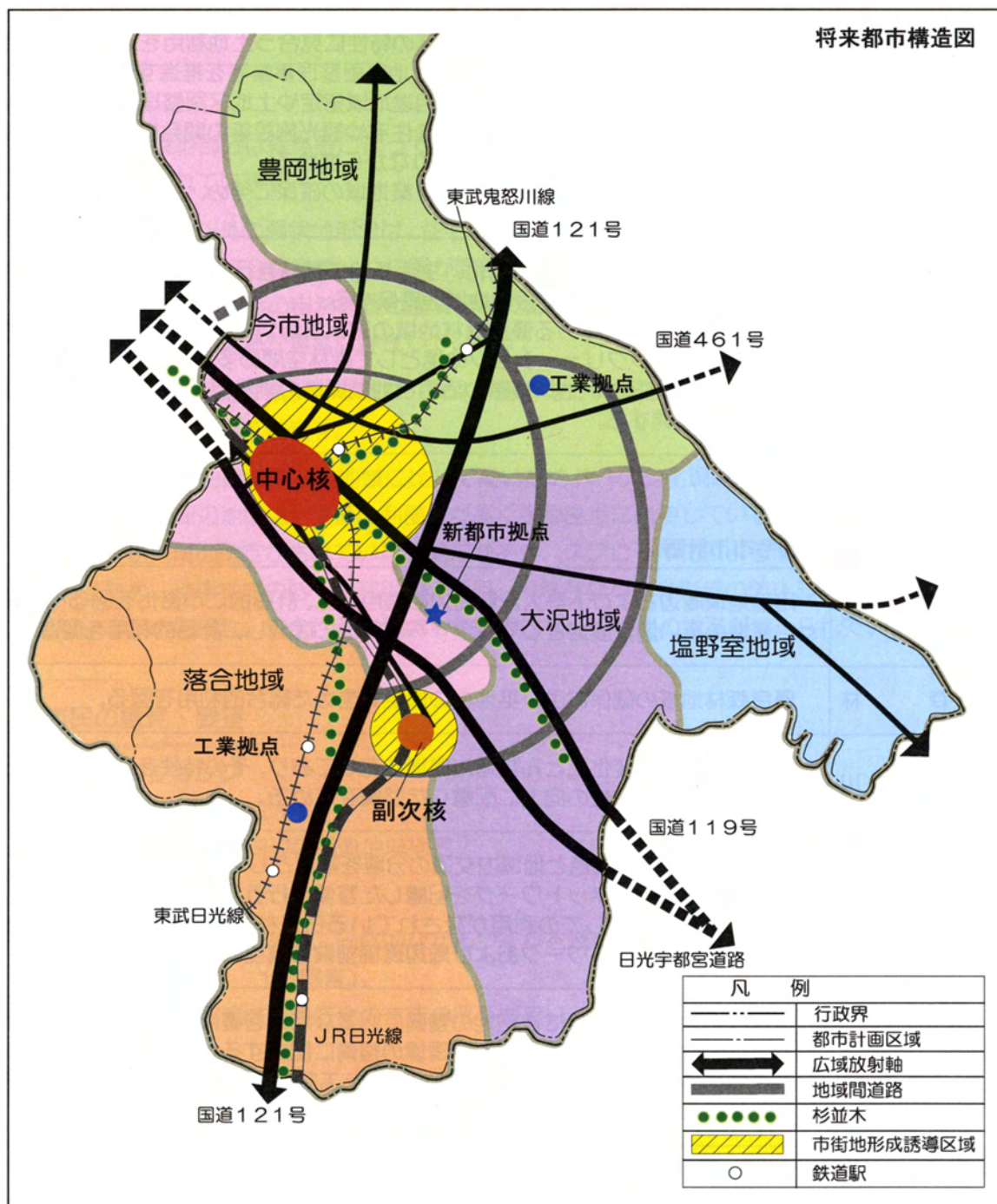
ウ. 市街地整備の基本方針（一部抜粋）

- 中心市街地（中心核）の基本方針
 - ・既存施設の集積等をもとに効率的な市街地整備を誘導する区域として「市街地形成誘導区域」を設定し、将来人口の誘導や中心市街地機能を発揮する中心核として積極的に整備を進め、今市市におけるまちづくりの骨格形成を行ないます。
- 下野大沢駅周辺地区（副次核）の基本方針
 - ・農振法による農用地区域等を除いた都市的土地利用の整備区域を設定します。
 - ・用途地域指定を検討するとともに、地区計画等による良好な地域環境形成の誘導を図ります。

○用途地域及び用途地域周辺の基本方針

- ・住居系用途地域は、面的整備等により街路網や公園等の都市基盤整備を推進し、地区計画制度の導入等により、安心して良好な住宅地の形成を図ります。
- ・用途の混在が見られる地区においては用途混在の防止と良好な住環境の維持するため、用途地域見直しを検討し、必要に応じて適正な用途地域への変更を行ないます。
- ・用途地域周辺部は、スプロール的な市街地が形成されつつある地区において用途地域指定を検討し、良好な市街地形成の誘導を図ります。

【 将来都市構造図 】



② 日光市都市計画マスタープラン 平成16年3月

● 日光の抱える課題

- 人口減少及び少子高齢化への対応 ○中心市街地の再生
○渋滞緩和や防災性向上に資する道路ネットワーク構築
○観光と結びついた地場産業の創出・育成 ○自然環境の維持・保全
○暮らしを支える生活基盤施設の充実 ○目光の都市景観、自然景観の創出と保全

● 都市づくりの3つの柱

- 快適に暮らせる都市をつくる ○真の観光を究める都市をつくる
○自然と共に生きる都市をつくる

● 日光市全体のまちづくりのテーマ

千年を振り返り 千年を見据えた 輝く日光の創造

「雄大な自然の中で、暮らしと観光が共存するまち」

● 項目別にみた都市づくりの方針（全体構想）

ア. 土地利用の方針

- 豊かな心とゆとりのある「まち」づくり

これまでに培われてきた日光の暮らしや地域における住民相互のコミュニティを尊重しながら、暖かなふれあい、心の豊かさに溢れるまちづくりを目指します。

イ. 交通の方針

- 歩行者と自動車が共存する交通システムづくり

既存の交通体系を最大限活用しつつ、歩いて楽しい観光都市づくりの実現が図れるような道路交通システムの確立を図ります。

ウ. 観光の方針

- それぞれの既存観光資源・施設の特性活用

日光観光は、二社一寺や奥日光のみで語られてしまうことが多いが、市内には多数の観光資源・施設があります。これら資源の有効活用を第一歩としながら、訪れる人々との交流を深め、新たな活力の創出を図ります。

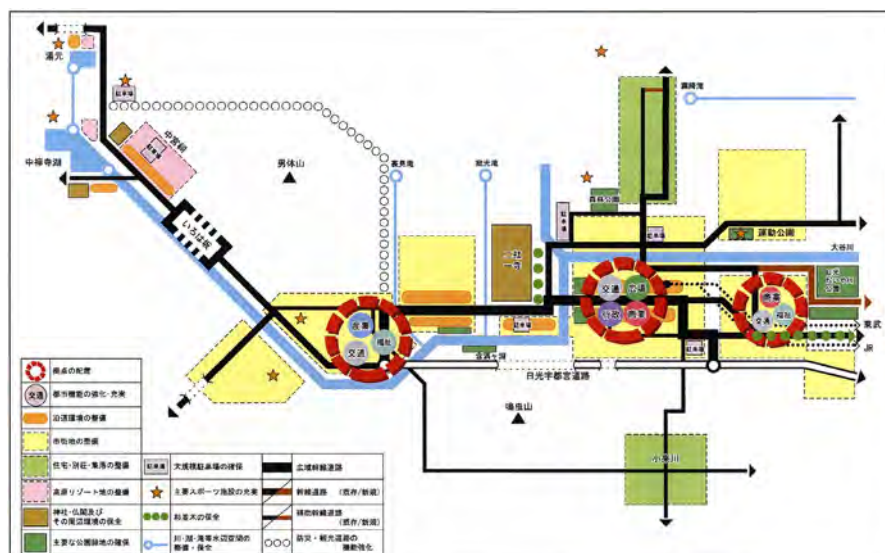
エ. 自然（公園緑地）の方針

- 地域住民の利用しやすさに重点をおいた公園緑地の配置

市民生活に対し、自然資源が与えてくれる様々な恵みを将来にわたり享受できるよう、保全を前提としながら共生していくためのルール（開発規制誘導等）づくりを行います。

また、地区毎に不足する公園・緑地を中心に適正な量及び誘致圏の確保を図ります。

【将来都市構造図】



③ 藤原町都市計画マスタープラン 平成13年9月

● 都市の現況課題

- ・魅力ある住みよいまちづくりによる人口定着の促進
- ・商工業の活性化と効率的な土地利用の促進
- ・滞在型観光都市への再生
- ・観光客と町民の利便性向上のための交通施設整備
- ・住環境向上のための都市基盤（下水道）の整備
- ・自然環境の保護・保全
- ・災害に強いまちづくり

● 基本理念（キャッチフレーズ）と目標（サブテーマ）

ア. 基本理念

ひと 自然 観光 融合するまち藤原

イ. 目標

- ひとが幸せになれる町
- にぎわいのある町
- ゆたかな自然に包み込まれた町

● 将来の都市構造

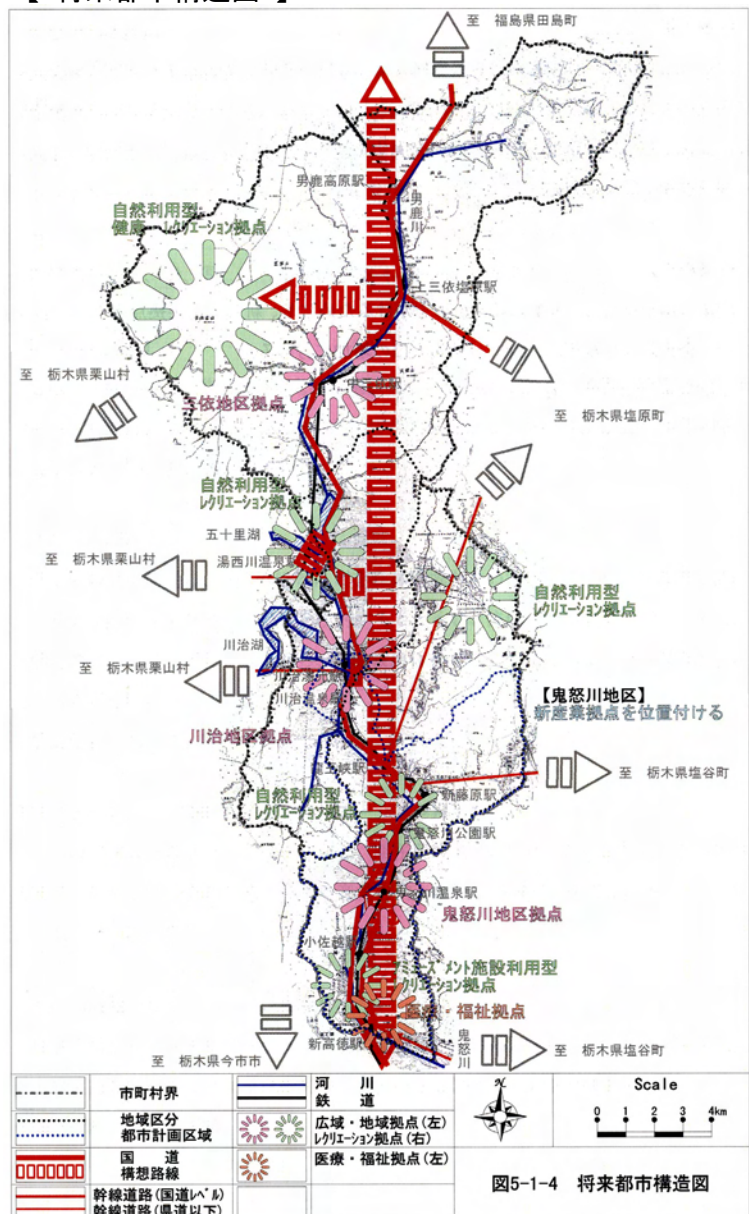
ア. 拠点・核

- 広域拠点
 - ・鬼怒川温泉
 - ・川治温泉
- 地域拠点
 - ・三依
- その他の拠点
 - ・レクリエーション拠点
 - ・新産業拠点
 - ・医療・福祉拠点

イ. 軸

- 広域軸
 - ・国道121号
 - ・国道400号
- 地域軸
 - ・(主) 藤原塩原線
 - ・(主) 川俣温泉川治線
 - ・(主) 藤原宇都宮線
 - ・(主) 宇都宮船生藤原線
- その他の軸
 - ・東武鉄道
 - ・野岩鉄道

【 将来都市構造図 】



2. 市民意向の把握

(1) 日光市総合計画まちづくりに関する市民意識調査の概要

① アンケート調査の概要

●調査の目的

「日光市総合計画」策定に伴い、市民参加の計画づくりを推進するとともに、市民の日常生活圏域や行政に対するニーズ、まちの将来像などを把握し、計画策定に関する検討の基礎資料とするため、まちづくりに関する市民意識調査を実施する。

●調査実施期間

平成18年7月上旬から平成18年7月14日まで

●調査対象

住所要件 … 平成18年7月1日現在で市内に居住する者

年齢要件 … 平成18年4月1日現在で満15歳以上の者

●抽出方法

無作為抽出

●標本数

配布数 8,500件（男4,250件、女4,250件）

回収数 3,507件（男1,523件、女1,832件、無回答152件）

回収率 41.3%（男35.8%、女43.1%）

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）
今市地域	4,800	1,919	40.0
日光地域	1,600	712	44.5
藤原地域	1,200	457	38.1
足尾地域	500	250	50.0
栗山地域	400	145	36.3
無回答	—	24	—
計	8,500	3,507	41.3

●調査方法

調査票の送付、回収ともに郵送で行った。

② アンケート調査結果の概要

※ ここでは、まちづくり（都市計画）に関するもののみに記載しています。

ア 日光市に対する愛着度

全体では、「感じている」「やや感じている」を合わせると70.2%の人が、市に対して愛着を感じていると答えています。一方、「あまり感じていない」「感じていない」と答えた人の合計は、12.2%にとどまっています。

地域別では、特に日光地域は85.7%の人が愛着を感じていると答えています。

イ 定住意向

全体では、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」を合わせると75.7%の人が、これからも住み続けたいと答えています。一方、「どちらかといえば住みたくない」「住みたくない」と答えた人の合計は、8.6%にとどまっています。

地域別では、日光地域がこれからも住み続けたいと答えている人が多く、藤原地域、足尾地域、栗山地域では、他の地域に比較して少なくなっています。

イ-1 住み続けたい理由

一番多かったのは「自然が豊かだから」で、約3割の人が主な理由としてあげています。次に多かったのが、「史跡や文化財、伝統文化が残っているから」(12.9%)、「地域の行事や近所づきあいが良いから」(9.6%)、「日常の買い物が便利だから」(8.5%)の順となっています。

イ-2 住み続けたくない理由

一番多かったのは「日常の買い物が不便だから」(18.6%)でした。これは、住み続けたい理由の4番目に入っている「日常の買い物が便利だから」と相反する回答になっています。次に多かったのが、「道路事情や交通の便が悪いから」(18.4%)、「保健・医療体制が整っていないから」(12.3%)、「市内に適当な職場が少ないから」(11.8%)の順となっています。

ウ 施設や行政サービス、環境などについての評価

加重平均値による数量化で評価点(最高10点、最低-10点)を算出すると、20項目のうち満足度がプラスとなっている項目は6項目にすぎず、14項目で満足度がマイナスとなっています。

全体での満足度評価を見てみると、「自然環境の豊かさ」が6.40点と満足度が最も高く、次いで「ごみの収集・処理の状況」の2.27点、「火災や災害からの安全性」の2.19点となっています。

一方、満足度が最も低いのは、「働きがいのある職場」の-2.61点で、次いで「交通機関の便利さ」の-2.50点、「保健・医療サービスや施設の整備状況」の-1.68点、「道路の整備状況」の-1.53点となっています。

ウ-1 評価－自然環境の豊かさ

全体的に満足度が高くなっており、特に日光地域では高い評価を得ています。

ウ-2 評価－火災や災害からの安全性

消防署が設置されている今市地域、日光地域及び藤原地域では、満足度が比較的高く、足尾地域、栗山地域では、満足度がそれほど高くなっていない状況にあります。

ウ-3 評価－交通事故や犯罪に対する安全性

今市地域では不満に感じていますが、他の地域ではやや満足に感じています。

ウ-4 評価－道路の整備状況

全体的に不満に感じており、特に栗山地域では不満度が高くなっています。

ウ-5 評価－交通機関の便利さ

すべての地域で不満度が高く、特に栗山地域と足尾地域ではその値が高いことから、公共交通機関の整備・充実が求められています。

ウ-6 評価－騒音・振動・悪臭等の環境対策

全体的にやや満足となっており、地域別では、栗山地域と日光地域で他の地域に比べ、高い評価を得ています。

ウ-7 評価－下水・排水の処理状況

全体的ではやや満足となっていますが、足尾地域では不満に思っており、栗山地域でもやや不満に思っています。

ウ-8 評価－公園・緑地・広場の整備状況

今市地域と日光地域では、やや満足という評価になっていますが、他の地域では、不満となっており、特に栗山地域では不満度が高くなっています。

ウ-9 評価－スポーツ活動や施設の整備状況

全体的に不満に感じており、特に栗山地域では、不満度が高くなっています。

ウ-10 評価－保健・医療サービスや施設の整備状況

全体的に不満に感じており、特に栗山地域では、不満度が高くなっています。

ウ-11 評価－働きがいのある職場

全体的に不満度が高く、特に足尾地域・栗山地域では、不満度が高くなっています。

ウ-12 評価－日常の買い物の便利さ

今市地域ではやや満足となっていますが、他の地域では不満を感じています。特に、足尾地域・栗山地域では、不満度が高く、かなり厳しい結果となっています。

エ 将来のまちづくりのイメージ

「森林や河川などの豊かな自然環境を大切にするまち」が16.4%で最も多く、次いで「健康づくりや子ども・お年寄りを大切にする保健・福祉のまち」(14.8%)、「観光業をはじめ、農林業や工業、商業などがバランスよく発展した活力のあるまち」(14.1%)、「交通事故や災害、犯罪のない安全安心なまち」(12.1%)の順となっています。

地域別では、足尾地域を除いて「森林や河川などの豊かな自然環境を大切にするまち」が第1位になっています。また、日光地域では、「史跡や文化財、伝統文化を大切にするまち」が第3位に入っています。

年代別で見ると、10代・20代・30代・50代の第1位は、「森林や河川などの豊かな自然環境を大切にするまち」でしたが、60代・70歳以上は、「健康づくりや子ども・お年寄りを大切にする保健・福祉のまち」でした。また、10代の第2位に「街中に賑わいや活気があふれるまち」が入っており、20代・30代の第2位は、「交通事故や災害、犯罪のない安全安心なまち」でした。

オ 重点的に取り組むべき施策

「保健・医療対策の充実」が16.2%で最も多く、次いで「福祉対策の充実」(12.5%)、「安全安心対策の推進」(10.4%)、「生活環境の整備」(9.8%)、「観光の振興」(9.1%)の順となっています。「保健・福祉分野」や「住環境分野」での施策に対する要望が強いことがわかります。

地域別では、足尾地域において、「公共交通機関の充実」に対する要望が強いことが特徴です。

年代別で見ると、10代、20代で「公共交通機関の充実」に対する要望が強いことが特徴です。

カ 地域づくりやまちづくりの単位

「市全体」が42.1%で最も多く、次いで「旧市町村」(37.8%)となっています。

地域別では、藤原地域、足尾地域、栗山地域では、「旧市町村」が最も多く、特に足尾地域では、53.2%が「旧市町村」となっています。また、今市地域では「市全体」が一番多く44.7%となっています。

(2) 日光市都市計画マスタープランアンケート調査の概要

① アンケート調査の概要

●調査実施期間

平成19年5月23日から平成19年5月30日まで

●調査対象

日光市地域審議会 委員

●標本数

配布数 75件（男47件、女28件）

回収数 56件（男29件、女27件）

今市地域 9件

日光地域 10件

藤原地域 12件

足尾地域 13件

栗山地域 12件

回収率 74.6%（男61.7%、女96.4%）

●調査方法

無記名方式のアンケート調査

② アンケート調査結果の概要

ア「誇れるもの」「大切にしたいもの」

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「祭」、「伝統行事」等の「イベント」
- ・「人」、「地域」等との「つながり」
- ・「自然」、「歴史」、「文化」

●地域別に見ると以下の回答があり、各地域の特徴をあらわしている。

- ・今市地域 … 「例幣使街道」、「杉並木」
- ・日光地域 … 「観光資源」、「訪れる人々の和」
- ・藤原地域 … 「温泉」、「溪谷」
- ・足尾地域 … 「足尾銅山」
- ・栗山地域 … 「温泉」

イ 自然環境—良いところ

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「山」、「川」等の「自然風景」や「自然環境」

●地域別に見ると以下の回答があり、各地域の特徴をあらわしている。

- ・今市地域 … 「田園風景」、「里山」、「杉並木」
- ・日光地域 … 「歴史ある環境」
- ・藤原地域 … 「溪谷、清流、滝」、「自然に恵まれ四季折々の景観」
- ・足尾地域 … 「夜空の星空（松木方面）」、「失われた自然の復活・再生」
- ・栗山地域 … 「国立公園として守られた自然」、「四季折々の自然風景」

ウ 自然環境－困るところ

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「農地の減少」、「山林等の手入れ不足」、「ゴミの不法投棄」

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 …「杉並木が多く街のイメージが暗い」、「土砂災害など」、「意思が織り込まれない町づくり（街並み、地域の産業など）」
- ・日光地域 …「大谷川（護岸工事で景観が悪い）」、「街並が不揃いで貧相である」、「汚くなる湖」
- ・藤原地域 …「溪谷の景観をこわす建物の裏」、「大きな看板が自然景観を壊す」、「ダム湖の死水が流れる川」
- ・足尾地域 …「河川の水量の減少」、「河川をコンクリートにしたこと」、「獣害（猿、鹿、猪）」
- ・栗山地域 …「河川、貯水池の水量が少ない」、「広葉樹から針葉樹にしたこと」、「動物による被害」

エ 土地利用－良いところ

●全地域に共通する回答は無い。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 …「ファッション店の商業地が増えた事」、「人口増にもつながるため住宅地などが増える事」
- ・日光地域 …「国立公園内で規制が厳しく観光地として良好な事」、「民間開発が少なく、乱開発が起こらない事」
- ・藤原地域 …「住環境は、緑が多く閑静で良い事」
- ・足尾地域 …「土地が安価である事」、「土地についてはモノを言う現状にない」
- ・栗山地域 …「土地が安い事」、「ダムに伴い家に温泉を入れてもらった事」

オ 土地利用－困るところ

●全地域に共通する回答は無い。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 …「用途地域が広すぎる」、「住宅地の中に工場が混在」、「宅地が増えると河川の洪水になる」、「市街地を外れた地域の老人等は買物等日常生活に不便」、「幹線道路沿線のみ開発となり、土地利用計画が不明確」
- ・日光地域 …「不規則な市街地の拡大」、「地代が高く、商業地が完全にこわれた（中宮祠）」、「空家、空地の管理が悪く、街並の景観に悪影響」、「市街地中心部の衰退」、「生活用品の購入地域が離れている」
- ・藤原地域 …「工業地の空地の雑草」、「住宅地は計画性の無い狭い込み入った道路」
- ・足尾地域 …「古河の土地が多く、私有地が少ない」、「平地が少なく利用できる土地が少ない」
- ・栗山地域 …「平地が少なく利用できる土地が少ない」

カ 交通環境－良いところ

●全地域に共通する回答は無い。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 …「東武ラインで東京まで直接行ける事」、「朝夕を除き車の量が少ない所」、「東町ＪＲ通りが冬はイルミネーションで綺麗になった」
- ・日光地域 …「交通渋滞が少ない（観光地としては少し淋しい）」、「東京へのアクセスが快適」、「観光地としての整備が進んでいる」、「冬期でも運行してくれる公共の交通機関がある」
- ・藤原地域 …「龍王峡、新藤原の２鉄道駅と路線バスの利用が可能」、「新宿よりＪＲの電車が直通開通したこと」、「交通環境はそれなりに整っている。鉄道は重要な存在」
- ・足尾地域 …「バスの乗り降りが手を上げれば自由にできる事」、「渋滞がない」、「わたらせ渓谷鉄道の景観（鉄道）」、「ドライブ景観は良い」
- ・栗山地域 …「今市、日光へ行くのに冬場以外は交通網の選択が出来る」、「市営バスの運行」、「渋滞がない」、「ダム事業で道路が整備され、便利になる」

キ 交通環境－困るところ

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「道路の維持・管理」、「交通弱者に対する対応」、「道路が狭い、歩道が無い等により、学童の登下校の安全に苦慮」に関する回答がある。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 …「駅前の駐車の数少なく、回りも暗い」、「通勤通学帯の電車・バスが少ない」、「大谷川の橋等が少ない、または無い」、「杉並木による地域の分断」、「道路網の未整備」、「ＪＲと東武の間が離れている」、「歩道が狭い」
- ・日光地域 …「観光シーズン等の渋滞や駐車場の確保が困難」、「お客様が回遊するのが不便」、「冬期でも運行してくれる公共の交通機関の料金が高い」
- ・藤原地域 …「鉄道、自動車道の交通が便利になり観光客の日帰りが多い」、「渋滞などはないが、定期的な交通手段がない」、「赤字路線のバスは廃止になること」、「日光へのアクセスが悪い（鬼怒川⇄日光）」
- ・足尾地域 …「紅葉時期の日光の渋滞は生活道路として使う者は困る」、「バス、鉄道に乗りかえて市役所に行く事」、「足尾から日光・鹿沼へのアクセスが悪い事」、「市内運行バス：中型バスを廃止し、ワゴン車に変換」
- ・栗山地域 …「通勤通学の遠距離対策の道路整備」、「トンネルが多くなり景色が見えなくなる」、「生活道路が１本しかない所がほとんどで通行止めになると不便」

ク 生活環境－良いところ

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「静か」、「空気がきれい」、「水がきれい（今市を除く）」に関する回答がある。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 … 「上水道、下水道、公園が整備」、「雑木林が少し残っている」、「大型スーパーは市街地に集まり駐車場に困らない」
- ・日光地域 … 「上水道、下水道、公園が整備」、「世界遺産を中心とした街づくりが進んでる」、「コンパクトに生活環境が整備されている」、「治安が良い」
- ・藤原地域 … 「緑が多く、生活道路は徐々に改善されている」、「安全安心」、「買物が不便のため、消費が少ない」
- ・足尾地域 … 「自然が豊かで、いたるところ山菜が取れ身近に動物がいる」、「お店に注文すると配達してくれる」、「大きな災害もなく、暮らしやすい」
- ・栗山地域 … 「家で温泉に入れること」、「上下水道の整備」、「四季折々楽しめるので山間部ですが不便（買物など）と感じないところ」

ケ 生活環境－困るところ

●全地域に共通して以下の回答がある。

- ・「下水道が未整備（栗山を除く）」、「上水道が未整備（日光・栗山を除く）」、「買物が不便（お年寄りの買物が不便）」に関する回答がある。

●地域別に見ると以下の回答がある。

- ・今市地域 … 「公園の治安が悪い所がある」、「道路網整備の遅れ」、「今市地区大通り商店街に駐車場が足りない」
- ・日光地域 … 「下水道施設等の老朽化に伴うにおい」、「道路整備により水路が断たれてしまい、上下水道料金の負担が大きい」
- ・藤原地域 … 「公園の管理が悪い」、「産婦人科や小児科の医院や病院が無い」
- ・足尾地域 … 「土地利用がスムーズにいかない」、「薬局がなくなって不便」
- ・栗山地域 … 「上下水道の使用料の高騰」、「若い人達が戻らなく高齢化が進み過疎化」、「職場がない」、「公園等の集い場所が無い」

コ「新しくつくりたいこと」「守りたいこと」

大きく大別すると、「道路・公園等の整備」、「箱物の整備」の整備に関することや、「観光」、「地域振興」や「中心市街地活性化」の対策に関すること、「イベントの開催」、「地域活動」に関すること、「環境」の保全に関すること、「高齢者」に関すること、「職場」の充実等の回答がある。

3. 現況把握

(1) 位置・地勢

本市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、市役所は東京から約120kmとなります。南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県檜枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接しています。

本市の総面積は約144,987haで、県土のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなります。国土の約66%が森林面積になりますが、本市においては約87%を占め、豊かな自然環境の源となっています。

地形的には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されています。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)があります。標高は、一番高い白根山が2,578m、一番低い行川の谷が約200mで、その差は約2,380mにもなります。



(2) 歴史・文化

本市を構成する各地域は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として発展してきました。

歴史的には、8世紀末の勝道上人による日光開山以後、山岳信仰の聖地として崇拝されてきた日光に17世紀はじめに徳川家康公の霊廟である東照宮が建立された後は、日光地域は二社一寺の門前町として、今市地域は日光街道・例幣使街道・会津西街道の結節点の宿場町として栄えてきました。さらに、藤原地域では、17世紀末に鬼怒川温泉が、18世紀初頭には川治温泉が発見され、日本有数の温泉保養地としても発展するようになりました。

また、同じ勝道上人によって開山された足尾地域も、庚申講の総本山として多くの信仰を集めていましたが、17世紀初頭に銅鉱脈が発見された後は、日本を代表する銅山として栄え、日本の近代化に大きな功績を残しました。

一方、栗山地域は、平家の落人により集落が築かれたともいわれ、平家杉や平家塚などの史跡が残されているほか、湯西川や奥鬼怒温泉郷をはじめとする温泉保養地としても栄えてきました。

(3) 人口

① 総人口

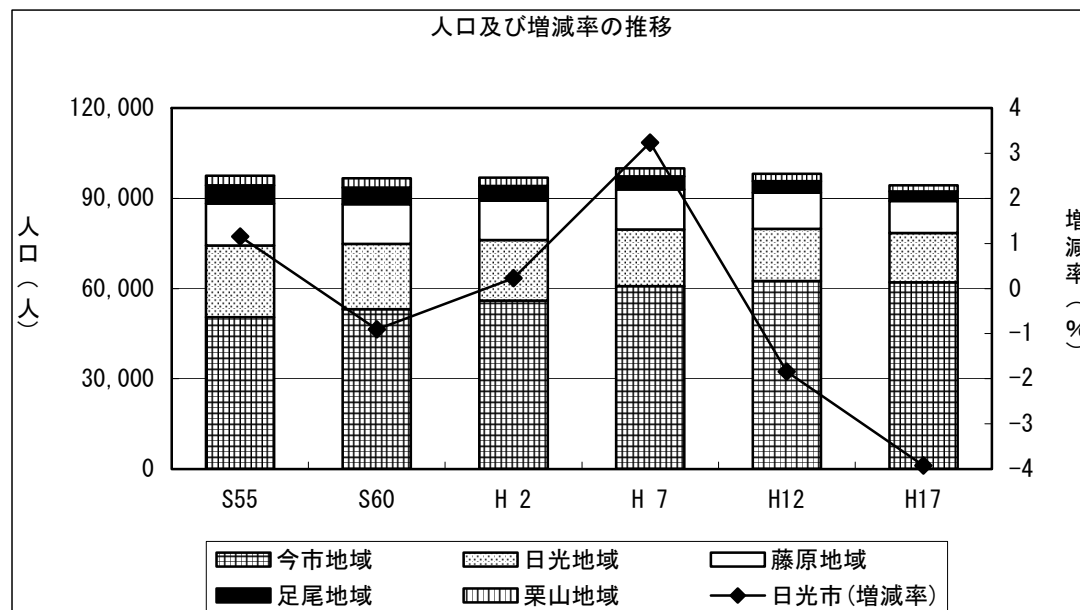
本市の総人口は、平成7年をピークに減少傾向に転じています。用途地域内及び都市計画区域外人口は昭和55年以降減少傾向を示しています。特に、都市計画区域外においては、平成17年の人口を昭和55年と比較すると約27%となっています。

一方、都市計画区域内人口の割合は、昭和55年以降増加傾向を示し、平成17年では約93%を占めています。また、平成7年以降は、用途地域外人口の割合が用途地域内人口の割合を逆転し、最も割合が高くなっています。

【人口の推移】（資料：国勢調査、都市計画基礎調査）

日光市	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	97,515	100.0	96,634	100.0	96,859	100.0	99,988	100.0	98,143	100.0	94,291	100.0
都市計画区域内	71,425	73.2	82,009	84.9	84,575	87.3	87,524	87.5	89,875	91.6	87,371	92.7
用途地域内	44,659	45.8	42,414	43.9	42,284	43.7	40,006	40.0	37,233	37.9	35,513	37.7
用途地域外	26,766	27.4	39,595	41.0	42,291	43.7	47,518	47.5	52,642	53.6	51,858	55.0
都市計画区域外	26,090	26.8	14,625	15.1	12,284	12.7	12,464	12.5	8,268	8.4	6,920	7.3

【人口と増減率の推移】（資料：国勢調査、都市計画基礎調査）



② 地域別人口

地域別に見ると、増加傾向を示していた今市地域においても、平成12年をピークに減少傾向に転じています。また、その他の地域においては、減少傾向を示しており、平成17年の人口を昭和55年と比較すると、日光地域は約69%、藤原地域は約76%、足尾地域は約54%、栗山地域は約60%となっています。

【 地域別人口の推移 】（資料：国勢調査、都市計画基礎調査）

今市地域	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	50,423	100.0	53,113	100.0	56,008	100.0	60,811	100.0	62,476	100.0	62,047	100.0
都市計画区域内	34,595	68.6	49,504	93.2	53,594	95.7	57,555	94.6	62,476	100.0	62,047	100.0
用途地域内	21,944	43.5	21,961	41.3	22,886	40.9	22,065	36.3	21,103	33.8	20,808	33.5
用途地域外	12,651	25.1	27,543	51.9	30,708	54.8	35,490	58.4	41,373	66.2	41,239	66.5
都市計画区域外	15,828	31.4	3,609	6.8	2,414	4.3	3,256	5.4	0	0.0	0	0.0

日光地域	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	23,885	100.0	21,705	100.0	20,128	100.0	18,874	100.0	17,428	100.0	16,379	100.0
都市計画区域内	23,885	100.0	20,309	93.6	18,784	93.3	17,668	93.6	16,307	93.6	15,371	93.8
用途地域内	16,407	68.7	14,230	65.6	13,705	68.1	11,833	62.7	10,919	62.7	10,134	61.9
用途地域外	7,478	31.3	6,079	28.0	5,079	25.2	5,835	30.9	5,388	30.9	5,237	32.0
都市計画区域外	0	0.0	1,396	6.4	1,344	6.7	1,206	6.4	1,121	6.4	1,008	6.2

藤原地域	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	13,977	100.0	13,256	100.0	13,051	100.0	13,300	100.0	12,031	100.0	10,684	100.0
都市計画区域内	12,945	92.6	12,196	92.0	12,197	93.5	12,301	92.5	11,092	92.2	9,953	93.2
用途地域内	6,308	45.1	6,223	46.9	5,693	43.6	6,108	45.9	5,211	43.3	4,571	42.8
用途地域外	6,637	47.5	5,973	45.1	6,504	49.8	6,193	46.6	5,881	48.9	5,382	50.4
都市計画区域外	1,032	7.4	1,060	8.0	854	6.5	999	7.5	939	7.8	731	6.8

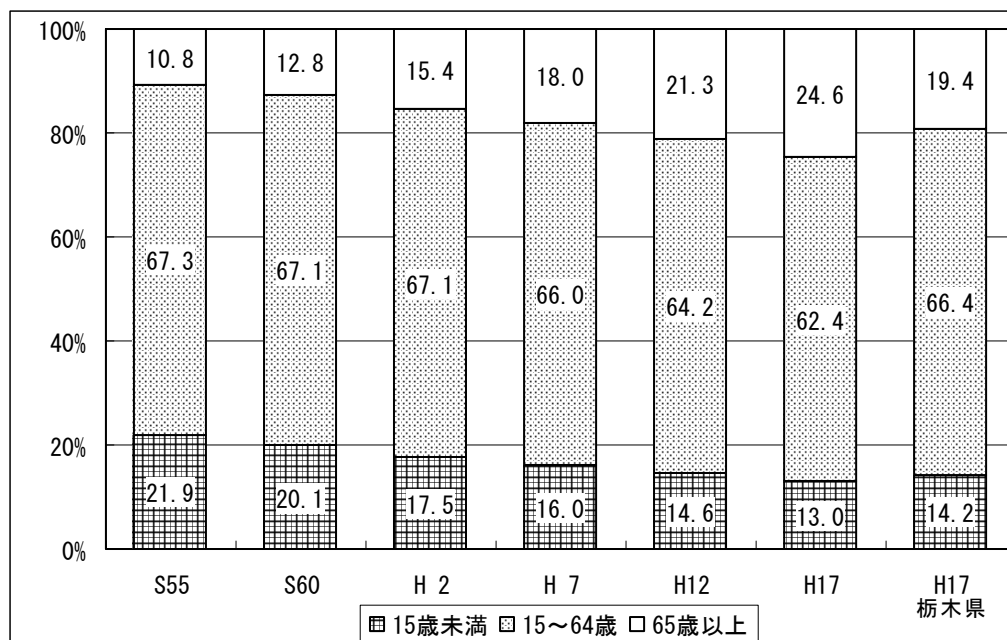
足尾地域	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	6,007	100.0	5,556	100.0	4,934	100.0	4,380	100.0	3,797	100.0	3,248	100.0
都市計画区域内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
用途地域内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
用途地域外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画区域外	6,007	100.0	5,556	100.0	4,934	100.0	4,380	100.0	3,797	100.0	3,248	100.0

栗山地域	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
行政区域	3,223	100.0	3,004	100.0	2,738	100.0	2,623	100.0	2,411	100.0	1,933	100.0
都市計画区域内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
用途地域内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
用途地域外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画区域外	3,223	100.0	3,004	100.0	2,738	100.0	2,623	100.0	2,411	100.0	1,933	100.0

③ 年齢別人口

昭和55年以降、15歳未満人口及び15～64歳人口の割合は減少傾向を示し、65歳以上人口の割合は増加傾向を示しています。平成17年では、高齢化率が約25%と栃木県平均に比べ、高齢化が進行しています。

【 年齢別人口割合の推移 】（資料：国勢調査）



④ 人口動態

ア 転出・転入

平成12年及び平成17年とも、転入人口よりも転出人口の方が多く、転出超過傾向を示しています。

都市毎でみると、転出・転入状況ともに隣接する宇都宮市、鹿沼市の順に多い状況です。特に、宇都宮市では転入者に比べ転出者が220人多い状況です。

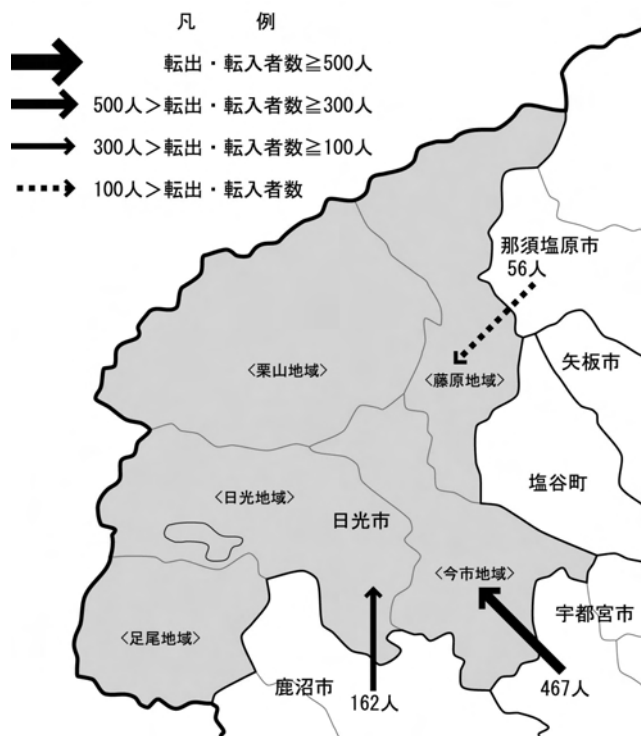
【転出状況（平成17年）】

（資料：毎月人口統計調査）



【転入状況（平成17年）】

（資料：毎月人口統計調査）



【転出・転入状況】（資料：毎月人口統計調査、総人口のみ国勢調査）

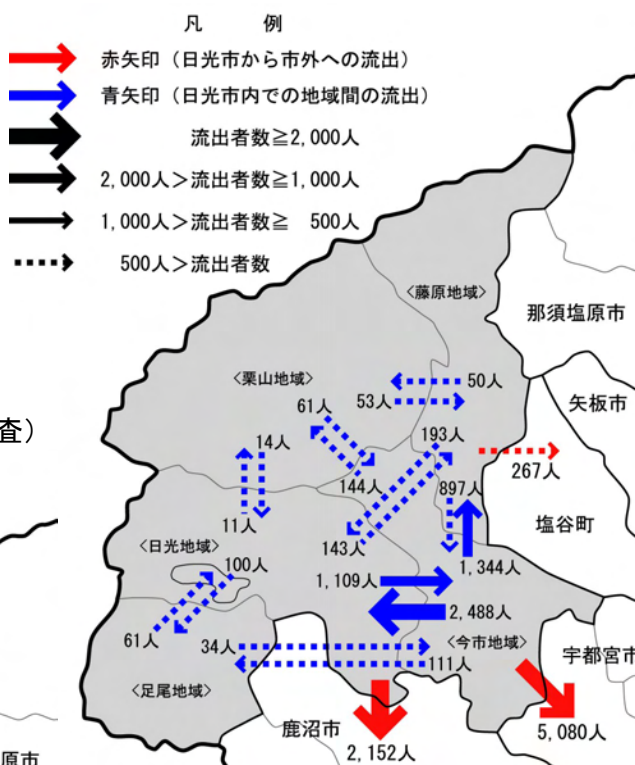
転出	総人口	転出人口	転出率	第1位転出先			第2位転出先			第3位転出先			入／出口 人比
				市町名	転出者	比率	市町名	転出者	比率	市町名	転出者	比率	
平成12年	98,143	1,456	1.5	宇都宮市	740	50.8	鹿沼市	198	13.6	那須塩原市	66	4.5	91.1
平成17年	94,291	1,497	1.6	宇都宮市	687	45.9	鹿沼市	229	15.3	那須塩原市	79	5.3	
転入	総人口	転入人口	転入率	第1位転入先			第2位転入先			第3位転入先			入／出口 人比
				市町名	転入者	比率	市町名	転入者	比率	市町名	転入者	比率	
平成12年	98,143	1,327	1.4	宇都宮市	656	49.4	鹿沼市	157	11.8	那須塩原市	58	4.4	91.1
平成17年	94,291	1,070	1.1	宇都宮市	467	43.6	鹿沼市	162	15.1	那須塩原市	56	5.2	71.5

イ 流出・流入

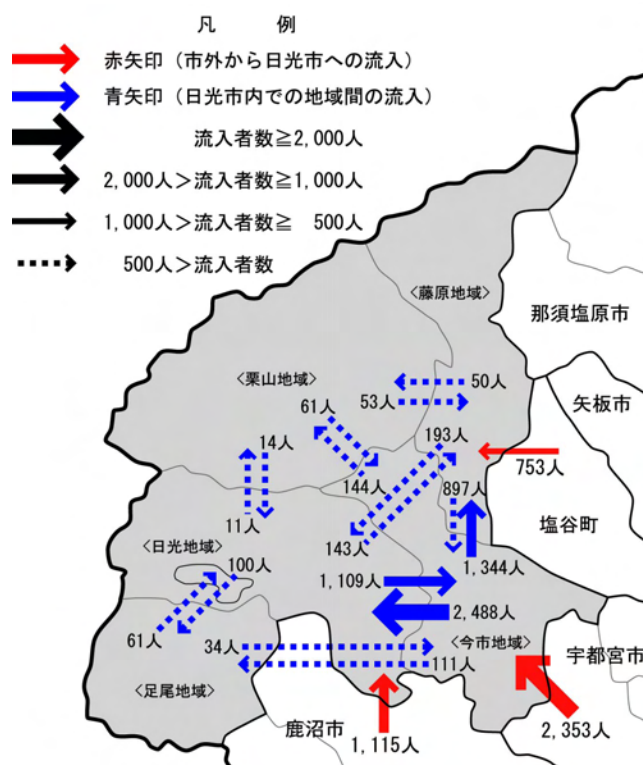
平成12年及び平成17年とも、流入人口よりも流出人口のほうが多く、流出超過傾向を示しています。

都市毎でみると、流出・流入状況ともに隣接する宇都宮市、鹿沼市、塩谷町の順に多い状況です。宇都宮市及び鹿沼市では、流入人口よりも流出人口が多く、塩谷町では流出人口よりも流入人口の方が多くなっている状況です。

【 流出状況（平成17年）】（資料：国勢調査）



【 流入状況（平成17年）】（資料：国勢調査）



【 流出・流入状況 】（資料：国勢調査）

流出	常住地による就業者数	流出就業者数	流出率	第1位流出先			第2位流出先			第3位流出先			従/常 就業率 比
				市町名	流出者	比率	市町名	流出者	比率	市町名	流出者	比率	
平成12年	51,068	9,080	17.8	宇都宮市	4,988	54.9	鹿沼市	1,897	20.9	塩谷町	287	3.2	
平成17年	48,107	9,420	19.6	宇都宮市	5,080	53.9	鹿沼市	2,152	22.8	塩谷町	267	2.8	
流入	従業地による就業者数	流入就業者数	流入率	第1位流入先			第2位流入先			第3位流入先			
				市町名	流入者	比率	市町名	流入者	比率	市町名	流入者	比率	
平成12年	47,973	5,985	12.5	宇都宮市	2,300	38.4	鹿沼市	1,025	17.1	塩谷町	824	13.8	93.9
平成17年	44,700	6,013	13.5	宇都宮市	2,353	39.1	鹿沼市	1,115	18.5	塩谷町	753	12.5	92.9

(4) 産業

① 産業別就業人口

産業別就業人口は、平成7年まで増加傾向で推移していましたが、それ以降は総人口の推移と同様に減少傾向に転じ、平成17年国勢調査では48,107人となっています。

産業別就業構成は、栃木県（約7%、約33%、約60%）と比べると、第一次産業と第二次産業の割合が低く、第三次産業の割合が高くなっています。特に、藤原地域と栗山地域では80%を超えています。

【産業別就業人口（平成17年）】（資料：国勢調査）

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計		総人口 (人)	就業人口 割合(%)
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)		
日光市	2,768	5.8	13,795	28.7	31,544	65.6	48,107	100.0	94,291	51.0
今市地域	2,331	7.4	10,410	33.0	18,850	59.7	31,591	100.0	62,047	50.9
日光地域	190	2.3	1,999	24.2	6,077	73.5	8,266	100.0	16,379	50.5
藤原地域	186	3.1	831	13.9	4,942	82.9	5,959	100.0	10,684	55.8
足尾地域	17	1.4	426	34.4	796	64.2	1,239	100.0	3,248	38.1
栗山地域	44	4.2	129	12.3	879	83.6	1,052	100.0	1,933	54.4
栃木県	69,344	6.8	331,774	32.6	616,021	60.6	1,017,139	100.0	2,016,631	50.4

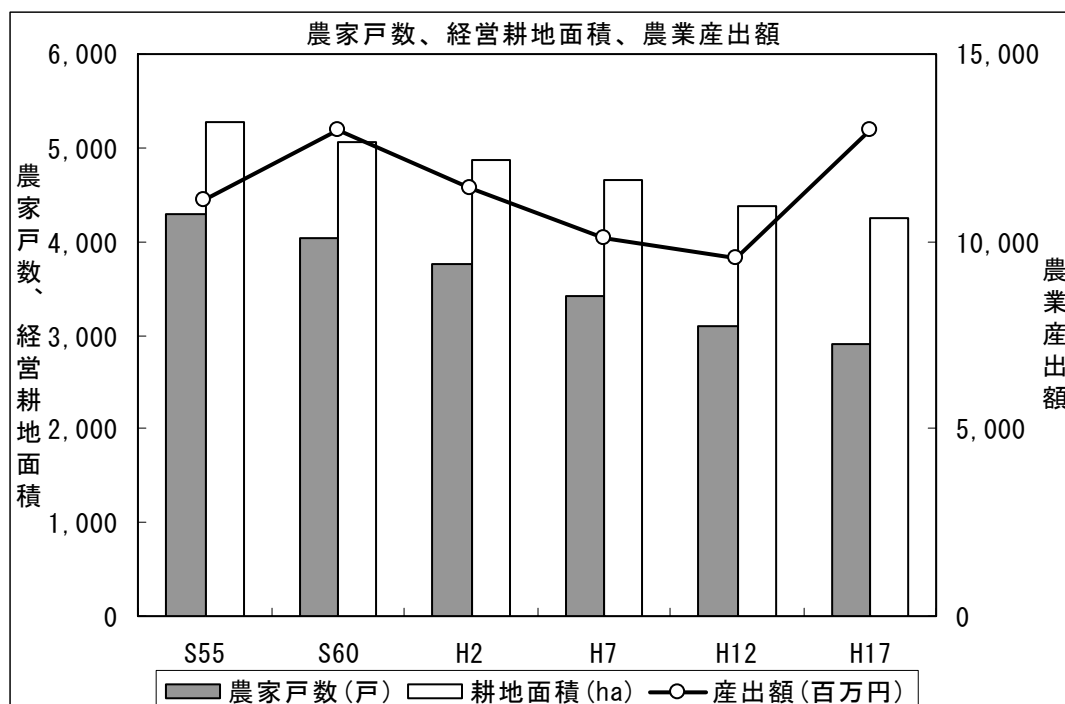
② 産業別状況

ア 農業

農業は、今市地域、日光地域、藤原地域の平坦部における水田稲作や畜産、花き栽培が主体で、藤原地域の一部では高冷地野菜の栽培も盛んです。

農家戸数及び経営耕地面積は、昭和55年以降減少傾向を示しています。また、農業算出額は、昭和60年をピークに平成12年まで減少していましたが、平成17年には約130億円と増加傾向を示しています。

【農家戸数及び農業産出額等の推移】（資料：農林業センサス、栃木農林水産統計年報）



イ 林業

森林面積は、平成17年3月31日現在で125,671haであり、総面積の約87%を占めています。森林面積のうち約64%を国有林が占め、大半が日光国立公園内にあり、観光・レクリエーション的な性格も強いことから、自然環境の保護との並存が重要視されています。

民有林については、林業を営む多くが小規模経営であるため、経営の近代化・高度化が遅れているほか、さらに、高齢化の進展に伴う後継者不足などの問題に直面しています。

ウ 水産業

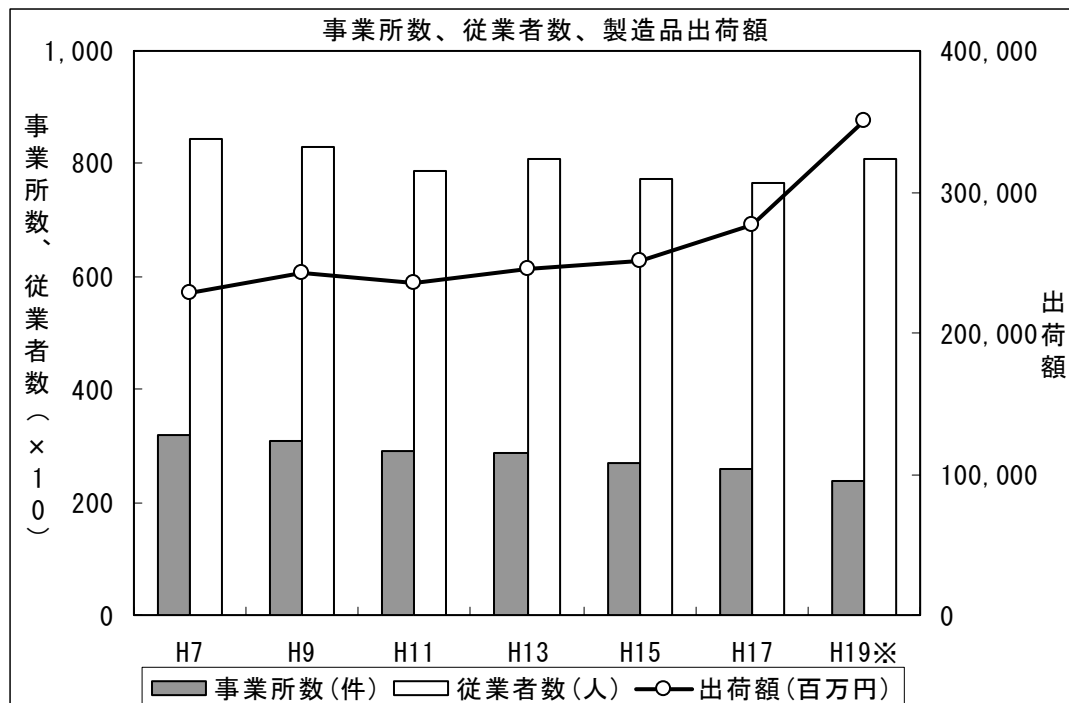
水産業は、鬼怒川や大谷川をはじめとする多くの河川や中禅寺湖、湯の湖、五十里湖、川俣湖などの湖沼に恵まれ、内水面漁業には、有利な条件を有しています。

エ 鉱工業

鉱工業は、中小規模の事業所が大部分を占め、平成7年以降、製造品出荷額は増加傾向を示し、平成19年※では3,511億円となっています。逆に、事業所数は減少傾向を示しています。従業者数は平成13年以降の減少傾向から、平成19年※では増加傾向に転じています。

また、近年、当市が有する豊富で高品質の水を背景として、平成8年に分譲を開始した大日光（轟）工業団地に、食品関連会社数社が進出しています。

【事業所及び製造品出荷額等の推移】（資料：工業統計調査）



※ 平成19年に関しては「速報値（平成20年10月10日公表）」の値を使用しています。特に、製造品出荷額については、平成19年数値を平成18年以前の定義で再計算した数値となっています。

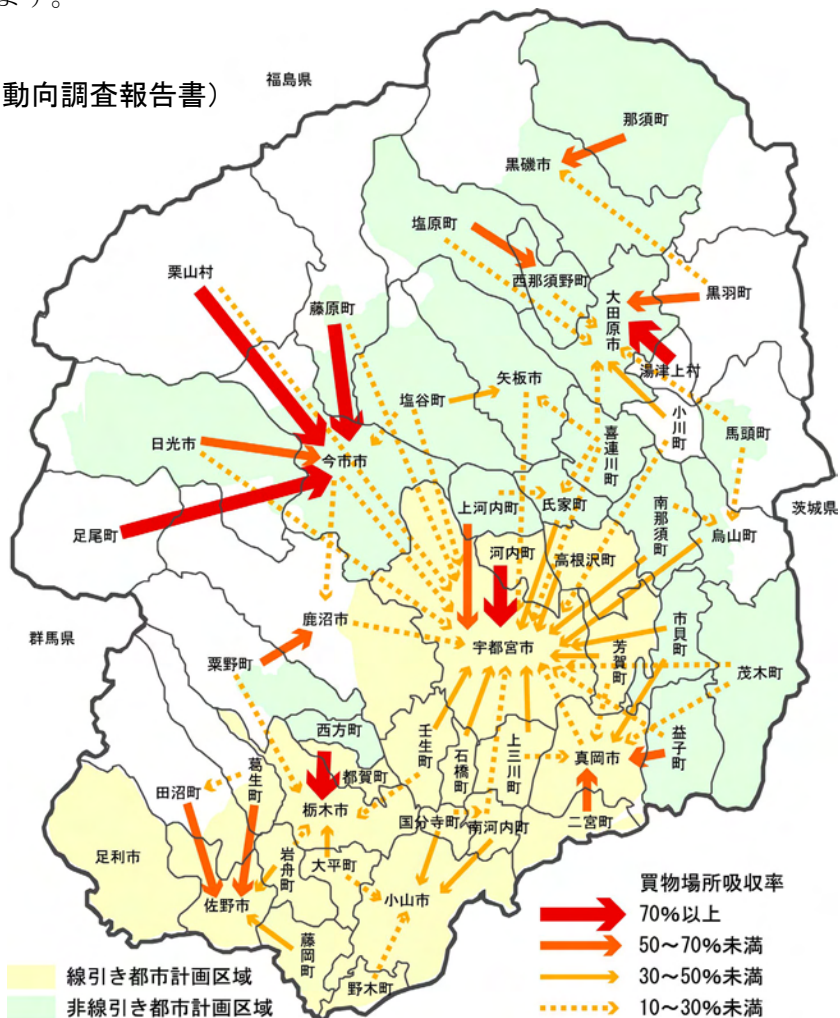
オ 商業

商業は、今市地域が中心で、主要幹線道路沿いへの大型店・中型店の出店により盛況な面もありますが、宇都宮市、鹿沼市などへ消費が流出する傾向もみられます。

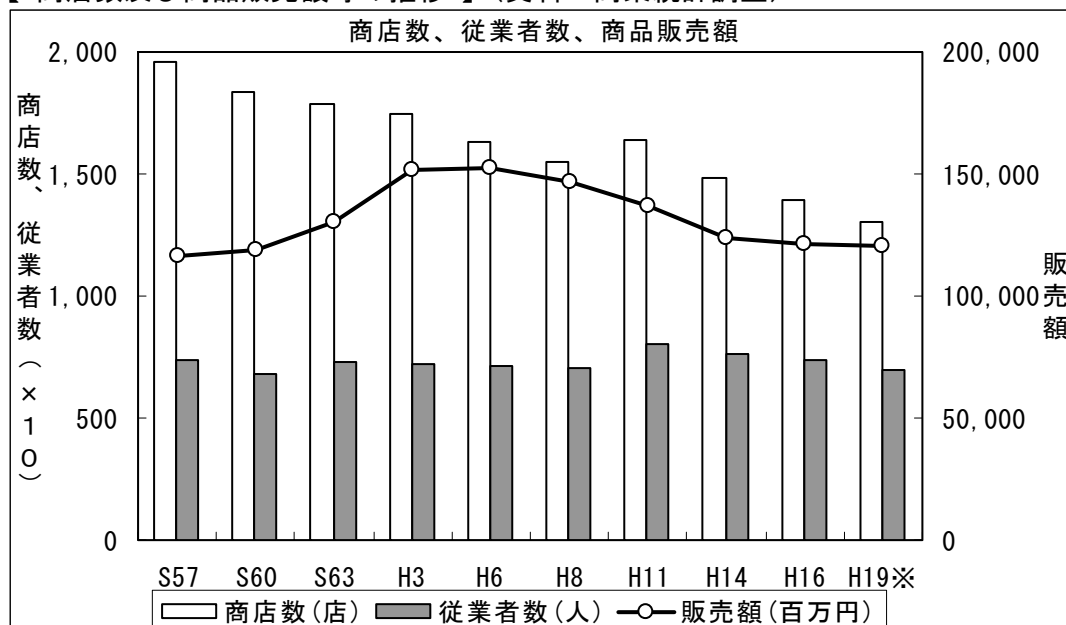
また、商店数は昭和57年以降減少傾向を示しています。販売額は平成6年をピークに減少傾向に転じています。

【 商圈の吸収状況 】

(資料：平成16年度地域購買動向調査報告書)



【 商店数及び商品販売額等の推移 】 (資料：商業統計調査)



※ 平成19年に関しては「速報値(平成21年2月27日公表)」の値を使用しています。

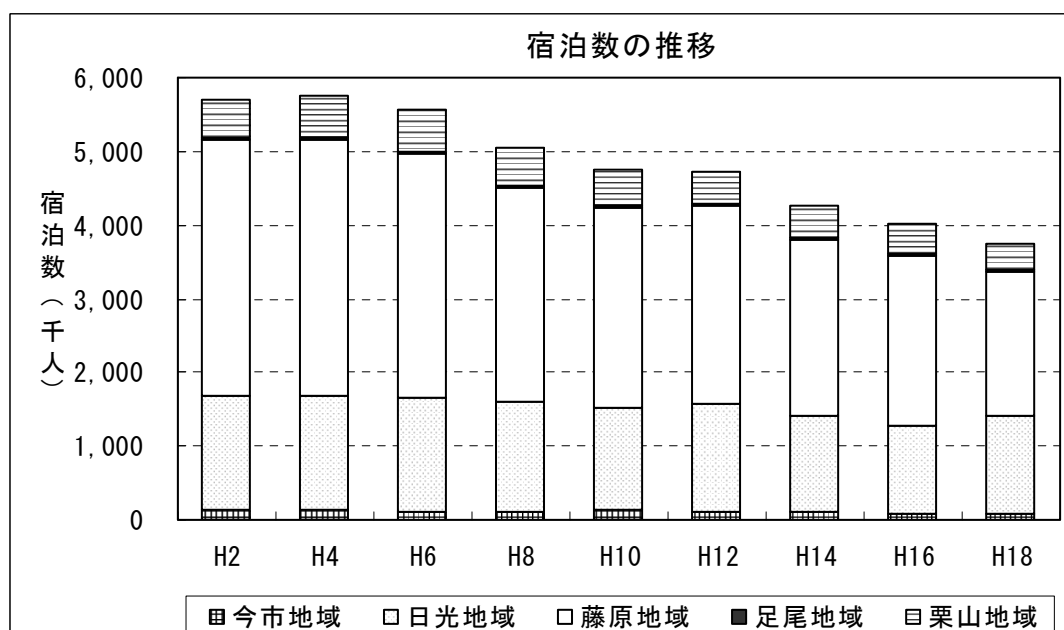
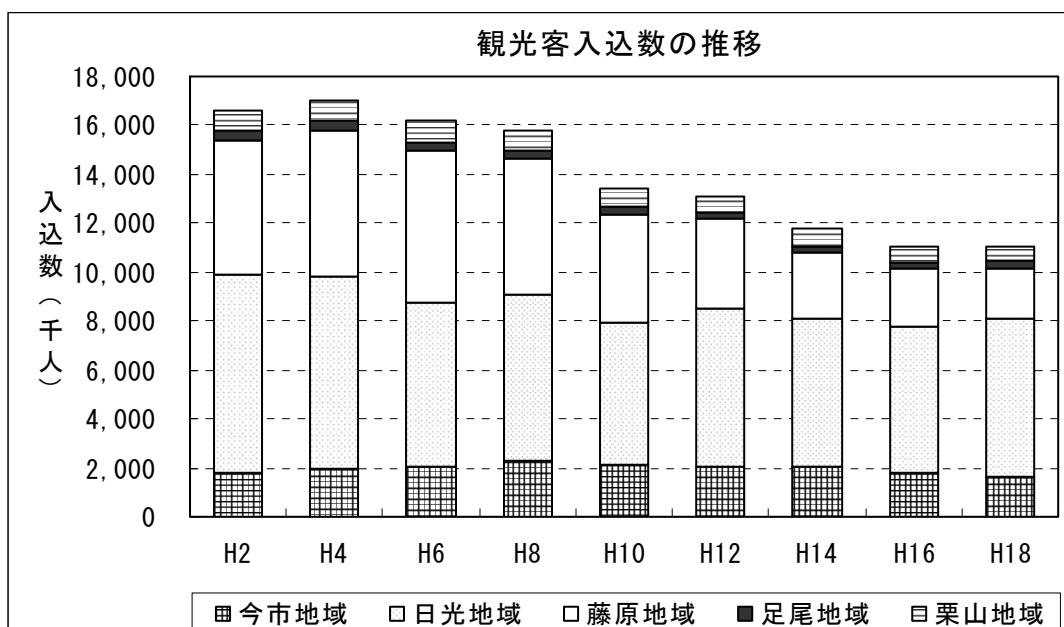
カ 観光

本市は、世界に類のない日光国立公園の豊かな自然環境や、世界遺産にも登録された「日光の社寺」、特別天然記念物と特別史跡の二重指定を唯一受けている日光杉並木街道などの歴史的・文化的遺産、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、日光湯元などの温泉資源、銅山観光などの観光資源に恵まれ、観光が重要な産業として発展してきました。

しかし、平成4年に1,700万人を超えていた観光入り込み客数は、平成18年には1,140万人へと、同様に、平成3年に600万人を超えていた観光宿泊客数は、平成18年には380万人へと、年々減少傾向で推移しています。

平成18年において地域別に見ると、日光地域では観光客入込数の約59%を占めていますが、観光客入込数に対する宿泊数の割合は約21%となっております。また、藤原地域や栗山地域では、観光客入込数に対する宿泊数の割合はそれぞれ約97%、約65%と高く、今市地域や足尾地域では約5%と低い割合となっております。

【観光客入込数・宿泊数の推移】（資料：栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査）



(5) 土地利用

森林が全体の86.7%を占め、続いて農用地が4.5%、宅地が1.6%、湖沼が1.4%の順になります。そのうち森林と湖沼が約88%と、自然的土地利用が大部分を占める一方、可住地面積が極めて少ないという状況であり、こうした傾向は、今市地域を除く4地域が顕著で、特に足尾・栗山地域の自然的土地利用は約96～97%になっています。

平成8（1996）年と平成18（2006）年の土地利用の推移を見ると、森林、湖沼及び農用地がやや減少し、宅地などがやや増加していますが、全体としては大きな変化はありません。地域別に見ると、全地域で森林と農用地が減少していますが、宅地については、今市・日光・藤原・栗山地域で増加しているものの、足尾地域では減少しています。

【土地利用の推移】（資料：日光市総合計画）

（単位：ha, %）

区 分		日光市		今市地域		日光地域		藤原地域		足尾地域		栗山地域	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
総面積	平成18年	144,987	100	24,354	100	32,090	100	27,227	100	18,579	100	42,737	100
	平成8年	144,897	100	24,256	100	32,098	100	27,227	100	18,579	100	42,737	100
	増 減	90	—	98	—	—8	—	0	—	0	—	0	—
農用地	平成18年	6,568	4.5	5,046	20.7	419	1.3	518	1.9	65	0.3	520	1.2
	平成8年	6,767	4.7	5,194	21.5	431	1.4	549	2.0	68	0.4	525	1.2
	増 減	—199	—0.2	—148	—0.8	—12	—0.1	—31	—0.1	—3	—0.1	—5	0.0
宅 地	平成18年	2,352	1.6	1,415	5.8	514	1.6	259	0.9	104	0.6	60	0.1
	平成8年	2,116	1.4	1,208	5.0	495	1.5	244	0.9	111	0.6	58	0.1
	増 減	236	0.2	207	0.8	19	0.1	15	0.0	—7	0.0	2	0.0
森 林 ()は 国有林	平成18年	125,671 (80,396)	86.7	13,363 (1,781)	54.9	28,474 (13,969)	88.7	25,162 (21,963)	92.4	17,939 (15,261)	96.6	40,733 (27,422)	95.3
	平成8年	126,058 (80,759)	87.0	13,498 (1,782)	55.5	28,540 (14,183)	88.9	25,192 (21,974)	92.5	17,963 (15,279)	96.7	40,865 (27,541)	95.6
	増 減	—387	—0.3	—135	—0.6	—66	—0.2	—30	—0.1	—24	—0.1	—132	—0.3
湖 沼	平成18年	1,994	1.4	68	0.3	1,217	3.8	395	1.5	0	0.0	314	0.8
	平成8年	2,029	1.4	67	0.3	1,241	3.9	395	1.5	0	0.0	326	0.8
	増 減	—35	0.0	1	0.0	—24	—0.1	0	0.0	0	0.0	—12	0.0
その他	平成18年	8,402	5.8	4,462	18.3	1,466	4.6	893	3.3	471	2.5	1,110	2.6
	平成8年	7,927	5.5	4,289	17.7	1,391	4.3	847	3.1	437	2.3	963	2.3
	増 減	475	0.3	173	0.6	75	0.3	46	0.2	34	0.2	147	0.3

注1 資料は栃木県統計年鑑。森林については県環境森林部の資料。

注2 各年の基準日は1月1日。

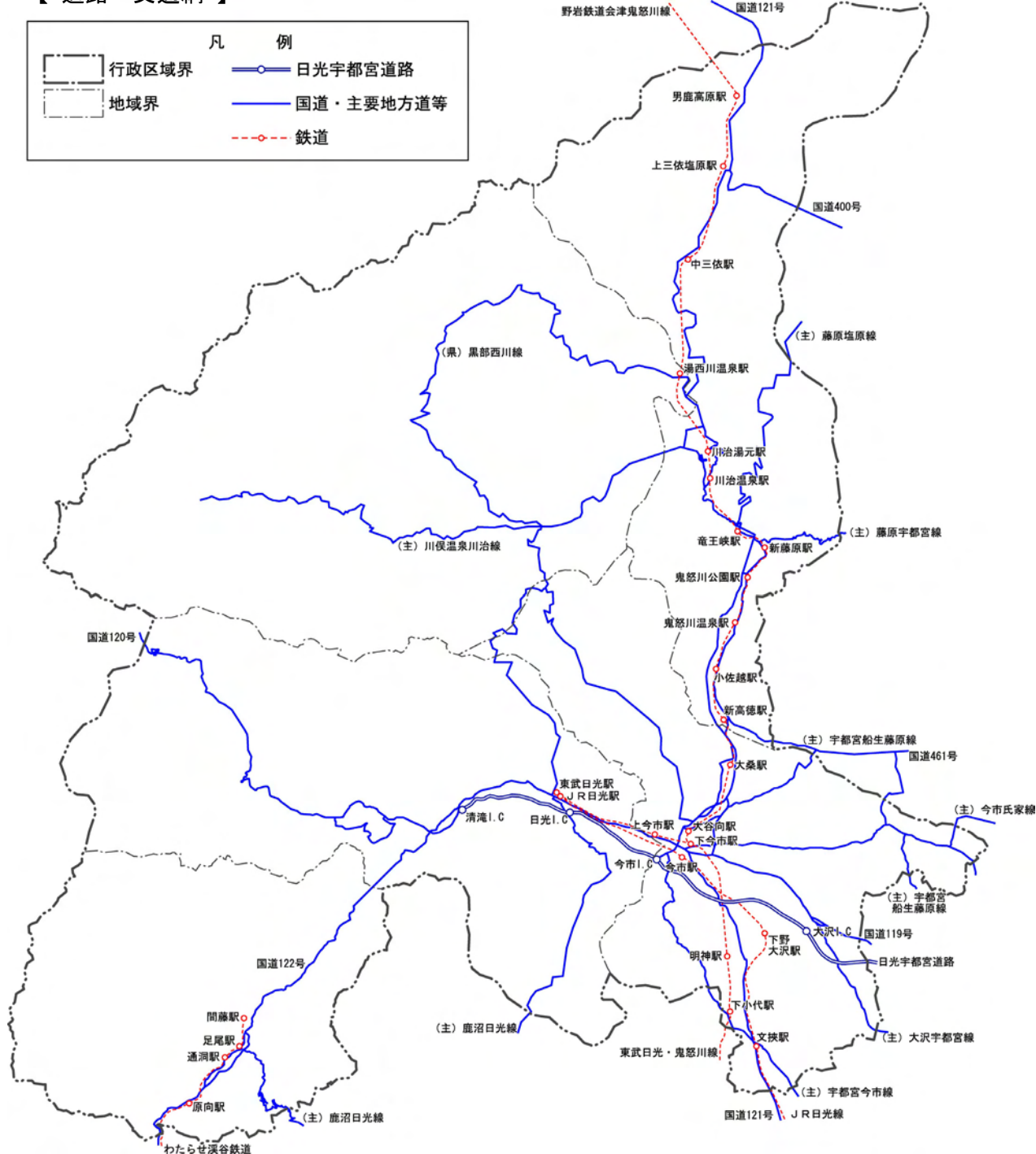
(6) 道路・交通網

道路網は、日光宇都宮道路をはじめ、国道や主要地方道が基幹道路となり、本市の各地域を連絡し、これらの基幹道路に市道が網目状に連結しています。しかし、観光シーズンにおいては、国道の交通渋滞が著しい状況です。

鉄道網は、本市と東京浅草を結ぶ東武日光・鬼怒川線、東武鬼怒川線と接続し本市（藤原地域）と福島県田島町を結ぶ野岩鉄道会津鬼怒川線、本市と県都宇都宮市を結ぶＪＲ日光線、本市（足尾地域）と群馬県桐生市を結ぶ、わたらせ渓谷鐵道の５線があります。

また、バス路線は、本市が運営しているものが12路線、他市の市営バス運営によるものが2市2路線、民間事業者によるものが7社41路線あり、市民の生活路線として、また観光客の市内観光に利用されています。

【 道路・交通網 】



(7) 都市計画の状況

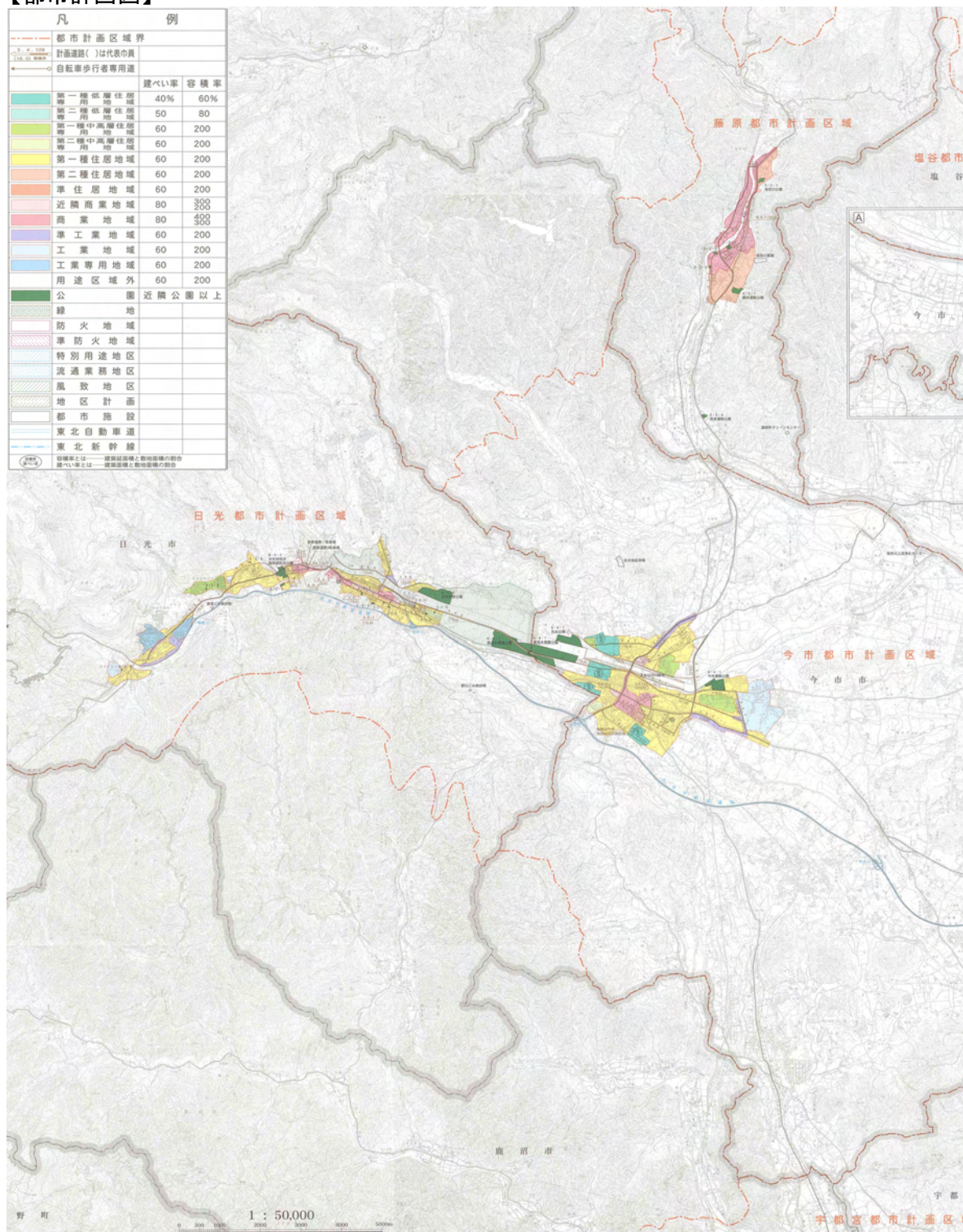
① 都市計画区域指定状況

今市地域、日光地域、藤原地域の一部でそれぞれ都市計画区域が指定されており、行政区域に対する都市計画区域の割合は、約33%を占めています。

【都市計画区域指定状況（平成20年4月）】（資料：栃木県の都市計画）（単位：ha、%）

	日光市		今市地域		日光地域		藤原地域		足尾地域		栗山地域		栃木県	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
行政区域面積	144,987	100.0	24,354	100.0	32,090	100.0	27,227	100.0	18,579	100.0	42,737	100.0	640,828	100.0
都市計画区域面積	48,243	33.3	19,225	78.9	23,723	73.9	5,295	19.4	-	-	-	-	413,349	64.5

【都市計画図】



② 用途地域指定状況

今市地域、日光地域、藤原地域で用途地域が指定されており、内訳は、住居系が約 71%、商業系が約 15%、工業系が約 14%となっています。

現在、3地域においては、12種類の用途地域のうち、第二種低層住居専用地域と準住居地域を除く、10種類の用途地域が指定されています。

栃木県全体（66.7%、5.8%、27.5%）と比べると、商業系の割合が多く、工業系の割合が少ないのが特徴です。

【用途地域指定状況（平成20年4月）】（資料：栃木県の都市計画）（単位：ha、%）

	日光市		今市地域		日光地域		藤原地域		栃木県	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
用途地域全体	1,472.4	100.0	818.2	100.0	425.9	100.0	228.3	100.0	38,319.0	100.0
住居系用途地域	1,046.5	71.1	633.1	77.4	308.2	72.4	105.2	46.1	25,550.2	66.7
第一種低層住居専用地域	78.1	5.3	78.1	9.5	-	-	-	-	4,358.5	11.4
第二種低層住居専用地域	-	-	-	-	-	-	-	-	60.2	0.2
第一種中高層住居専用地域	81.6	5.5	54.7	6.7	26.9	6.3	-	-	3,516.7	9.2
第二種中高層住居専用地域	17.2	1.2	9.2	1.1	8.0	1.9	-	-	1,478.3	3.9
第一種住居地域	758.4	51.5	485.1	59.3	273.3	64.2	-	-	13,504.3	35.2
第二種住居地域	111.2	7.6	6.0	0.7	-	-	105.2	46.1	2,060.0	5.4
準住居地域	-	-	-	-	-	-	-	-	572.2	1.5
商業系用途地域	218.0	14.8	52.4	6.4	42.5	10.0	123.1	53.9	2,230.3	5.8
近隣商業地域	29.5	2.0	9.4	1.1	20.1	4.7	-	-	1,157.2	3.0
商業地域	188.5	12.8	43.0	5.3	22.4	5.3	123.1	53.9	1,073.1	2.8
工業系用途地域	207.9	14.1	132.7	16.2	75.2	17.7	-	-	10,538.5	27.5
準工業地域	55.7	3.8	38.9	4.8	16.8	3.9	-	-	3,490.1	9.1
工業地域	112.5	7.6	93.8	11.5	18.7	4.4	-	-	2,398.1	6.3
工業専用地域	39.7	2.7	-	-	39.7	9.3	-	-	4,650.3	12.1

③ 市街地開発事業

市街地開発事業のうち土地区画整理事業は、整備中の今市地域の駅間JR今市地区を含み11箇所で行われており、面積は166.9haとなっています。

なお、用途地域に対する割合は約11%となっています。

【土地区画整理事業実施状況（平成20年4月）】（資料：都市計画課資料）

	整備済		整備中		計画		合計		用途地域面積 に対する割合	用途地域面積
	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数		
日光市	152.7	10	14.2	1	25.7	1	192.6	12	13.1	1,472.4
今市地域	38.5	3	14.2	1	25.7	1	78.4	5	9.6	818.2
日光地域	53.5	4					53.5	4	12.6	425.9
藤原地域	60.7	3					60.7	3	26.6	228.3

④ 都市計画道路

都市計画道路は、幹線街路 4 2 路線、特殊街路 9 路線の計 5 1 路線、延長約 7 2 k m が都市計画決定されています。全体での改良率及び概成率はそれぞれ約 7 3 %、約 5 % となっています。

また、用途地域内においては、約 5 1 k m が都市計画決定されており、その改良率は約 6 7 % と全体に比べると若干低い値となっています。

【 都市計画道路整備状況（平成 1 9 年 3 月現在） 】（資料：都市計画年報）

	全体					用途地域内幹線街路									用途 地域 面積 (ha)
	計画 延長 (km)	改良済		概成済		計画 延長 (km)	改良済		概成済		街路延長密度 (km/k㎡)				
		延長 (km)	改良率 (%)	延長 (km)	概成率 (%)		延長 (km)	改良率 (%)	延長 (km)	概成率 (%)	(計画)	(改良)	(概成)		
日光市	71.53	51.98	72.67	3.87	5.41	51.34	34.34	66.89	3.01	5.86	3.487	2.332	0.204	1,472.4	
今市地域	35.33	22.65	64.11	1.68	4.76	26.40	15.75	59.66	0.85	3.22	3.227	1.925	0.104	818.2	
日光地域	26.86	22.18	82.58	0.00	0.00	16.11	11.92	73.99	0.00	0.00	3.783	2.799	0.000	425.9	
藤原地域	9.34	7.15	76.55	2.19	23.45	8.83	6.67	75.54	2.16	24.46	3.868	2.922	0.946	228.3	
栃木県	1,620.28	929.86	57.39	184.19	11.37	1,021.10	584.17	57.21	124.51	12.19	2,667	1,526	0,325	38,289.0	

⑤ 都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地は、街区公園 2 3 箇所、近隣公園 1 箇所、地区公園 2 箇所、総合公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、特殊公園 1 箇所、広域公園 1 箇所、緑地 1 箇所の計 3 1 箇所、面積約 1 3 6 h a が都市計画決定されています。公園・緑地合わせての供用率は約 8 7 % となっています。

また、1 人当たり公園・緑地面積は、計画が 1 5 . 5 8 m²/人、供用は 1 3 . 5 0 m²/人となっています。

【 都市計画公園整備状況（平成 1 9 年 3 月現在） 】（資料：都市計画年報）

	公園				緑地				合計（公園・緑地）				1人当り公園 ・緑地面積 (㎡/人)		※ 都市計画 区域人口 (人)
	計画		供用		計画		供用		計画		供用				
	箇所数	面積 (ha)	面積 (ha)	供用率 (%)	箇所数	面積 (ha)	面積 (ha)	供用率 (%)	箇所数	面積 (ha)	面積 (ha)	供用率 (%)	計画	供用	
日光市	30	111.55	105.13	94.2	1	24.60	12.80	52.0	31	136.15	117.93	86.6	15.58	13.50	87,371
今市地域	9	48.82	48.60	99.5	1	24.60	12.80	52.0	10	73.42	61.40	83.6	11.83	9.90	62,047
日光地域	15	55.70	49.50	88.9	—	—	—	—	15	55.70	49.50	88.9	36.24	32.20	15,371
藤原地域	6	7.03	7.03	100.0	—	—	—	—	6	7.03	7.03	100.0	7.06	7.06	9,953
栃木県	755	1,639.92	1,459.60	89.0	32	2,449.90	1,573.40	64.2	787	4,089.82	3,033.00	74.2	21.09	15.64	1,939,460

※ 都市計画区域人口に関しては「平成 17 年都市計画基礎調査」の値を使用しています。

⑥ 公共下水道

公共下水道は、全体で 2, 0 5 8 h a が都市計画決定されており、供用率は約 8 6 % となっています。用途地域内においては、1, 4 8 4 h a が都市計画決定されており、供用率は約 9 0 % となっています。

【 公共下水道整備状況（平成 1 9 年 3 月現在） 】（資料：都市計画年報）

	全 体			用途地域内		
	計画面積 (ha)	供 用		計画 面積 (ha)	供 用	
		面 積 (ha)	供用率 (%)		面 積 (ha)	供用率 (%)
日光市	2,058	1,775	86.2	1,484	1,332	89.8
今市地域	1,176	1,083	92.1	818	818	100.0
日光地域	654	479	73.2	438	301	68.7
藤原地域	228	213	93.4	228	213	93.4
栃木県	35,666	27,001	75.7	33,852	25,596	75.6

(8) 教育関連施設

学校教育施設は、幼稚園が10園、小学校が28校、中学校が17校、高等学校が3校となっています。

その他の教育関連施設としては、文化会館が3施設、公民館が16施設、図書館が3施設、資料館・美術館が2施設、保育園が22園、児童館が6施設となっています。

4. 課題の整理

(1) 都市計画区域について

- ・ 本市として一体的な整備、開発及び保全を図っていくために、都市計画区域の再編等を検討する必要があります。

(2) 都市構造について

- ・ 本市としてのまとまり、地域特性や都市機能の分担などに配慮した都市構造の形成が必要です。

(3) 土地利用について

- ・ 用途地域内の遊休地や用途の混在が見られる地域などは、用途転換や用途純化等を検討する必要があります。
- ・ 白地地域においては、開発又は保全地域を明瞭化し、計画的な土地利用方針を示す必要があります。

(4) 交通体系について

- ・ 少子高齢化に対応した、鉄道、バス、自動車等の総合的な交通体系を構築する必要があります。
- ・ 国内有数の観光地を抱える都市として、観光ネットワークの形成を図る必要があります。

(5) 都市環境について

- ・ 人口の維持や定着を促進するため、魅力ある暮らしやすい都市環境の整備を図る必要があります。
- ・ 豊かな自然環境や既存の資源を活かした、魅力のある観光拠点の整備を図る必要があります。
- ・ 既存の工場等の集積等も踏まえ、自然環境に配慮した産業拠点の整備を図る必要があります。
- ・ 誰もが安全・安心に暮らせる居住拠点の整備を図る必要があります。

(6) 都市施設について

- ・ 持続可能な行財政基盤を確立するためにも、選択と集中による効率的な都市基盤の整備と、既存施設の維持・管理を行なう必要があります。
- ・ 環境負荷の低減に向けて、資源やエネルギーの有効活用など循環型社会に対応する必要があります。

第2章 まちづくりの目標

1. まちづくりの目標

- (1) まちづくりの理念 37
- (2) 将来の都市像 38

2. 将来フレームの設定

- (1) 将来人口フレーム 39
- (2) 都市計画区域人口フレーム 39

3. 都市構造の設定

- (1) 拠点・地区の配置 40
- (2) 交通体系の骨格 43

第2章 まちづくりの目標

1. まちづくりの目標

(1) まちづくりの理念

都市計画マスタープランは、上位計画である『日光市総合計画』のまちづくり部門を構成する計画であることから、総合計画に即して、本市におけるまちづくりの理念として次の3点を定めます。

●連携・交流

日光市は、県土の約4分の1という広大な面積を有しており、その中にそれぞれに歴史・文化的な特色を有する5つの地域で構成されています。

これらの地域間の連携・交流とともに、国際的な観光都市として広域的な連携・交流を促進します。

バスと鉄道の連携や幹線道路の整備など交通ネットワークの整備や情報ネットワークの整備を図ることにより、「地域間の連携」、「広域的な連携」や「人や情報などの多様な交流」ができるまちづくりを推進します。さらに、多くの来訪者を暖かく迎え入れることができるまちを形成します。

●暮らし・環境

日光市は、豊かな自然環境や長い歴史と伝統文化を有しており、これらが織りなす景観は、地域内外の多くの人々に「ゆとり」や「やすらぎ」、「感動」を与えてくれる大切な財産です。

この恵まれた景観を有効に保全・活用するとともに、安心して快適に生活することができるまちづくりを進めます。

都市計画に基づき市街地形成の誘導を図り、道路・公園・下水道など都市施設の計画的な整備と災害に強い良好な居住環境を備えた市街地づくりを推進します。

また、高齢化の進行などに対応したバリアフリー化や子どもを安心して学校に送り出せる安全な通学路の確保など、快適さと安全性が調和したゆとりある環境の創出を図ります。

●成長・発展

日光市の豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産を次世代に確実に引き継ぐとともに、5つの地域の特色を活かした、均衡ある振興と持続的発展を図ります。

将来の活力あるまちづくりに向けて、「おもてなしの心（ホスピタリティ）」を感じてもらえる観光や「水などの地域資源を活かした農・工・商業」を推進するとともに、各種産業の連携を強化しながら地域の活性化に取り組みます。

また、持続可能な発展のために、次世代を担う人材の育成、市民との協働のまちづくりの推進や環境対策などに取り組みます。

(2) 将来の都市像

将来の都市像は、本市の将来あるべき姿として、まちづくりの共通の目標となるイメージです。

都市計画マスタープランは、上位計画である『日光市総合計画』のまちづくり部門を構成する計画であることから、「将来の都市像」については総合計画に即します。

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

—自然と歴史と産業が響き合う ころろ豊かな輝く未来へ—

2. 将来フレームの設定

(1) 将来人口フレーム

将来人口は、本市の将来像の実現に向けて土地利用や市街地の規模など、今後のまちづくりの方向性を定めていく基礎となります。

本市の将来人口フレームは、総合計画における推計方法（センサス変化率法）を基に、目標年次である平成40年の人口を75,000人とします。

【 将来人口フレーム 】

(人、世帯、人／世帯)

	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成40年 (2028年)
人口	94,291	87,000	83,000	78,000	75,000
年少人口 (14歳以下)	12,243	9,800	9,100	8,300	7,900
割合	13.0%	11.2%	11.0%	10.6%	10.5%
生産年齢人口 (15-64歳)	58,784	51,300	47,300	43,900	42,000
割合	62.3%	59.0%	57.0%	56.3%	56.0%
老年人口 (65歳以上)	23,200	25,900	26,600	25,800	25,100
割合	24.6%	29.8%	32.0%	33.1%	33.5%
年齢不詳	64	—	—	—	—
割合	0.1%	—	—	—	—

(2) 都市計画区域人口フレーム

① 都市計画区域について

本市の都市計画区域は、今市地域、日光地域、藤原地域の一部の3区域が非線引き都市計画区域に指定されています。

今後の本市における都市計画区域は現行の区域を基本とし、一体的な整備を図るため区域の統合を図ります。

② 都市計画区域人口フレームについて

本市の都市計画区域人口フレームは、栃木県都市計画基礎調査を基に、目標年次である平成40年の人口を72,000人とします。

【 都市計画区域人口フレーム 】

(人、%)

	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成40年 (2028年)
行政区域	94,291	87,000	83,000	78,000	75,000
都市計画区域内	87,371	82,000	78,900	74,600	72,000
割合	92.7	94.3	95.1	95.6	96.0
都市計画区域外	6,920	5,000	4,100	3,400	3,000
割合	7.3	5.7	4.9	4.4	4.0

注) 行政区域人口予測は、総合計画と同様にセンサス変化率法（コーホート法）によります。
また、都市計画区域外人口予測は、過去4回の栃木県都市計画基礎調査に基づき、指数回帰式による値を採用しています。

3. 都市構造の設定

(1) 拠点・地区の配置

市役所（総合支所）の周辺及び道路・公園などの都市施設や、商業・居住機能が集積するなど地域の中心として機能している市街地を「拠点」として位置づけ、「中心拠点」、「副次拠点」、「地域拠点」の三段階の構成とします。

また、世界遺産に代表される歴史・文化的遺産、日光国立公園などの優れた自然環境、産業遺産などに代表される観光資源を保全・活用し、国際観光文化都市にふさわしい環境を構築していく地区を「観光レクリエーション地区」として位置づけます。

同様に、既存の工場・事業所の集積地や、水資源などの産業資源の利活用を踏まえた産業開発地を「産業地区」として位置づけます。

① 拠点の配置

●中心拠点

中心拠点とは、本市の「行政サービス」の拠点として機能の充実を図るとともに、良好な居住拠点としての環境や日常生活に必要な諸機能を兼ね備えた拠点づくりを行なう地区です。

中心拠点では、本市の玄関口にふさわしい、人・もの・情報が集い、交流することができる拠点づくりを行ないます。

- ・今市市街地の商業系用途地域及びその周辺は、本市の玄関口（ゲートタウン）としてふさわしい交流機能のほか、商業・業務・観光・居住空間を確保する拠点として「中心拠点」と位置づけます。

●副次拠点

副次拠点とは中心拠点に次いで高い拠点性を有する地区で、地域特性により観光交流核と都市交流核に分類します。

観光交流核とは、本市の「観光サービス」の拠点として、世界に誇れる歴史文化や自然などとふれあい、多くの人・もの・情報が集い、交流することができる、地域特性を活かした拠点づくりを行なう地区です。併せて、地域住民の日常生活に必要な諸機能の充実を図ります。

都市交流核とは、中心拠点の居住機能や交流機能を補完し、良好な居住環境を兼ね備え、地域特性を活かした拠点づくりを行なう地区です。

- ・日光市街地の商業系用途地域及びその周辺は門前町としての都市構造を活かし、参道を軸とした観光・商業・業務・居住空間を確保する拠点として「日光副次拠点観光交流核」と位置づけます。
- ・藤原市街地の用途地域及びその周辺は、渓谷と温泉などの観光資源を活かした観光・商業・居住空間を確保し、回遊空間として魅力ある街並みの形成を図る拠点として「藤原副次拠点観光交流核」と位置づけます。
- ・ＪＲ下野大沢駅周辺の地区は、中心拠点との連携を強化し、中心拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点として「南原副次拠点都市交流核」と位置づけます。

●地域拠点

地域拠点とは、既存の都市施設を活かすとともに、地域の交流拠点として、日常生活に必要な諸機能の充実を図り、地域の特性に応じた拠点づくりを行なう地区です。

- ・足尾総合支所周辺は、地域の人々が安心して暮らせる居住環境を整備するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図る拠点として「足尾地域拠点」と位置づけます。
- ・栗山総合支所周辺は、民宿集落を含む周辺の温泉集落の拠点として生活利便施設を整備するとともに、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る拠点として「栗山地域拠点」と位置づけます。

② 地区の配置

●観光レクリエーション地区

- ・「三依観光レクリエーション地区」については、男鹿川や森林などの自然環境の保全とともに、水生植物園や湿生園などの観光資源を活かした自然体験型のレクリエーション機能の充実を図る地区として位置づけます。
- ・「鬼怒川温泉観光レクリエーション地区」、「川治温泉観光レクリエーション地区」、「川俣温泉観光レクリエーション地区」、「湯西川温泉観光レクリエーション地区」については、温泉や周辺の自然環境などの観光資源を活かした魅力ある街並み景観の形成を図る地区として位置づけます。
- ・「奥日光観光レクリエーション地区（中宮祠・湯元地区）」については、中禅寺湖、華厳の滝や戦場ヶ原の自然環境の保全を基本とするとともに、自然に親しむ体験型観光や国際観光地にふさわしいグレードの高い観光が楽しめるよう、宿泊滞在型の環境整備を図る地区として位置づけます。
- ・「霧降高原観光レクリエーション地区」については、霧降高原、霧降の滝などの自然環境を保全するとともに自然に親しむ体験観光やライフスタイルの多様化による別荘地としての活用など、自然と調和したレクリエーション機能の充実を図る地区として位置づけます。
- ・「小佐越・柄倉観光レクリエーション地区」については、宿泊施設との連携を図るとともに、既存のテーマパークや観光施設を活用した整備を図る地区として位置づけます。
- ・「世界遺産観光レクリエーション地区」については、世界に誇れる文化遺産の保全を図るとともに、環境保全対策として歩行環境の改善や景観向上のための施策を実施し、観光の中心地としての整備を図る地区として位置づけます。
- ・「日光だいや川公園観光レクリエーション地区」については、豊かな自然環境を活かした、広域的な自然体験型のレクリエーション施設として利活用を促進する地区として位置づけます。
- ・「足尾銅山観光レクリエーション地区」については、坑道跡や製錬所などの多くの産業遺産とともに、古河橋などの歴史的建造物を活かした「エコミュージアム」の形成を図る地区として位置づけます。

●産業地区

- ・「清滝産業地区」に位置する工業地については、既存工場を中心に工業の利便性を確保するとともに、周辺の住宅地などへの影響に配慮した土地利用を図る地区として位置づけます。
- ・「轟産業地区」に位置する大日光工業団地については、工業の利便増進を図るとともに、工業団地としての充実を図るべき地区として位置づけます。
- ・「小代産業地区」、「土沢産業地区」については、社会動向や工場の立地状況を踏まえ、都市の自立性を高めるため複合開発の誘導を図る新たな地区として位置づけます。

(2) 交通体系の骨格

交通体系の骨格については、広域交流軸を基本とするとともに、広域交流軸を補完する地域間連携軸を位置づけ、各拠点・地区を結ぶネットワークとして、交流・連携が図れるよう設定します。

●広域交流軸

広域交流軸とは、近隣市町や主要都市などとの広域的なネットワークを形成するとともに、観光のメインルートとして市域内外の多様で広域的な交流を支える役割を持つ主要な道路や鉄道です。

- ・本市と宇都宮市や群馬県方面を結ぶ軸（横断軸）…………… ①※
- ・本市と鹿沼市や福島県会津地方を結ぶ軸（縦断軸）…………… ②※
- ・日光副次拠点と足尾地域拠点を経て群馬県方面を結ぶ軸 …… ③※

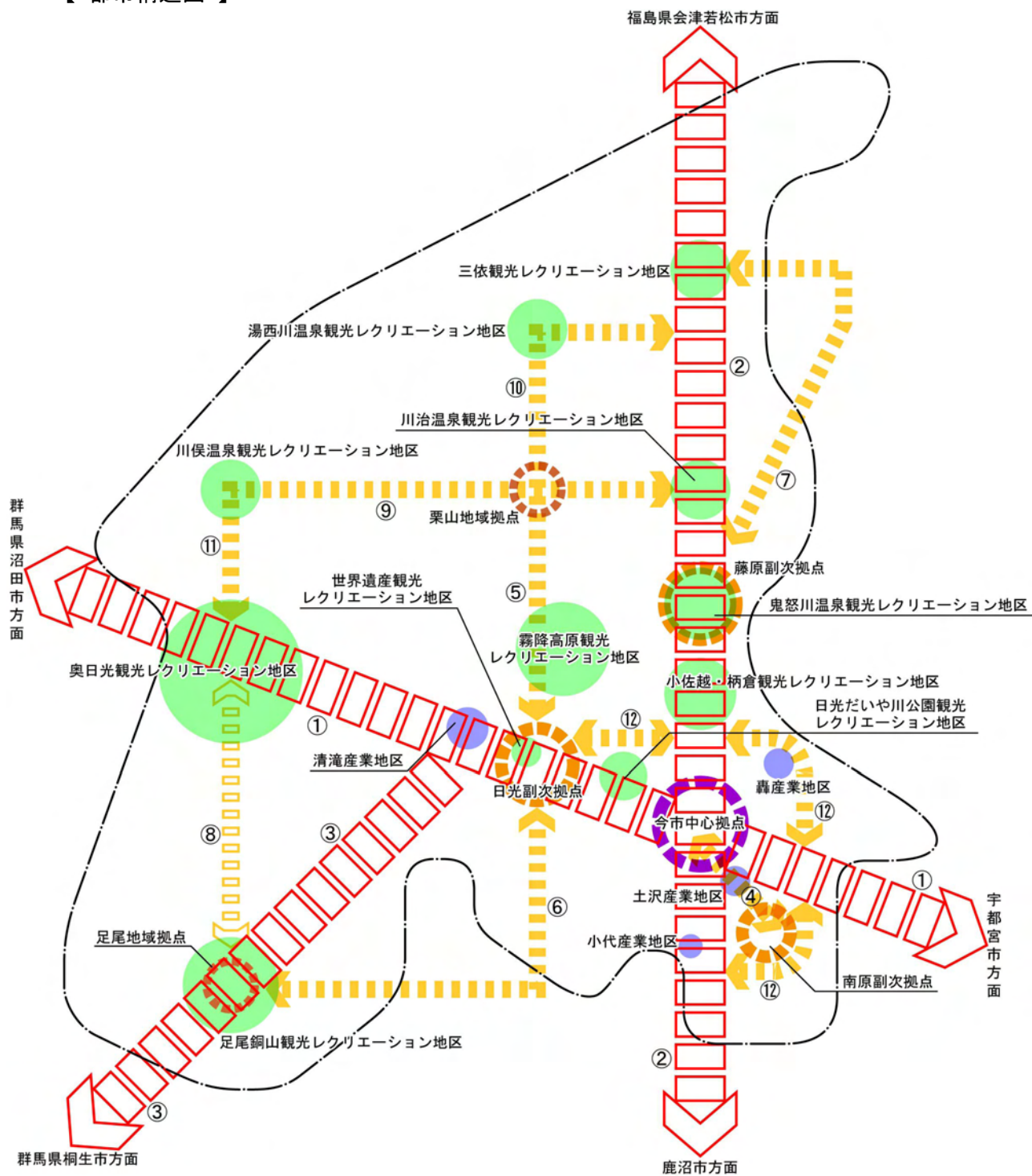
●地域間連携軸

地域間連携軸とは、広域交流軸を補完し、市域内の各拠点・地区間の連携を支える役割を持つとともに、「災害時における代替経路」として位置づけられる道路です。

- ・「中心拠点」と「南原副次拠点」を結ぶ軸 …………… ④※
- ・「日光副次拠点」と「霧降高原観光レクリエーション地区」を経て「栗山地域拠点」を結ぶ軸 …………… ⑤※
- ・「日光副次拠点」から小来川地域を経て「足尾地域拠点」を結ぶ軸 …………… ⑥※
- ・「藤原副次拠点」からもみじラインを経て「三依観光レクリエーション地区」を結ぶ軸 …………… ⑦※
- ・「足尾地域拠点」と「奥日光観光レクリエーション地区」を結ぶ軸（構想）…………… ⑧※
- ・「栗山地域拠点」と「湯西川温泉観光レクリエーション地区」を経て「川治温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ軸 …………… ⑨※
- ・「川治温泉観光レクリエーション地区」と「栗山地域拠点」を経て「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ軸 …………… ⑩※
- ・「奥日光観光レクリエーション地区」と「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ軸 …………… ⑪※
- ・「日光副次拠点」と「轟産業地区」を経て「南原副次拠点」を結ぶ軸 …………… ⑫※

※「都市構造図（P. 44）」参照

【 都市構造図 】



第3章 全体構想

1. 土地利用の基本方針

- (1) 現況と課題 45
- (2) 基本方針 45

2. 交通体系の基本方針

- (1) 現況と課題 49
- (2) 総合的な交通体系の基本方針 49
- (3) 道路の基本方針 49
- (4) 鉄道の基本方針 51
- (5) バスの基本方針 51
- (6) ターミナルの基本方針 52
- (7) 杉並木保護の基本方針 52

3. 用途地域および用途地域周辺の基本方針

- (1) 現況と課題 54
- (2) 基本方針 54

4. 都市施設整備の基本方針

- (1) 現況と課題 55
- (2) 都市計画道路の基本方針 55
- (3) 公園・緑地の基本方針 56
- (4) 上水道の基本方針 56
- (5) 下水道の基本方針 56
- (6) その他施設（焼却施設など）の基本方針 56

5. 景観形成の基本方針

- (1) 現況と課題 57
- (2) 基本方針 57

6. その他の基本方針

- (1) 現況と課題 58
- (2) 都市防災の基本方針 58
- (3) 環境保全の基本方針 58
- (4) 水と緑のネットワークの基本方針 59

第3章 全体構想

1. 土地利用の基本方針

(1) 現況と課題

広大な面積を有する本市は、市街地、住居地域、田園地域や山間地域など多様な地域により形成されています。今後、こうした地域の連なりで、市としてのまとまりを形成する各地域の特徴を活かした土地利用における機能分担を図る必要があります。

また、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中で、一定の地域に一定の都市機能を集めることにより、サービスの向上が期待できるコンパクトなまちづくりが求められています。既存市街地では、中心部の空洞化、郊外への無秩序な開発の進行という課題に対応するために、既存ストックを活かし、公共公益・商業・居住機能の充実を図る必要があります。

(2) 基本方針

土地利用区分は「市街地ゾーン」、「田園ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」の3区分とし、都市的土地利用の明確化、林地や農地の自然的土地利用の保全など、地域（ゾーン）特性に応じた適正な土地利用の方向性を示します。

《市街地ゾーン》

用途地域及びその周辺、J R下野大沢駅周辺や足尾・栗山総合支所周辺については市街地ゾーンと設定し、スプロール化を防止し、周辺環境に配慮するとともに、適正な市街地の形成を誘導します。

また、用途地域に見合った土地利用が行われていない地区や用途地域周辺などで無秩序な市街化が進行している地区については、現在の土地利用状況及び将来に向けての土地利用を踏まえ、必要に応じて用途地域の変更を検討します。

●今市市街地

中心拠点を有する市街地としての諸機能（商業業務、居住環境、観光など）を整備するとともに、市街地周辺部については、良好な住宅地としての整備を図ります。

- ・東武日光線とJ R日光線に囲まれて、商業系の用途地域に指定されている中心商業地については、商業・業務・観光・居住機能を確保し、中心市街地の機能を発揮する中心核として積極的に都市基盤整備を図ります。
- ・中心商業地周辺における住宅地については、商業・業務機能と住機能の混在を、ある程度許容するとともに、利便性が高く快適な居住環境の創出及びゆとりと活力のある複合住宅地としての形成を図ります。
- ・幹線道路の沿道部については、後背地にある居住環境の保全に配慮するとともに、地域住民の生活利便性を高めるための施設の立地を誘導するなど、地域の実情を踏まえ、調和のとれた沿道利用型市街地の形成を図ります。
- ・中心市街地の活性化のため「日光市中心市街地活性化基本計画」を策定し、併せて大規模集客施設立地抑制のため、準工業地域には特別用途地区制度などの活用を、白地地域に対しても立地の抑制策を検討します。
- ・市街地周辺部に位置する住居系地域については、面的整備事業の導入や地区計画の活用などにより、良好な居住環境を備えた住宅地としての形成又は保全を検討します。
- ・用途地域に隣接する瀬尾地区については、民間住宅開発などによる無秩序な市街化が進行しており、良好な居住環境の保全のために、適正な用途地域の指定や地区計画などを検討します。

●日光市街地

世界遺産に代表される国際観光地としての整備を図るとともに、居住機能・商業機能などの調和のとれた市街地形成を図ります。

- ・東武日光駅やＪＲ日光駅から二社一寺を經由し田母沢御用邸までの区域については、固有の歴史や文化など地域資源を活かした観光商業地として、歩いて楽しい魅力ある街並みの形成を図るとともに、業務・居住機能の確保を図ります。
- ・観光商業地の後背地については、良好な居住環境を確保し、地区の特性に見合う住宅地としての形成又は保全を図ります。
- ・安良沢地区については、工場の撤退により地区中央に位置する工業地域が未利用地となっていることから、適正な用途地域への変更を検討します。
- ・所野地区・七里地区については、地区の大半が風致地区に指定されていることもあり、良好な自然環境に調和した居住環境の保全を図るための方策を検討します。

●藤原市街地

自然環境や温泉などの観光資源を活かした観光地としての整備を図るとともに、商業・居住機能などの調和のとれた市街地形成を図ります。

- ・東武鬼怒川温泉駅から鬼怒川公園までの商業地域については、宿泊施設を中心とした観光商業地としての形成を図ります。
- ・観光商業地周辺における住宅地については、観光の場と生活の場が良好な関係で共存するよう、商業機能と住機能の調和を図るとともに、複合住宅地としての形成を図ります。
- ・その他の地区については、用途混在の防止と良好な居住環境を維持するために、必要に応じ、適正な用途地域への変更を検討します。

●南原市街地

居住機能の充実を軸として地域の利便性の向上を図るため、商業・業務機能の確保を図ります。

- ・駅前及びその周辺地区については、地域住民の利便性を確保する日常的商業地の形成を図ります。
- ・宇都宮市へのアクセスが至便なことから、無秩序に市街化が進行しており、良好な居住環境の保全のために、適正な用途地域の指定や地区計画定などを検討します。

●足尾市街地

産業遺産などの観光資源を活かした魅力ある観光地としての整備を図るとともに、周辺の自然環境と調和した魅力ある街並みの形成を図ります。

- ・産業遺産地域にふさわしい街並み景観形成を図り、魅力的な観光地を形成します。
- ・生活利便施設などの立地誘導を図り、地域拠点としての整備を図ります。

●栗山市街地

温泉などの貴重な観光資源を有効利用するとともに、国立公園内の豊かな自然環境と調和した、良好な生活環境の形成を図ります。

- ・豊富な温泉資源を活かすとともに、歴史性を踏まえた街並みの景観形成を図り、魅力的な温泉地を形成します。
- ・生活利便施設などの立地誘導を図り、地域拠点としての整備を図ります。

《 田園ゾーン 》

田園ゾーンは、基本的に農林業の振興を図るとともに、必要に応じ都市的開発・整備を行っていくゾーンとします。

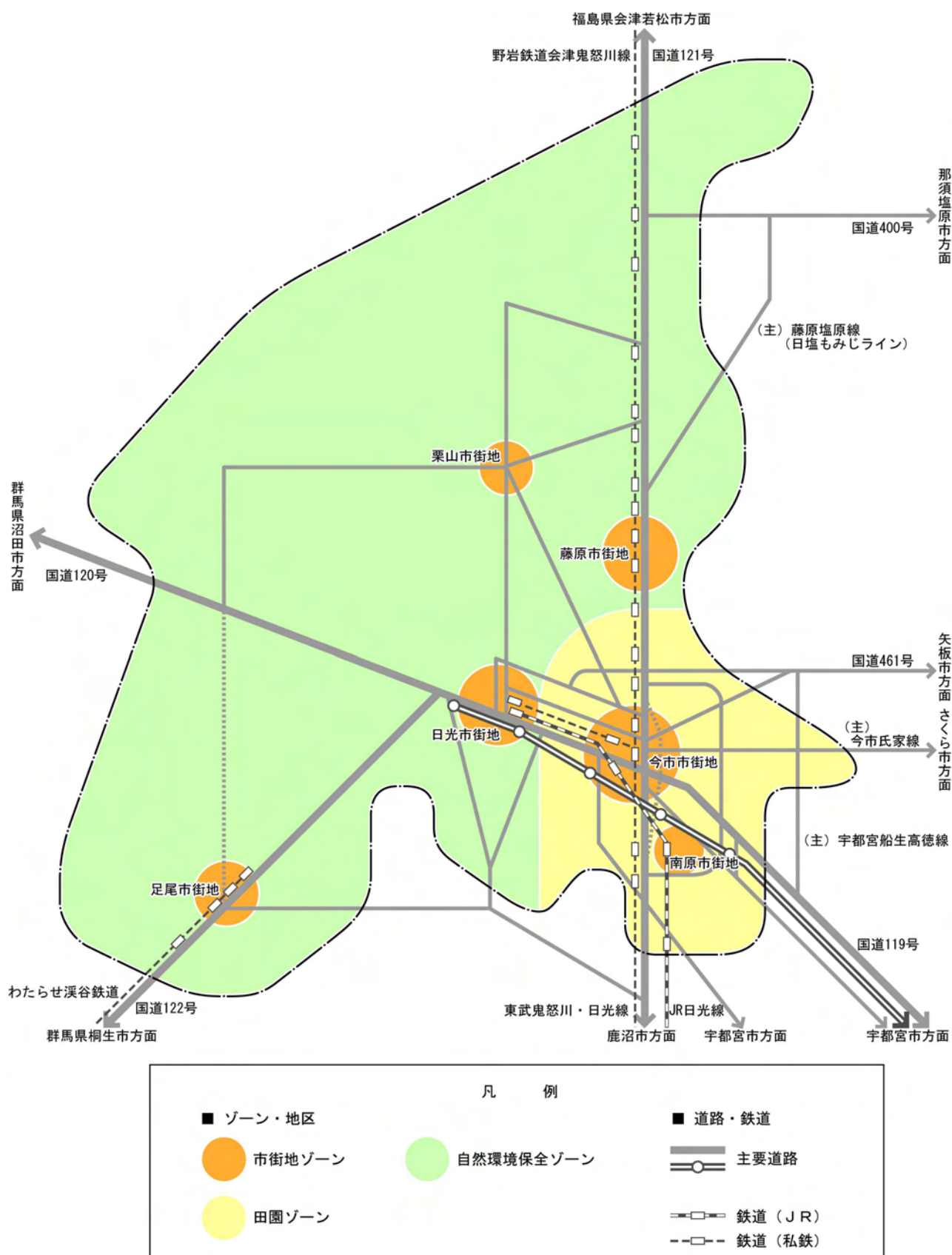
- ・豊田地区については、幹線道路沿道において商業施設の立地が盛んに行われているため、適正な用途地域の指定や地区計画などを検討します。
- ・猪倉新町、小代・文挾などの大規模住宅開発が行われた地区については、周辺の自然環境と調和した住宅地の維持・形成を図るため、地区計画などを検討します。
- ・七里・野口地区については、良好な自然環境を有することから、低層住宅地としての活用を視野に入れ、計画的な土地利用を検討します。
- ・無秩序な市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域の指定を検討します。

《 自然環境保全ゾーン 》

自然環境保全ゾーンの大部分を占める国立公園などの区域については、自然環境・景観の保全を図るゾーンとします。

- ・谷部や山腹部に存在する、ある程度まとまった市街地や集落については、地域の特性を活かした自然にやさしい住環境の整備を図ります。
- ・必要に応じて自然を体験できるよう、公園施設などの整備を検討します。

【 土地利用構想図 】



2. 交通体系の基本方針

(1) 現況と課題

少子高齢化社会の進行に対応するため、すべての人が安心して快適に暮らしていくためには、鉄道やバスなどの公共交通機能の充実が必要です。

また、現在の自動車依存社会が進行すると環境負荷は増大するため、公共交通機能の充実に伴う軽減効果が期待されます。

市街地を中心に、土地利用や交通目的に応じた交通施設の整備とその運用面での充実、並びに交通機関相互の連携強化を促進するなど、「鉄道」、「バス」、「自動車」などの総合的な交通体系の確立が求められています。

また、本市の発展のためには、にぎわいのある観光都市を目指し、交通体系の強化とともに、広域的な連携が必要であることから、各連携軸の強化を図る必要があります。

特に、観光シーズンにおける交通体系の確立が課題となっています。

(2) 総合的な交通体系の基本方針

本市の各拠点間が電車・バスなどの公共交通機関により結ばれている特性を活かすとともに、既存の交通基盤の有効活用、鉄道・バスなどの公共交通機関との連携を図り、情報サービスなどの提供により、すべての人が安全かつ円滑に移動でき、地域内外の交流を促進し、環境負荷の少ない総合的な交通体系の確立を目指します。

- ・市民だれもが安全・安心して暮らせるように、鉄道・バスなどの公共交通機関との連携強化による利便性の向上を図ります。
- ・観光シーズンにおける渋滞緩和及び環境負荷の軽減のために、全市レベルあるいは地域レベルなどにおける、段階的なパークアンドライドの推進を検討します。
- ・交通渋滞、迂回路、駐車場及び公共交通機関への乗り換え案内などの適切な情報提供を図ります。

(3) 道路の基本方針

道路は目的性により、次に掲げる区分に分類し、道路交通の特性に対応した機能的で快適なネットワークの形成を図ります。

《 広域連携（交流）道路 》

広域的な連携を図る道路として、次の路線を位置づけ、整備促進を図ります。

- ・宇都宮市、東京圏や東北地方など広域的な連携を図る東北縦貫自動車道宇都宮インターチェンジを結ぶ日光宇都宮道路
- ・本市と宇都宮市や群馬県方面を結ぶ国道119号、国道120号
- ・本市と鹿沼市や福島県会津地方を結ぶ国道121号
- ・日光副次拠点と足尾地域拠点を結ぶ群馬県方面を結ぶ国道122号

《 都市間連携道路 》

周辺都市との連携を図る道路として、次の路線を位置づけ、整備促進を図ります。

- ・「中心拠点」と塩谷町、矢板市を結ぶ国道４６１号
- ・「中心拠点」と塩谷町、さくら市を結ぶ主要地方道今市氏家線
- ・「中心拠点」から南下して小代、文挾地区を経て宇都宮市を結ぶ主要地方道宇都宮今市線
- ・「日光副次拠点」と鹿沼市を結ぶ主要地方道鹿沼日光線
- ・「南原副次拠点」と宇都宮市を結ぶ主要地方道大沢宇都宮線
- ・「三依観光レクリエーション地区」と那須塩原市を結ぶ国道４００号
- ・「藤原副次拠点」と今市地域東部を経て宇都宮市を結ぶ主要地方道宇都宮船生高德線
- ・今市地域東部と宇都宮市（旧上河内町）を結ぶ一般県道小林逆面線

《 地域間連携道路 》

各地域間の連携を図る道路として、次の路線を位置づけ、整備促進を図ります。

- ・「中心拠点」と「南原副次拠点」を結ぶ市道本町猪倉線
- ・「中心拠点」と「栗山地域拠点」を結ぶ一般県道栗山今市線
- ・「日光副次拠点」と「霧降高原観光レクリエーション地区」を経て「栗山地域拠点」を結ぶ一般県道栗山日光線
- ・「日光副次拠点」から小来川地域を経て「足尾地域拠点」を結ぶ主要地方道鹿沼足尾線ほか
- ・「藤原副次拠点」からもみじラインを経て「三依観光レクリエーション地区」を結ぶ主要地方道藤原塩原線ほか
- ・「足尾地域拠点」と「奥日光観光レクリエーション地区」を結ぶ中宮祠足尾間道路（構想）
- ・「栗山地域拠点」と「湯西川温泉観光レクリエーション地区」を経て「川治温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ一般県道黒部西川線
- ・「川治温泉観光レクリエーション地区」と「栗山地域拠点」を経て「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ主要地方道川俣温泉川治線
- ・「奥日光観光レクリエーション地区」と「川俣温泉観光レクリエーション地区」を結ぶ奥鬼怒林道（山王林道）
- ・「日光副次拠点」と「轟産業地区」を経て「南原副次拠点」を結ぶ広域農道ほか

また、拠点間の連携強化及び観光シーズンにおける渋滞の緩和を図る道路として、次の路線を位置づけ、適切な維持管理や整備促進を図ります。

- ・日光市七里地区を経由する一般県道日光だいや川公園線及び市道瀬川森友線
- ・日光市所野地区を経由する一般県道日光今市線
- ・《仮称》土沢ＩＣ（以下土沢ＩＣとする。）から板橋バイパスを経て大谷川を横断（橋りょう新設）し、国道４６１号を結ぶ新たな道路

《 地域内幹線道路 》

地域内幹線道路については、現在の都市計画道路を中心に位置づけ、市街地内の円滑な交通体系を図ります。（「4. 都市施設整備の基本方針（2）都市計画道路の基本方針」参照）

《 生活道路 》

生活道路については、安全で人にやさしい街を形成するためにバリアフリー化や歩道の整備に努めます。

- ・狭あいな生活道路については、緊急車両の円滑な通行を図るため、最低幅員を確保します。
- ・観光地における生活道路については、住民、来訪者ともに歩くことの楽しみを享受できるように、回遊性の向上などを図ります。

(4) 鉄道の基本方針

道路への負担低減を図るとともに、地球環境保護などを目的に鉄道網を活用し、道路交通との機能分担を積極的に誘導します。

通勤・通学・買物や観光客などの交通手段としての役割を果たす鉄道交通について、ダイヤの充実や高速化など、鉄道輸送サービスの充実を関係機関に働きかけます。併せて、鉄道の各駅においては、鉄道網の一層の活用を図るため、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を推進し、公共交通の利便性を向上させるなど効率的な交通体系の確立を図ります。

- ・観光地の玄関口として重要な役割を果たしている東武日光駅、J R 日光駅や東武鬼怒川温泉駅などにおいては、鉄道駅周辺の乗り換え機能や駐車場の情報発信などの充実を図ります。
- ・東武日光・鬼怒川線と J R 日光線の交差部においては、将来的な相互乗り入れなどを検討します。

(5) バスの基本方針

市民の交通手段としての利便性の向上を図るため、交通不便者に負担のかからない市営バスの効率的運行を推進します。併せて、路線バスの運行を確保するために、関係機関、地域住民とともに、利用促進及び路線維持について総合的に協議します。

- ・生活交通と観光交通の混在を解消するとともに、環境負荷の低減のため、公共交通との連携強化によるパークアンドバスライドの推進などを検討します。
- ・観光施設（レジャー施設）などを周遊する周遊型のバスの利用活性化策を検討します。

(6) ターミナルの基本方針

観光シーズンにおける交通渋滞緩和のために、地域に見合った効率的な駐車場整備、案内誘導やバスなどの交通機関の連携により、スムーズな乗り換えが行なえるようにターミナル機能の充実を図ります。

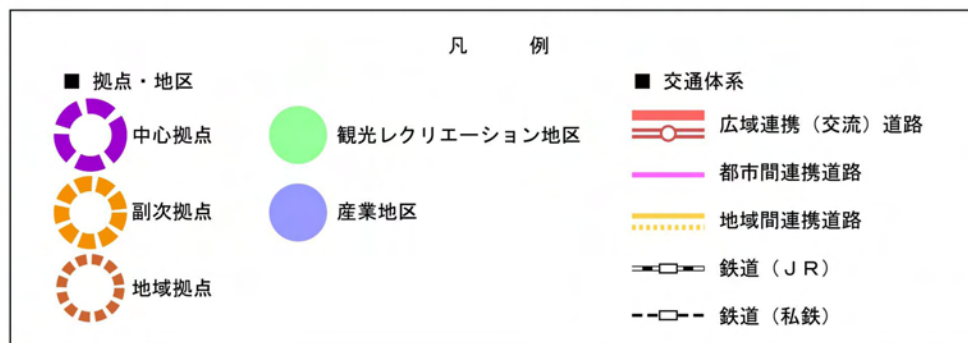
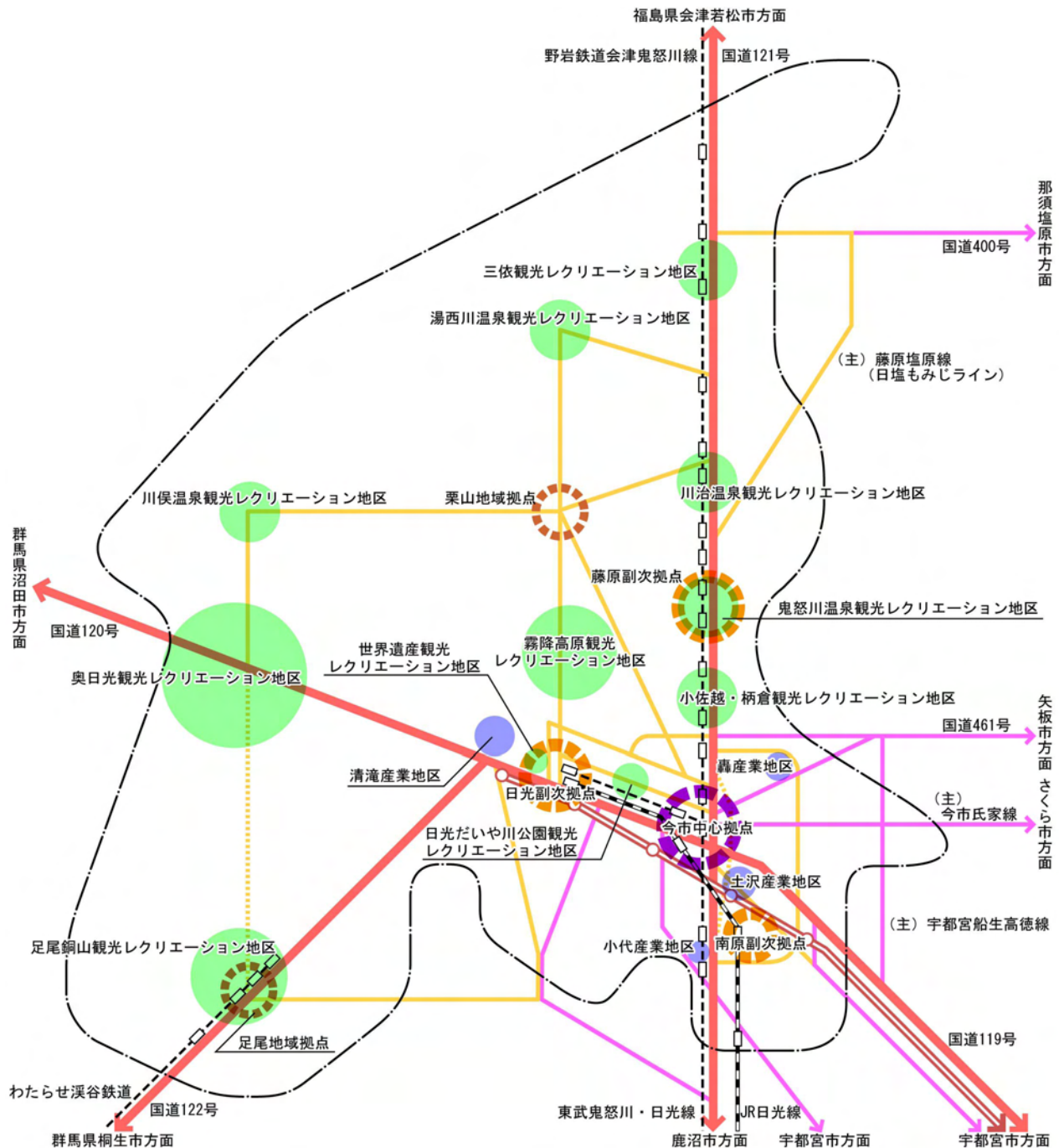
- ・観光シーズンに交通渋滞が著しい東武鬼怒川温泉駅周辺には、駐車場需要に対応するため、駐車場の整備を検討します。
- ・観光シーズンに交通渋滞が著しい神橋周辺や日光インターチェンジ周辺の交通渋滞緩和のため、駐車場の整備を検討するとともに、誘導システムなどの情報サービスの整備についても検討します。
- ・広域的リゾート地域の中心核として、来訪者の利便性を高め、地域の産業文化の交流の場として、休憩や情報発信などの機能を備えた施設の整備を検討します。

(7) 杉並木保護の基本方針

特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている貴重な文化遺産である日光杉並木街道との共生を図ります。

- ・道路網形成において杉並木横断の必要性の高い箇所については、杉並木保護が可能な横断方式による道路整備を検討します。
- ・部分的な通行止めの実施や通行量の削減を図るため、代替道路やバイパスの整備を検討します。

【 交通体系構想図 】



3. 用途地域および用途地域周辺の基本方針

(1) 現況と課題

用途地域内において基盤整備が未整備のため、土地の有効利用が図られていない地区や、建築物などが密集している地区があり、防災上からも都市基盤の整備改善が必要です。

商業系及び工業系用途地域において住居系の土地利用が多くなされている地区もあり、居住環境の改善を図る必要があります。

また、用途地域外において、良好な居住環境が整っている地区もあり、居住環境の保全を図る必要があります。

(2) 基本方針

用途地域に見合った土地利用が行われていない地区や、用途地域外で良好な居住環境が整っている地区においては、用途地域の変更や地区計画の策定などによる、居住環境の改善や保全を検討します。

また、土地の有効利用が図られていない地区や密集市街地においては、土地区画整理事業などの導入による、道路・公園などの都市基盤の整備改善を検討します。

- ・今市東南部地区において、都市計画決定されているものの土地区画整理事業が実施されていない区域については、人口動態や土地利用における需要の変化も生じていることから、効率性などの検証を基に、十分に検討します。
- ・東武下今市駅周辺地区については、地域住民との話し合いにより今後の環境整備のあり方を検討します。
- ・今市市街地の工業地域が指定されている森友・荊沢地区については、住・工の用途混在が見られるため、工業の利便性確保や居住環境の改善を考慮するとともに、適正な土地利用への誘導を図ります。
- ・日光市街地の工業地域が指定されている清滝地区などについては、遊休地が存在しているため、将来の土地利用を検討し、市街地内の有効な土地利用を図ります。
- ・J R 下野大沢駅周辺地区については、良好な地域環境形成の誘導を図るため、用途地域の指定や地区計画などの検討を行ないます。
- ・猪倉新町、小代・文挟などの大規模住宅開発が行われた地区においては、周辺の自然環境と調和した住宅地の維持・形成を図るため、地区計画などにより適切な土地利用への誘導を検討します。

4. 都市施設整備の基本方針

(1) 現況と課題

子どもから高齢者まですべての人々が、住み慣れた地域の中で生き生きと生活できるよう、快適な生活環境の整備が求められています。

身近な道路網の整備やバリアフリー化の推進などにより暮らしやすく、また、上・下水道の整備により快適な生活を送れるようにすることが望まれています。

また、快適でうるおいのあるまちづくりを目指し、都市内の道路網の整備や、公園・緑地などの緑のネットワークの構築を図る必要があります。

(2) 都市計画道路の基本方針

都市計画道路については、現在計画決定されている路線を基本として、円滑な交通体系を構築するとともに、必要に応じて変更計画の検討を行ないます。

① 今市市街地

今市市街地については、現在計画決定されている路線の整備を推進し、円滑な交通体系を構築します。

② 日光市街地

日光市街地については、現在計画決定されている路線の整備を推進し、円滑な交通体系を構築します。

③ 藤原市街地

藤原市街地については、現在計画決定されている路線の整備を促進し、円滑な交通体系を構築します。

④ 南原市街地

南原市街地については、地区内幹線道路における新規計画決定を検討し、円滑な交通体系の構築を図ります。

(3) 公園・緑地の基本方針

郷土の自然を代表する日光国立公園や尾瀬国立公園などの森林、山岳、湖沼、湿原などの自然環境の永続的な保全を図ります。

また、自然環境と歴史環境を守り育てる特色あるまちづくりを推進するために、計画的に公園の再整備を推進し、公園の有する多様な機能を活かしたまちづくりを行ないます。

併せて、固有の環境資源を活かした公園づくりを行ない、自然とのふれあい、都市防災の向上、良好な景観形成、地域コミュニティの醸成やレクリエーション需要への対応を図ります。

- ・ 緑の軸として、歴史・文化的に重要な役割をもつ日光杉並木の保全を図ります。
- ・ 水の軸として骨格となる鬼怒川、大谷川、渡良瀬川などの保全を図るとともに、水生動植物の生態系など、自然環境の保全を図ります。
- ・ 市街地内については、河川、歩行者専用道路などを活かすとともに、各公園緑地を連携することにより、水と緑のネットワークの構築を図ります。
- ・ 子供から高齢者までが利用できるコミュニティ形成の核となる身近な公園づくりを行ないます。
- ・ 日光地域や藤原地域の観光地においては、街角広場や小さなオープンスペースといった空間を創出し、観光客の憩いの場を提供します。
- ・ 市民の理解を得るとともに、住宅地や商業地などにおける緑化事業の推進を図ります。

(4) 上水道の基本方針

良質で安全・安心な水の安定供給を維持するために、水道施設の整備改善を行ない、社会経済の動向や水需要の変化を踏まえた、健全な経営に努めます。

- ・ 経営の合理化・効率化を推進し、健全で効率的な経営に努めます。
- ・ 水質の安全性を確保し、計画的な施設の整備や更新を図るとともに、災害や事故に強い安全で良質な水の安定供給に努めます。
- ・ 施設の運転などに必要な電力の一部を資源エネルギーで賄うよう自然エネルギーなどの活用を図り、水道工事での建設廃棄物を抑制するとともに再生材料の利用を推進して自然環境の保全に努めます。
- ・ 利用者の立場で対応ができるよう接遇の向上や広報活動を充実させ情報公開の推進を図り、利用者へのサービス向上に努めます。

(5) 下水道の基本方針

日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道事業の効率的な施設整備を進め、処理区域の拡大に努めていくとともに、浄化槽設置の普及促進を図り、全市下水道の実現に努めます。

- ・ 下水道管渠施設の整備及び水処理センターの整備に努めます。
- ・ 管渠類、水処理センターやポンプ場の維持管理に努めるとともに、水質の監視や保全を図ります。

(6) その他施設（焼却施設など）の基本方針

- ・ 循環型社会への対応のため可燃ごみの減量に努めるとともに、処理施設及びリサイクル施設の再編整備を図ります。
- ・ 可燃ゴミ処理施設の老朽化や規制強化に伴い、千本木地区に建設中の可燃ゴミ処理施設については、平成22年度の稼動を目指します。
- ・ し尿処理施設については、計画的な整備を図ります。

5. 景観形成の基本方針

(1) 現況と課題

多くの景勝地や文化遺産など豊富な観光資源に恵まれており、これらの貴重な財産を後世に残すとともに、景観形成に努める必要があります。

平成20年に『日光市景観計画』を策定し、特に景観計画重点区域に位置づけられた『世界遺産区域』においては、積極的な景観形成に努めています。

また、街並み景観において電柱や電線類が景観を阻害しているため、魅力的な街並み景観を創出するため、電線類の地中化などを進める必要があります。

(2) 基本方針

『日光市景観計画』に定めたゾーンごとの景観形成の方針に基づき、自然景観の保全や街並み景観の保全・創出など景観形成に努めます。

さらに、地域住民との十分な話し合いをとおして、街並形成ガイドラインの策定を進めるとともに、景観計画重点区域の新たな地区指定を目指します。

また、山地や丘陵地は稜線の連続性が損なわれないよう、稜線周辺の開発を抑制するとともに、杉並木などの歴史的な文化財や伝統行事を保護し、地域の景観資源として活用します。

- ・ 杉並木や大谷川、鬼怒川など魅力ある「水と緑」を守り育て、適切な維持管理により保全・活用を図ります。
- ・ 地域特性を活かした街並形成ガイドラインを策定し、街並みの保全・創出を図ります。
- ・ 景観計画との整合性を図るとともに、地域特性を活かしたサイン計画を策定します。
- ・ 美しい都市景観や特色ある地域景観の形成を図るために電線の地中化や植栽などを地域特性に応じて推進します。
- ・ 中心拠点、副次拠点や駅前などの整備によりシンボリックな景観を創出します。
- ・ 日光市街地の観光地については、にぎわいの中にも風格を感じる門前町の街並みを形成します。
- ・ 温泉街については、そぞろ歩きが楽しめるような街並みの創出、温泉情緒の演出など、にぎわいと魅力ある温泉街の再生に努めます。
- ・ 温泉街の廃墟化した休廃業ホテルの更地化を進め、景観の向上に努めます。

6. その他の基本方針

(1) 現況と課題

災害に備え、危険箇所の把握など、災害予防対策の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域づくり及び社会環境の整備を進め、安全で安心なまちづくりが求められています。

また、かけがえのない多様な自然環境を保護・保全するため、市民一人一人が自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践できる体制を整備する必要があります。

(2) 都市防災の基本方針

都市防災力の向上を図るため、都市基盤や治水施設などの整備を推進することにより、防災体制の充実に努めます。

また、広大な市域を見据え、群馬・福島両県を含む近隣市町との連携強化に努めます。

- ・ 建築物が密集している地域については、防火地域・準防火地域の指定を検討するとともに、市街地内の建ぺい率の適正化により、都市の不燃化を推進します。
- ・ 安全・安心のまちづくりを推進するために、用途地域の見直しなどにより用途の純化を図ります。
- ・ 消防活動困難地域の解消や避難施設の確保による、災害などの緊急時に対応できる強いまちづくりを推進するため、生活道路の計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関と連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。
- ・ 公園を、災害時における避難場所としてだけでなく、給水施設などの付帯施設を設けて、防災面における機能を向上させた防災公園の整備に努めます。
- ・ 災害などの非常時に対応できる給水体制の確立を図り、飲料水の供給について、近隣市町との相互協力を推進します。
- ・ 初期医療を担う診療所や在宅医療の充実を図り、あわせて2次、3次救急医療体制の強化を検討します。

(3) 環境保全の基本方針

かけがえのない郷土の自然環境を保全するため、環境保全思想の普及啓発を推進するとともに、本市の特徴でもある水と緑を守り、育てます。

また、地球的規模で求められている環境保護に対応した循環型社会の形成を目指し、資源リサイクルシステムを推進します。

- ・ 環境負荷の低減を目標に道路・街路整備による渋滞の解消を図り、エネルギー効率の向上を図るとともに、積極的な公共交通の活用を図ります。
- ・ 開発と自然環境の調和を図るため、大規模な開発に際し、緑化の推進や自然環境の保全に取り組むよう指導に努めます。
- ・ 平地林や草地などの市街地や田園に残された自然地、岸边や瀬などの水辺の自然環境などは適切な維持管理により、保護、育成を図ります。

(4) 水と緑のネットワークの基本方針

日光国立公園や尾瀬国立公園などの緑が広がるとともに、国の特別史跡、特別天然記念物に指定されている日光杉並木街道が緑の軸を形成しています。また、景観にすぐれた大谷川、鬼怒川、渡良瀬川、男鹿川などが水の軸を形成しています。

これら豊かな「水と緑」の自然環境の保全を図るとともに、自然環境と施設緑地、公園などを結ぶ「水と緑のネットワーク」づくりを行ない、「水と緑」の有する環境保全、レクリエーション、防災や景観構成などの機能が効果的に発揮されるよう努めます。

- ・ 豊かな自然と変化に富んだ地形などによる個性を活かしたまちづくりのため、「水と緑」のネットワークづくりを行なうとともに、環境資源の保全に努めます。
- ・ 公園などを、レクリエーションの拠点としてだけでなく、災害時における避難場所としてのネットワークづくりを行ないます。
- ・ 杉並木や大谷川、鬼怒川など魅力ある「水と緑」を守り育て、適切な維持管理により保全・活用を図るとともに、「水と緑」のネットワークづくりを行ないます。



【 日光杉並木 】

【 水と緑のネットワーク 】



第4章 地域別構想

1. 地域区分について	61
2. 今市地域	
(1) 地域の概要	62
(2) 地域の課題	62
(3) 地域のまちづくりの目標	62
(4) 地域のまちづくりの方針	63
3. 日光地域	
(1) 地域の概要	70
(2) 地域の課題	70
(3) 地域のまちづくりの目標	70
(4) 地域のまちづくりの方針	71
4. 藤原地域	
(1) 地域の概要	77
(2) 地域の課題	77
(3) 地域のまちづくりの目標	77
(4) 地域のまちづくりの方針	78
5. 足尾地域	
(1) 地域の概要	84
(2) 地域の課題	84
(3) 地域のまちづくりの目標	84
(4) 地域のまちづくりの方針	85
6. 栗山地域	
(1) 地域の概要	88
(2) 地域の課題	88
(3) 地域のまちづくりの目標	88
(4) 地域のまちづくりの方針	89

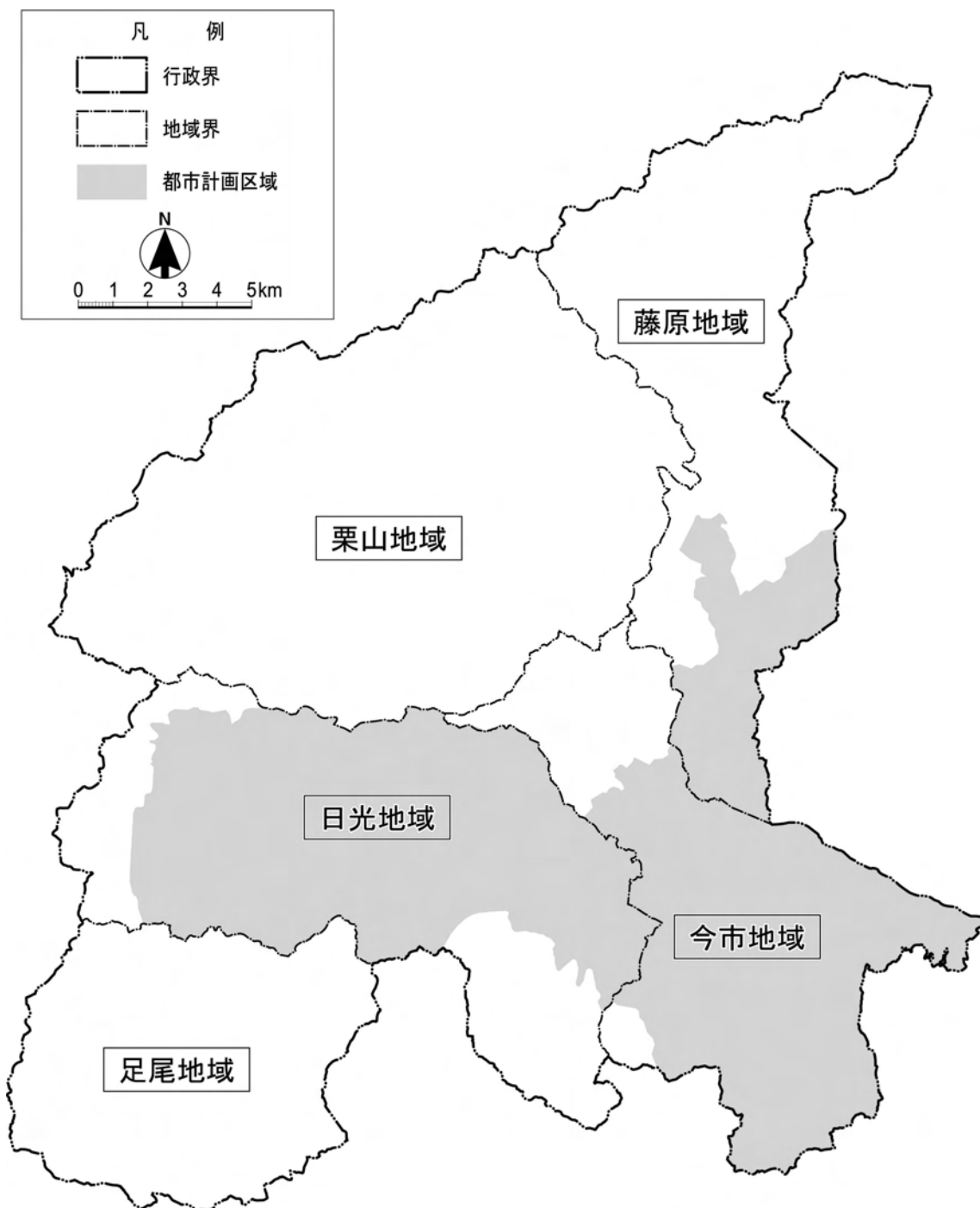
第4章 地域別構想

1. 地域区分について

地域区分については、現在の生活圏、土地のまとまりや地域の明確性という観点から「今市地域」、「日光地域」、「藤原地域」、「足尾地域」、「栗山地域」の5地域とします。

さらに、地域内で土地の利用状況などから全体構想の土地利用構想図をベースとして市街地・田園・自然環境保全の各ゾーンに分類します。

【 地域区分図 】



2. 今市地域

(1) 地域の概要

- ・江戸時代に入り、日光東照宮が造営されると、日光参詣のために日光街道、例幣使街道や会津西街道などが整備され、これら3街道が交差する宿場町として発展してきました。
- ・北部と南西部の一部が都市計画区域外であり、その他は非線引き都市計画区域となっています。
- ・地域中央部の今市市街地（今市中心拠点）は、行政サービスや日常生活を支える諸機能の集積した、日光市の中心拠点として機能しています。
- ・J R 下野大沢駅周辺（南原副次拠点）は、市街化が進行し、地域南部の拠点として機能しています。
- ・地域人口は62,047人（平成17年10月1日国勢調査）となっています。

【位置図】



(2) 地域の課題

- ・1,140万人の観光客入込数のほか、通勤通学なども含めた多くの交流人口を持つ日光市の中心として、多様な交流機能の向上を図る必要があります。
- ・市民への行政サービスや日常生活を支える諸機能が集積する日光市の中心として、中心市街地の活性化とともに、都市機能の向上を図る必要があります。
- ・日光杉並木などの歴史文化資産や3街道が交差する宿場町としての歴史性を活かしたまちづくりを行なう必要があります。
- ・大谷川などの河川、平地林や山林などの豊かな自然環境の保全を図る必要があります。

(3) 地域のまちづくりの目標

- 日光市の中心として、人・もの・情報が交流する日光市の交流拠点づくり
- 既存ストックを活かした、安全・安心して快適に暮らせる居住拠点づくり
- 地域特性を活かした景観づくりと里山などの豊かな自然環境の保全

(4) 地域のまちづくりの方針

① 市街地ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 保全すべき区域と都市的開発を図る区域を明確にし、必要に応じて用途地域の変更や拡大などの見直しを検討します。
- ・ 用途地域外における無秩序な市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域の指定を検討します。

● 都市施設

- ・ 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的な整備を図ります。
- ・ 日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- ・ 鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・ 近年、災害時における防災面の機能向上が求められていることから、避難場所としてだけでなく、給水施設や備蓄倉庫などの防災機能を備えた公園の整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき公共下水道処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並みと一体となった市街地景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

2) 拠点の整備方針

● 今市中心拠点

- ・ 中心拠点として機能する今市市街地については、商業・業務・観光・居住空間などの集積した都市活動拠点機能を充実させ、生活利便性の向上を図ると共に持続可能な、環境に優しいコンパクトシティの形成を目指します。
- ・ 市街地活性化のため、ハード・ソフト両面からの活性化策を創出し、数値目標を定めた実効性の高い「中心市街地活性化基本計画」を策定します。
- ・ 東武下今市駅前から国道119号間の道路については、駅前広場を含めた周辺的环境整備と一体的に整備します。
- ・ 広域連携道路や鉄道が交差し、各地域への結節点として機能する今市市街地において、人・もの・情報などの交流機能の充実を図り、国際観光文化都市である日光市にふさわしい玄関口（ゲートタウン）の形成を目指します。
- ・ 都市計画決定された都市計画道路については、効率性などを検証するとともに、必要に応じて変更計画の検討を行ないます。
- ・ 景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。
- ・ 大谷川と現行用途地域との用途無指定地域である朝日町地区については、適正な土地利用を図るため、住居系用途地域の指定を検討します。

● 南原副次拠点

- ・ 今市中心拠点の居住機能や交流機能を補完する副次拠点として、快適に安心して安全に暮らせる居住環境の整備とともに、中心拠点との連携強化を図るための道路整備を推進します。
- ・ J R 下野大沢駅周辺については、西口開設に併せ駅前広場などの整備を図るとともに、東西連絡通路を整備することにより、駅周辺の利便性の向上を図ります。
- ・ 無秩序な市街化を防ぐため、用途地域や地区計画などの指定を検討します。

3) 拠点以外の整備方針

- ・ 用途地域に隣接する瀬尾地区については、住居系用途地域の指定や、併せて地区計画の指定を検討します。
- ・ 幹線道路沿道において商業施設の立地が盛んな豊田地区については、適正な用途地域の指定や地区計画などにより、周辺環境と調和した市街地の形成を検討します。
- ・ 国道119号の通行量を軽減し、日光杉並木を保護するための代替道路として、市道瀬川森友線の延伸を検討します。

② 田園ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にし、適正な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域の指定を検討します。
- ・ 優良農地の保全と農業基盤整備を促進します。

● 都市施設

- ・ 道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- ・ 鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 田園、平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並みと一体となった田園景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

2) 地区の整備方針

● 土沢産業地区

- ・平成22年度末に日光宇都宮道路土沢ICが供用開始される予定であることから、交通の結節点としての優位性を活かした複合開発の誘導を図ります。
- ・地区内の未利用地については、土沢ICへの良好なアクセス性を活かした産業集積を誘導します。
- ・無秩序な都市化を防ぐとともに、周辺の良好な自然環境保全を図るため、用途地域の指定や地区計画などを検討します。
- ・今市中心拠点と南原副次拠点との連携強化を図るための道路整備を推進します。
- ・観光シーズンにおける交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を目指し、公共交通との連携強化によりパークアンドバスライドなどを推進するため、土沢IC周辺にターミナル機能を持った駐車場の整備を検討します。

● 轟産業地区

- ・工業の利便増進を図るため、工業団地と日光宇都宮道路（土沢IC・大沢IC）を連絡するネットワーク機能の向上を目指します。

● 小代産業地区

- ・地域経済活性化のため、自然環境に配慮した工業団地の整備を推進します。

● 日光だいや川公園観光レクリエーション地区

- ・豊かな自然環境を活かした広域的な自然体験型のレクリエーション地区として利活用の増進を図ります。
- ・広域的な交流人口の誘導を目指し、休憩や情報発信などの機能を備えた施設の整備を検討し、周辺の拠点などとのネットワーク形成を推進します。

3) 地区以外の整備方針

- ・瀬川地区については、適正な土地利用を図るため、住居系用途地域の指定や地区計画などを検討します。
- ・猪倉新町、小代・文挾などの大規模住宅開発が行なわれた地区については、周辺の自然環境と調和した住宅地の維持・形成を図るため、地区計画などを検討します。
- ・板橋バイパスの整備を促進することで、日光杉並木の保護や安全性の向上を図ります。
- ・土沢ICから板橋バイパスを経て大谷川を横断（橋りょう新設）し、国道461号を結ぶ新たな道路の整備促進を図ります。
- ・東武日光・鬼怒川線とJR日光線の交差部については、将来的な相互乗り入れなどを検討します。

③ 自然環境保全ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

● 都市施設

- ・道路網については、都市間・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

● その他

- ・市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

2) 地区の整備方針

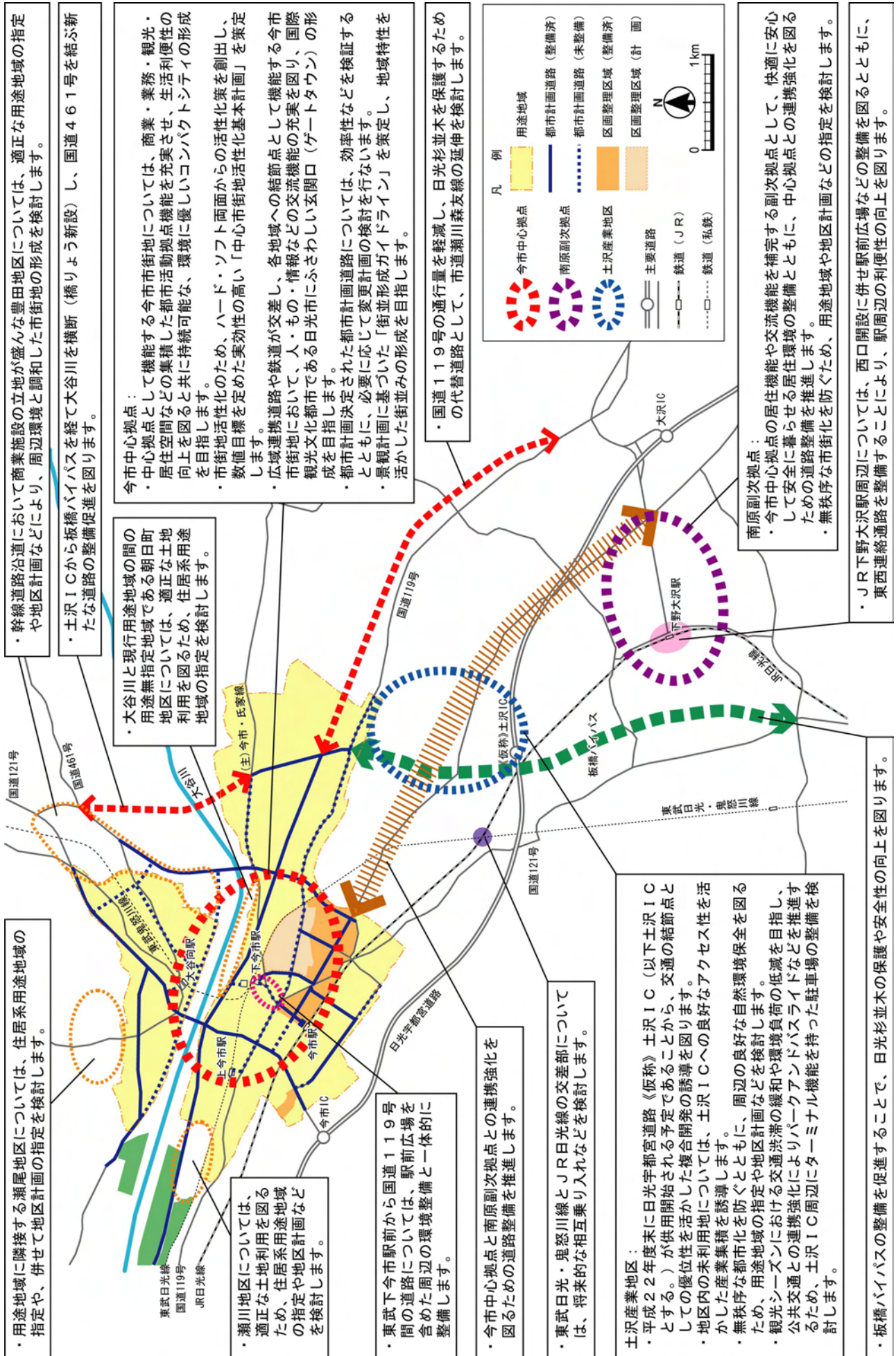
● 霧降高原観光レクリエーション地区

- ・自然と調和した観光レクリエーション機能の充実を図ります。

【 今市地域まちづくり構想図 】



【 今市地域詳細図 】



3. 日光地域

(1) 地域の概要

- ・奈良時代末期、日光山が勝道上人によって開かれ、関東における山岳信仰の聖地として関東一円の信仰を集めました。
- ・江戸時代に入り、日光東照宮が造営され、二荒山神社、輪王寺を含めた二社一寺の門前町として発展してきました。
- ・大正から昭和初期にかけては、中禅寺湖畔に40軒ほどの外国人別荘が建ち並び、国際的避暑地の時代を迎え、昭和9年の日光国立公園の指定により観光地としての整備が進みました。
- ・南部と西部の一部が都市計画区域外であり、その他は非線引き都市計画区域となっています。
- ・東部の日光市街地（日光副次拠点）は、日光地域の拠点として、行政サービスや日常生活の各種機能を有するとともに、世界遺産「日光の社寺」や日光田母沢御用邸記念公園などがあり、観光交流の拠点としても機能しています。
- ・地域人口は16,379人（平成17年10月1日国勢調査）となっています。

【 位置図 】



(2) 地域の課題

- ・世界遺産などの世界に誇る観光資源を持つ観光交流の拠点として、多様な交流機能の向上を図る必要があると共に、歴史文化資産を活かしたまちづくりを行なう必要があります。
- ・地域住民への行政サービスや日常生活を支える諸機能を有する地域の拠点として、都市機能の向上を図る必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化の進行にともない、地域住民の生活や交流の場である地域コミュニティの維持を図る必要があります。
- ・ラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」などの貴重な自然環境の保全を図る必要があります。

(3) 地域のまちづくりの目標

- 世界遺産を抱える地域の観光交流の拠点づくり
- 既存ストックを活かした、安全・安心して快適に暮らせる居住拠点づくり
- 地域特性を活かした景観づくりと奥日光の湿原などの豊かな自然環境の保全

(4) 地域のまちづくりの方針

① 市街地ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・保全すべき区域と都市的開発を図る区域を明確にし、必要に応じて用途地域の変更などの見直しを検討します。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- ・地域内ネットワークの構築を図るため、大谷川左岸と大谷川右岸の連携強化を検討します。
- ・鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・パークアンドバスライドを推進し、バスの利用活性化を検討します。
- ・公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・近年、災害時における防災面の機能向上が求められていることから、避難場所としてだけでなく、給水施設や備蓄倉庫などの防災機能を備えた公園の整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき公共下水道処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

2) 拠点・地区の整備方針

● 日光副次拠点

- ・副次拠点として機能する日光市街地については、世界遺産「日光の社寺」などの世界に誇れる歴史文化などとふれあい、多くの人・もの・情報が交流でき、回遊性のある観光交流の拠点の形成を目指します。
- ・国道119号（東武日光駅～神橋間）沿線については、歩道拡幅、バリアフリー化及び電線類の地中化を促進するとともに、景観計画に適合する沿道景観の形成に向けて誘導します。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、にぎわいの中にも風格のある門前町の街並みの形成を図ります。
- ・ポケットパークなどの休憩空間を整備し、観光の利便性の向上を図ります。
- ・観光シーズンにおける交通渋滞の緩和、環境負荷の低減、ターミナル機能の強化や回遊性のあるまちづくり対策として、東町に駐車場を整備します。
- ・都市計画決定された都市計画道路については、効率性などを検証するとともに、必要に応じて変更計画の検討を行ないます。

● 世界遺産観光レクリエーション地区

- ・世界遺産地区については、文化遺産の保全を図るとともに、歩行環境の改善や景観向上のため、電線類の地中化などを推進します。
- ・世界遺産地区としてふさわしい誘導・案内板整備を推進します。

3) 拠点・地区以外の整備方針

- ・安良沢地区については、地区中央に位置する未利用地の工業地域について、適正な用途地域への変更を検討します。
- ・所野地区・七里地区については、良好な自然環境に調和した居住環境の保全を基本とするとともに、地区の大半を占める風致地区の見直しを検討します。

② 田園ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にし、適正な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域の指定を検討します。
- ・ 優良農地の保全と農業基盤整備を促進します。

● 都市施設

- ・ 道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 日光杉並木街道周辺については、杉並木と市民生活の共生を目指した道路整備を図ります。
- ・ 公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 田園、平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並みと一体となった田園景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

● その他

- ・ 市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。

2) 地区の整備方針

● 日光だいや川公園観光レクリエーション地区

- ・ 豊かな自然環境を活かした広域的な自然体験型のレクリエーション地区として利活用の増進を図ります。
- ・ 広域的な交流人口の誘導を目指し、休憩や情報発信などの機能を備えた施設の整備を検討し、周辺の拠点などとのネットワーク形成を推進します。

3) 地区以外の整備方針

- ・ 地区の大半が風致地区に指定されている七里・野口地区については、良好な自然環境を活かして、住居系用途地域指定の検討や、風致地区の見直しも含め、計画的な土地利用を検討します。

③ 自然環境保全ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・都市間・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観形成を目指します。

● その他

- ・市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

2) 地区の整備方針

● 清滝産業地区

- ・既存産業振興のために利便性の向上を図ります。
- ・地区内には工業系と住居系、商業系の用途が指定されているため、相互の良好なコミュニティが形成されるよう環境保全に配慮した整備を図ります。
- ・広域的な交流人口の誘導を目指し、休憩や情報発信などの機能を備えた施設の整備を検討し、周辺の拠点などとのネットワーク形成を推進します。

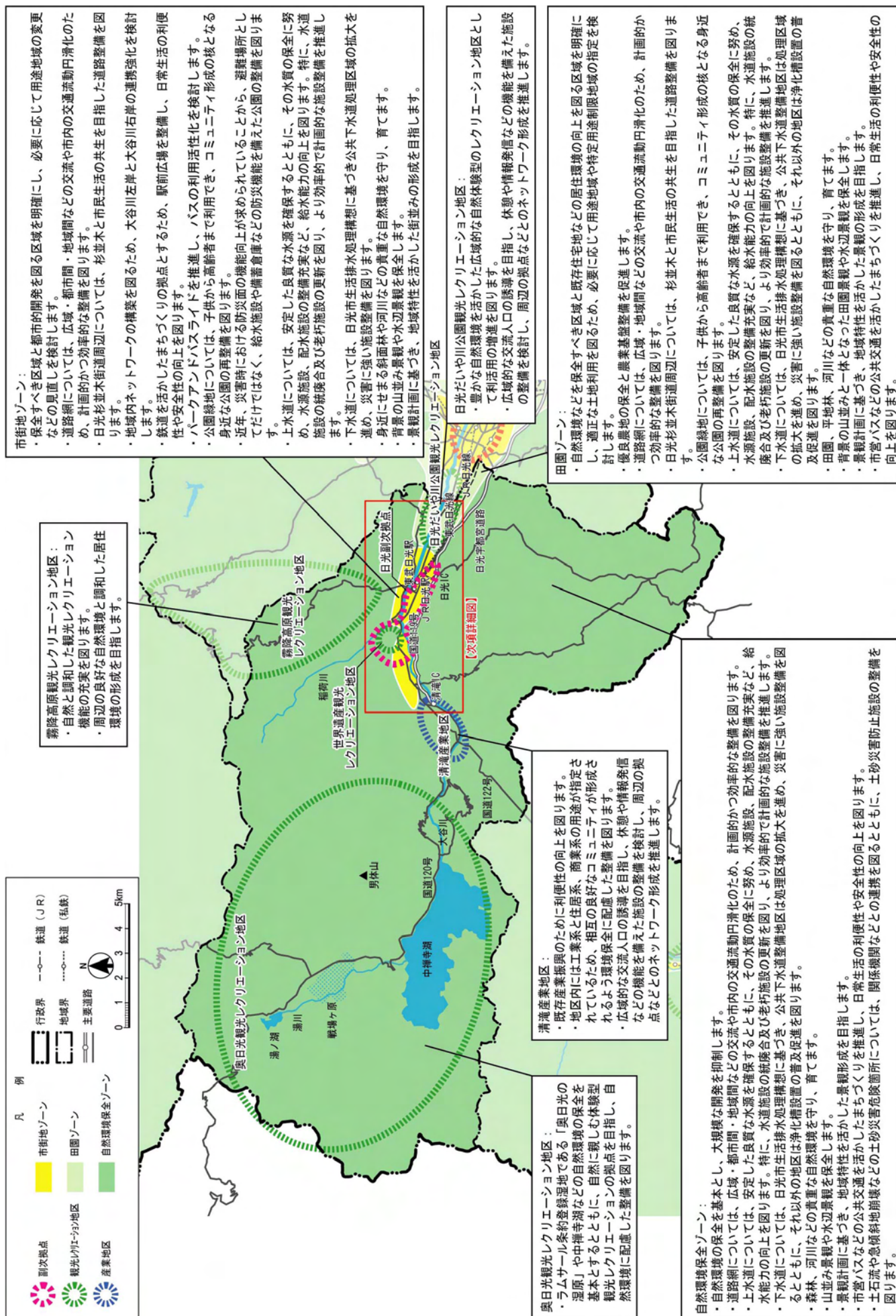
● 奥日光観光レクリエーション地区

- ・ラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」や中禅寺湖などの自然環境の保全を基本とするとともに、自然に親しむ体験型観光レクリエーションの拠点を目指し、自然環境に配慮した整備を図ります。

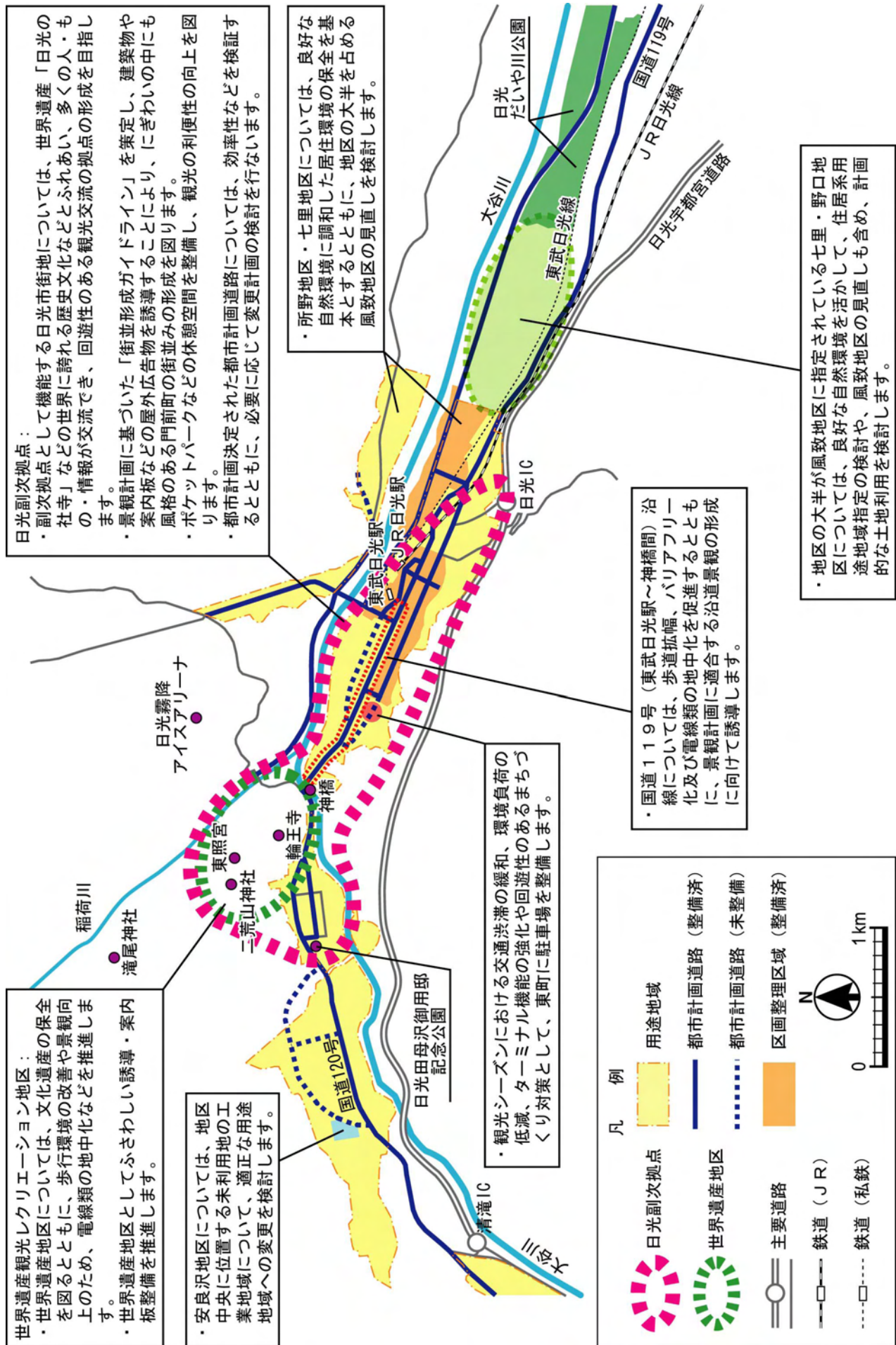
● 霧降高原観光レクリエーション地区

- ・自然と調和した観光レクリエーション機能の充実を図ります。
- ・周辺の良好な自然環境と調和した居住環境の形成を目指します。

【日光地域まちづくり構想図】



【日光地域詳細図】



4. 藤原地域

(1) 地域の概要

- 江戸時代には会津藩領、宇都宮藩領、日光神領と3分割されていました。鬼怒川と男鹿川に沿った会津西街道の宿場町として開け、その後鬼怒川温泉、川治温泉が発見されると湯治場として利用されるようになりました。
- 昭和に入ってから、日本でも屈指の温泉町として発展しました。
- 南部が非線引き都市計画区域であり、その他は都市計画区域外となっています。
- 地域南部の藤原市街地（藤原副次拠点）は、藤原地域の拠点として、行政サービスや日常生活の各種機能を有するとともに、鬼怒川温泉などがあり、観光レクリエーション地区としても機能しています。
- 地域人口は10,684人（平成17年10月1日国勢調査）となっています。

【 位置図 】



(2) 地域の課題

- 鬼怒川・川治温泉やテーマパークなどの観光資源を持つ観光交流の拠点として、多様な交流機能の向上を図る必要があります。
- 地域住民への行政サービスや日常生活を支える諸機能を有する地域の拠点として、都市機能の向上を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進行にともない、地域住民の生活や交流の場である地域コミュニティの維持を図る必要があります。
- 会津西街道の宿場町や温泉保養地として栄えた歴史性を活かしたまちづくりを行なう必要があります。
- 「龍王峡」に代表される鬼怒川渓谷などの貴重な自然環境の保全を図る必要があります。

(3) 地域のまちづくりの目標

- 温泉や自然環境に恵まれた地域の観光交流の拠点づくり
- 既存ストックを活かした、安全・安心して快適に暮らせる居住拠点づくり
- 地域特性を活かした景観づくりと龍王峡などの豊かな自然環境の保全

(4) 地域のまちづくりの方針

① 市街地ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 保全すべき区域と都市的開発を図る区域を明確にし、必要に応じて用途地域の変更などの見直しを検討します。

● 都市施設

- ・ 道路網については、広域の交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・ 近年、災害時における防災面の機能向上が求められていることから、避難場所としてだけでなく、給水施設や備蓄倉庫などの防災機能を備えた公園の整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき公共下水道処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

2) 拠点・地区の整備方針

● 藤原副次拠点（鬼怒川温泉観光レクリエーション地区）

- ・副次拠点として機能する藤原市街地については、鬼怒川温泉などの観光資源とふれあい、多くの人・もの・情報が交流でき、回遊性のある観光交流の拠点の形成を目指します。
- ・鬼怒川温泉地内の眺望地からの溪谷美を確保するため、河川敷内の斜面林の除伐や育成などの環境整備を図ります。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、そぞろ歩きが楽しめる温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- ・観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉地を目指し、バリアフリー化や歩道部の高質化を図ります。
- ・自然環境を活かした遊歩道や吊橋の整備により、新たな観光スポットの創出や観光客の回遊性の向上及び各施設の連携による相乗効果を図ります。
- ・都市計画決定された都市計画道路の整備を促進します。
- ・東武鬼怒川温泉駅周辺については、観光シーズンにおける交通渋滞解消のため駐車場の整備を検討します。

② 田園ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にします。
- ・ 優良農地の保全と農業基盤整備を促進します。

● 都市施設

- ・ 道路網については、広域・都市間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 田園、平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並みと一体となった田園景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

2) 地区の整備方針

● 小佐越・柄倉観光レクリエーション地区

- ・ テーマパークや観光レクリエーション施設のさらなる集積を図るため、周辺環境の向上に努めます。
- ・ 適正な土地利用を図るために特定用途制限地域の指定を検討します。

③ 自然環境保全ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

● その他

- ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

2) 地区の整備方針

● 川治温泉観光レクリエーション地区

- ・豊かな自然環境にふれあえ、温泉保養地として栄えた歴史性を感じられる地区を目指します。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- ・観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉地を目指し、バリアフリー化や歩道部の高質化を図ります。
- ・自然環境を活かした遊歩道の整備により、新たな観光スポットの創出や観光客の回遊性の向上及び各施設の連携による相乗効果を図ります。

● 三依観光レクリエーション地区

- ・男鹿川や森林などの自然環境の保全を基本とし、既存の水生植物園や湿生園などの観光資源を有していることから、自然体験型レクリエーションの拠点を目指し、各種機能の充実を図ります。

【 藤原地域まちづくり構想図 】

三依観光レクリエーション地区：

- ・男鹿川や森林などの自然環境の保全を基本とし、既存の水生植物園や湿生園などの観光資源を有していることから、自然体験型レクリエーションの拠点をめざし、各種機能の充実を図ります。

川治温泉観光レクリエーション地区：

- ・豊かな自然環境にふれあえ、温泉保養地として栄えた歴史性を感じられる地区を目指します。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- ・観光客に優しく、安全で快適に利用できる温泉地を目指し、バリアフリー化や歩道部の高質化を図ります。
- ・自然環境を活かした遊歩道の整備により、新たな観光スポットの創出や観光客の回遊性の向上及び各施設の連携による相乗効果を図ります。

市街地ゾーン：

- ・保全すべき区域と都市的開発を図る区域を明確にし、必要に応じて用途地域の変更などの見直しを検討します。
- ・道路網については、広域の交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・近年、災害時における防災面の機能向上が求められていることから、避難場所としてだけでなく、給水施設や備蓄倉庫などの防災機能を備えた公園の整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき公共下水道処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図ります。
- ・身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

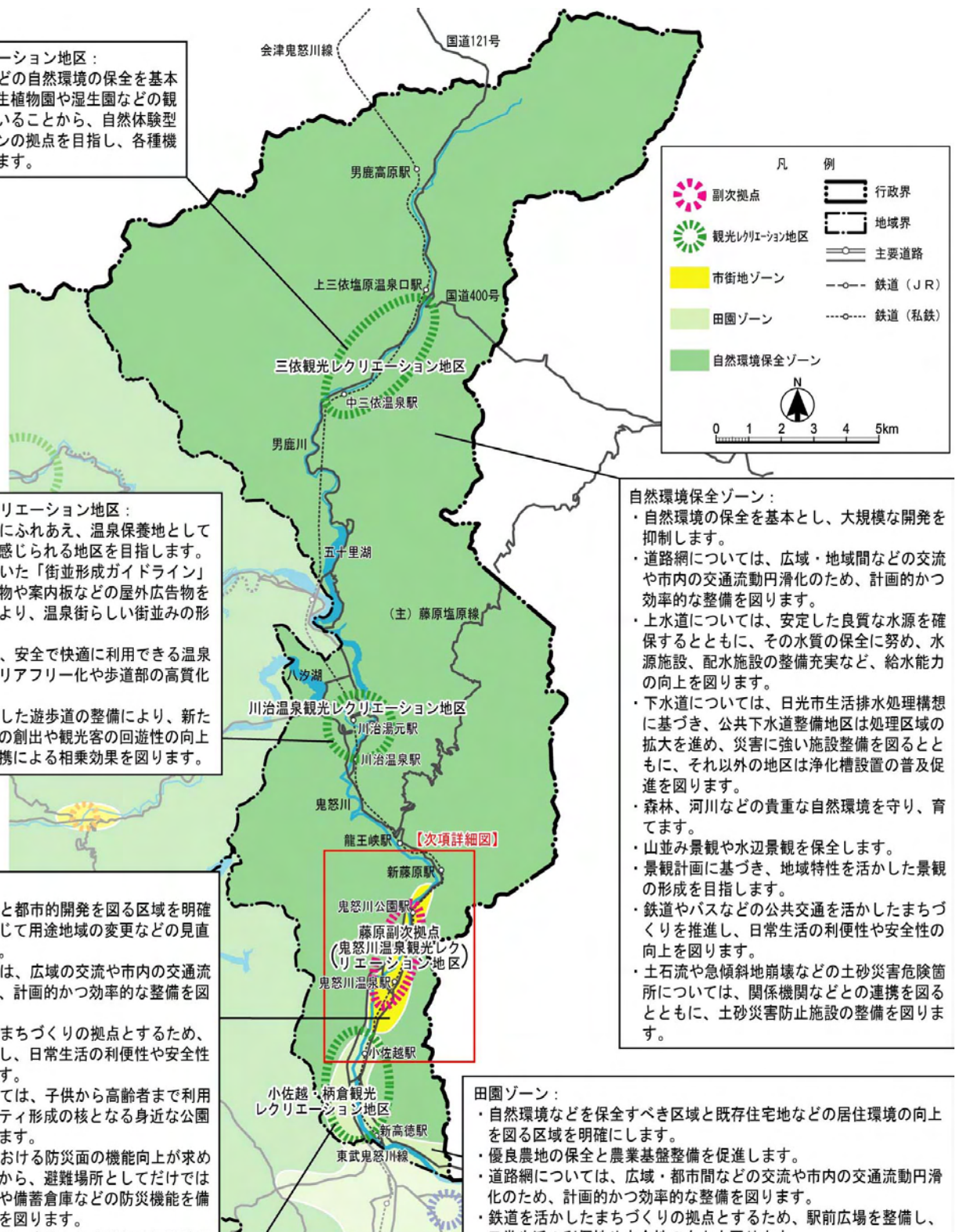
- 小佐越・柄倉
観光レクリエーション地区：
- ・テーマパークや観光レクリエーション施設のさらなる集積を図るため、周辺環境の向上に努めます。
 - ・適正な土地利用を図るために特定用途制限地域の指定を検討します。

自然環境保全ゾーン：

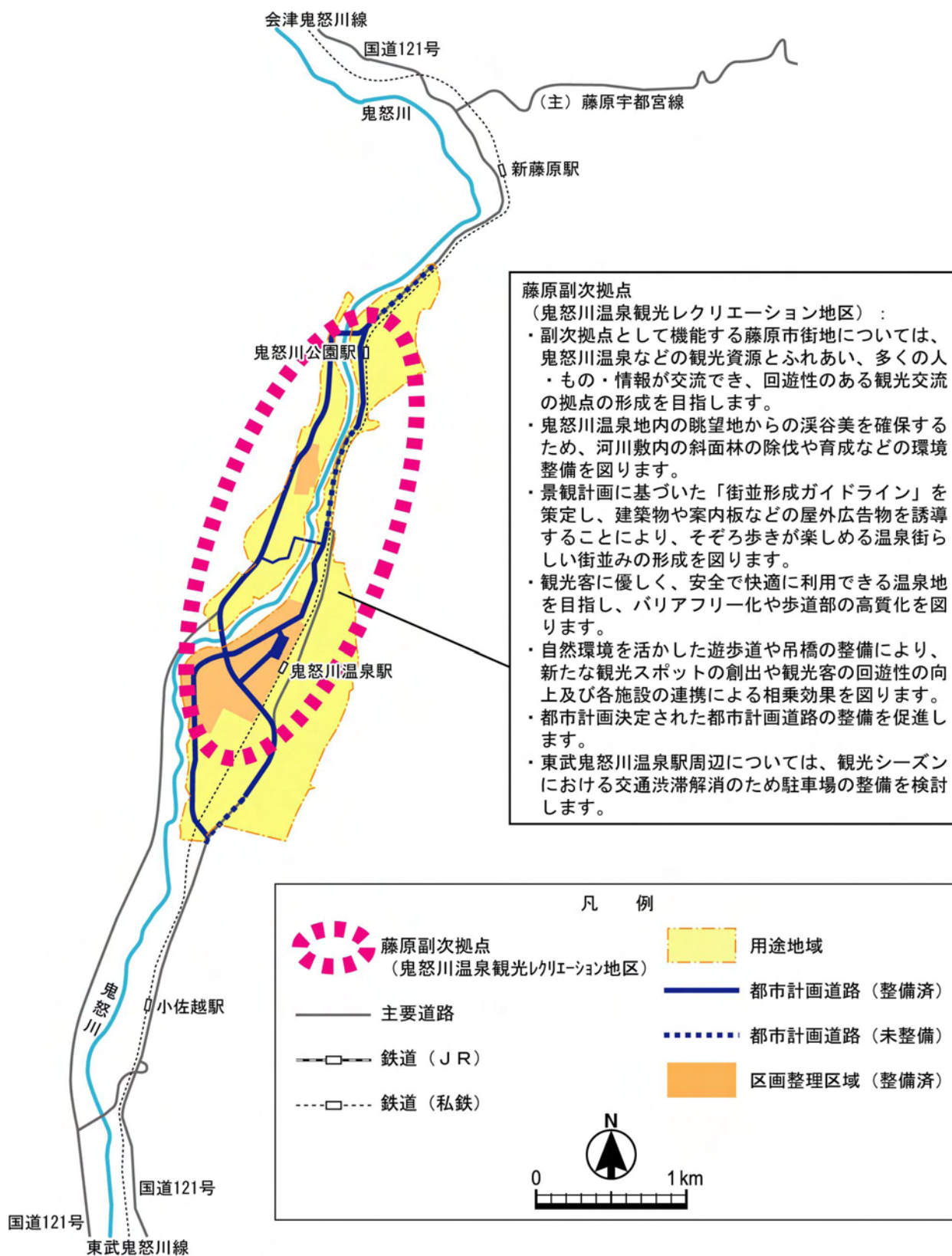
- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。
- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。
- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。
- ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

田園ゾーン：

- ・自然環境などを保全すべき区域と既存住宅地などの居住環境の向上を図る区域を明確にします。
- ・優良農地の保全と農業基盤整備を促進します。
- ・道路網については、広域・都市間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。
- ・田園、平地林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・背景の山並みと一体となった田園景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。



【 藤原地域詳細図 】

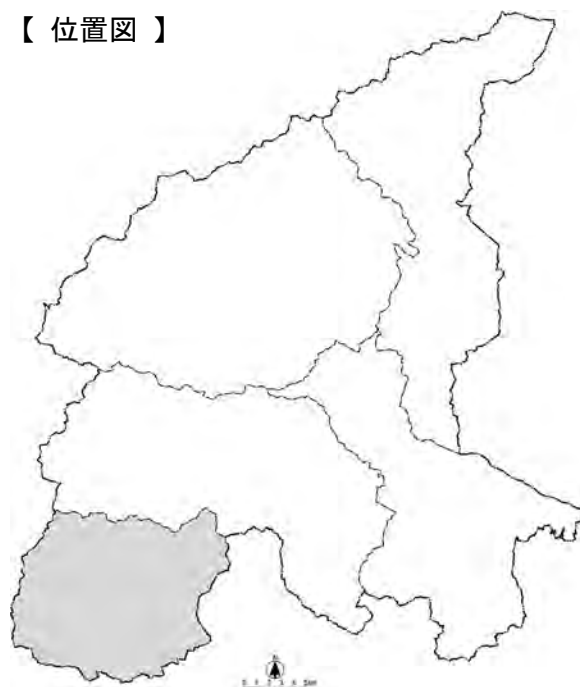


5. 足尾地域

(1) 地域の概要

- ・慶長15（1610）年に銅山が発見されて以来、銅山の町として発展し、1890年代には国産銅の約40%を産出する日本の銅山になりました。
- ・地域全域が都市計画区域外となっています。
- ・地域中央部の足尾市街地（足尾地域拠点）は、地域の日常生活に必要な諸機能の集積した、地域の拠点として機能するとともに、銅山の坑道跡や製錬所などの産業遺産があり、観光レクリエーション地区としても機能しています。
- ・地域人口は3,248人（平成17年10月1日国勢調査）となっています。

【位置図】



(2) 地域の課題

- ・日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の産業遺産の保存・活用を図り、世界遺産登録を目指したまちづくりを行なう必要があります。
- ・我が国初となった公害対策の歴史を活かし、環境体験学習の拠点として、環境整備を図る必要があります。
- ・地域住民への行政サービスや日常生活を支える諸機能を有する地域の拠点として、都市機能の向上を図る必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化の進行にともない、失われつつある地域コミュニティの維持を図る必要があります。
- ・日本百名山のひとつである皇海山などの貴重な自然環境の保全と荒廃した松木溪谷などの自然再生を図る必要があります。

(3) 地域のまちづくりの目標

- 世界遺産登録を目指した、産業遺産の保存・活用と環境体験学習の拠点づくり
- 既存ストックを活かした、安全・安心して快適に暮らせる地域の拠点づくり
- 地域特性を活かした景観づくりと豊かな自然環境の保全と荒廃地の自然再生

(4) 地域のまちづくりの方針

① 市街地ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・地域特性に応じた適切な土地利用を図ります。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

2) 拠点・地区の整備方針

● 足尾地域拠点（足尾銅山観光レクリエーション地区）

- ・足尾地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な諸機能の充実を図ります。
- ・日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の坑道跡や我が国で初めて本格的な公害対策を行った製錬所などの多くの産業遺産を有する足尾銅山地区については、これらの保存・活用と環境体験学習の拠点を目指し、エコミュージアムの形成を図ります。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、往時をしのばせる街並みの形成を図ります。

② 自然環境保全ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・生態系の保全、土砂災害などの治水対策とともに、足尾の山並み景観の再生を目指し、植樹を促進します。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

● その他

- ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

【 足尾地域まちづくり構想図 】

自然環境保全ゾーン：

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。
- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。
- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・生態系の保全、土砂災害などの治水対策とともに、足尾の山並み景観の再生を目指し、植樹を促進します。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。
- ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

市街地ゾーン：

- ・地域特性に応じた適切な土地利用を図ります。
- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・鉄道を活かしたまちづくりの拠点とするため、駅前広場を整備し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・公園緑地については、子供から高齢者まで利用でき、コミュニティ形成の核となる身近な公園の再整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。
- ・身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

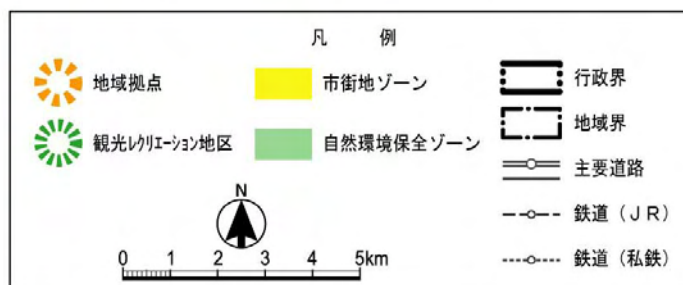


足尾銅山観光レクリエーション地区：

- ・日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の坑道跡や我が国で初めて本格的な公害対策を行った製錬所などの多くの産業遺産を有する足尾銅山地区については、これらの保存・活用と環境体験学習の拠点を目指し、エコミュージアムの形成を図ります。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、往時をしのばせる街並みの形成を図ります。

足尾地域拠点：

- ・足尾地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な諸機能の充実を図ります。



6. 栗山地域

(1) 地域の概要

- ・平家の落人により集落が築かれたとも言われ、平家杉や平家塚などの史跡が残されているほか、湯西川温泉や奥鬼怒温泉郷をはじめとする温泉保養地としても栄えてきました。
- ・地域全域が都市計画区域外となっています。
- ・地域南東部の栗山市街地（栗山地域拠点）は、地域の日常生活に必要な諸機能の集積した、地域の拠点として機能しています。
- ・地域人口は1,933人（平成17年10月1日国勢調査）となっています。

【位置図】



(2) 地域の課題

- ・湯西川温泉や川俣温泉などの観光資源を持つ観光交流の拠点として、多様な交流機能の向上を図る必要があります。
- ・地域住民への行政サービスや日常生活を支える諸機能を有する地域の拠点として、都市機能の向上を図る必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化の進行にともない、地域住民の生活や交流の場である地域コミュニティの維持を図る必要があります。
- ・平家落人伝説などの歴史性や秘境の温泉地としての特性を活かしたまちづくりを行なう必要があります。
- ・瀬戸合峡や鬼怒沼などの貴重な自然環境の保全を図る必要があります。

(3) 地域のまちづくりの目標

- 温泉などの地域資源を活かした観光交流の拠点づくり
- 既存ストックを活かし、安全・安心して快適に暮らせる地域の拠点づくり
- 地域特性を活かした景観づくりと瀬戸合峡や鬼怒沼などの豊かな自然環境の保全

(4) 地域のまちづくりの方針

① 市街地ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・ 地域特性に応じた適切な土地利用を図ります。

● 都市施設

- ・ 道路網については、地域間の交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・ 上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・ 下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・ 身近にせまる斜面林や河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・ 背景の山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・ 景観計画に基づき、地域特性を活かした街並みの形成を目指します。

● その他

- ・ 市営バスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。

2) 拠点の整備方針

● 栗山地域拠点

- ・ 栗山地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な諸機能の充実を図ります。
- ・ 豊富な温泉資源を活かすとともに、歴史性を踏まえた街並みの景観形成を図ります。

② 自然環境保全ゾーン

1) 基本方針

● 土地利用

- ・自然環境の保全を基本とし、大規模な開発を抑制します。

● 都市施設

- ・道路網については、広域・地域間などの交流や市内の交通流動円滑化のため、計画的かつ効率的な整備を図ります。
- ・上水道については、安定した良質な水源を確保するとともに、その水質の保全に努め、水源施設、配水施設の整備充実など、給水能力の向上を図ります。
特に、水道施設の統廃合及び老朽施設の更新を図り、より効率的で計画的な施設整備を推進します。
- ・下水道については、日光市生活排水処理構想に基づき、公共下水道整備地区は処理区域の拡大を進め、災害に強い施設整備を図るとともに、それ以外の地区は浄化槽設置の普及促進を図ります。

● 自然環境及び景観

- ・森林、河川などの貴重な自然環境を守り、育てます。
- ・山並み景観や水辺景観を保全します。
- ・景観計画に基づき、地域特性を活かした景観の形成を目指します。

● その他

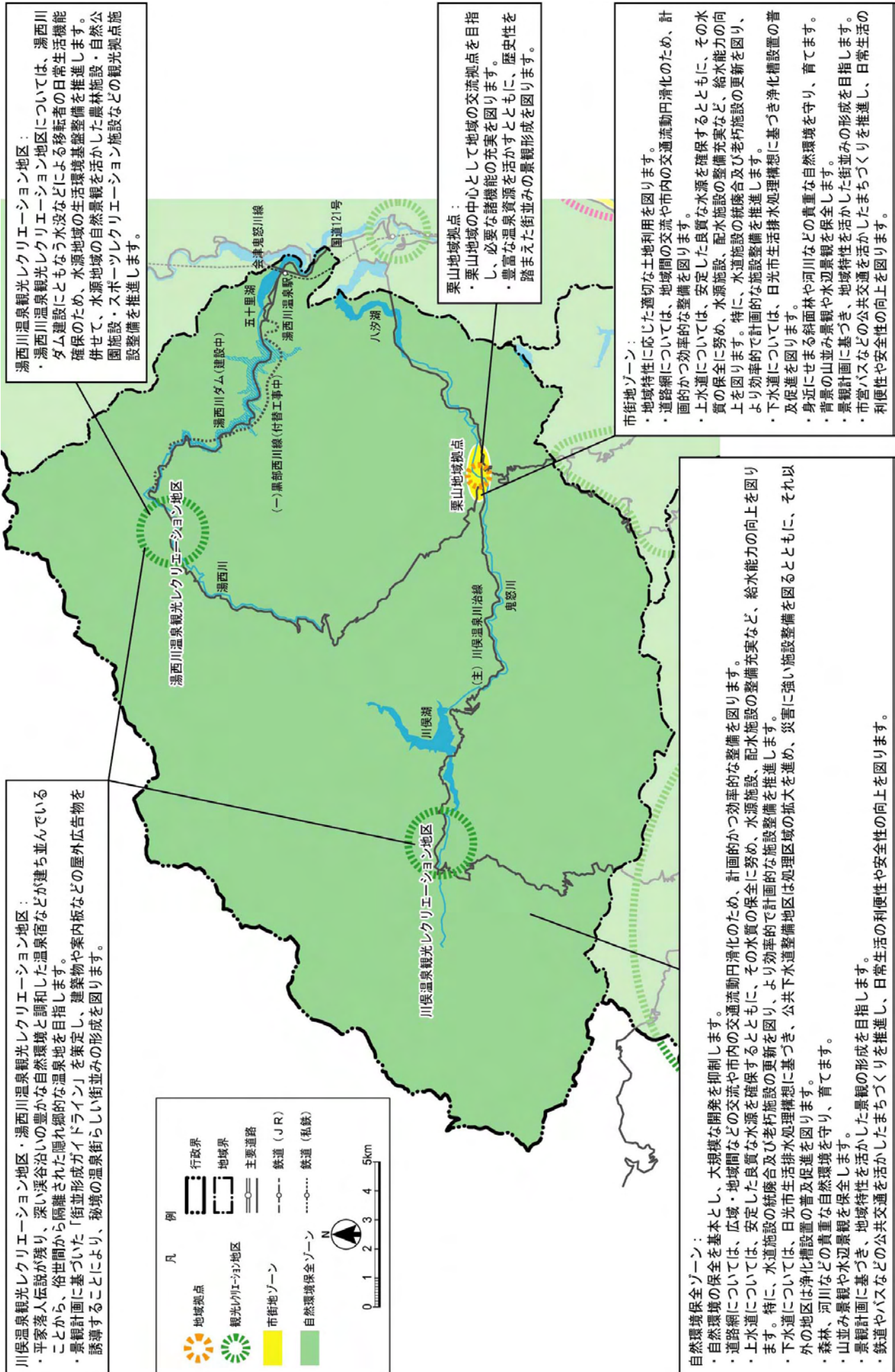
- ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所については、関係機関などとの連携を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を図ります。

2) 地区の整備方針

● 川俣温泉観光レクリエーション地区・湯西川温泉観光レクリエーション地区

- ・平家落人伝説が残り、深い渓谷沿いの豊かな自然環境と調和した温泉宿などが建ち並んでいることから、俗世間から隔離された隠れ郷的な温泉地を目指します。
- ・景観計画に基づいた「街並形成ガイドライン」を策定し、建築物や案内板などの屋外広告物を誘導することにより、秘境の温泉街らしい街並みの形成を図ります。
- ・湯西川温泉観光レクリエーション地区については、湯西川ダム建設にともなう水没などによる移転者の日常生活機能確保のため、水源地域の生活環境基盤整備を推進します。併せて、水源地域の自然景観を活かした農林施設・自然公園施設・スポーツレクリエーション施設などの観光拠点施設整備を推進します。

【 栗山地域まちづくり構想図 】



第5章 まちづくりの推進方策

1. まちづくり推進の基本的考え方

- (1) 市民と行政の協働によるまちづくり 93
- (2) まちづくりにおける3つの視点 94
- (3) 環境保全と景観づくり 95

2. まちづくり推進上の留意事項

- (1) 市民参加の推進 96
- (2) 行政側の推進体制 96
- (3) 関係機関との連携 96
- (4) 計画的な財政運営 96
- (5) 都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な運用 ... 96

第5章 まちづくりの推進方策

1. まちづくり推進の基本的考え方

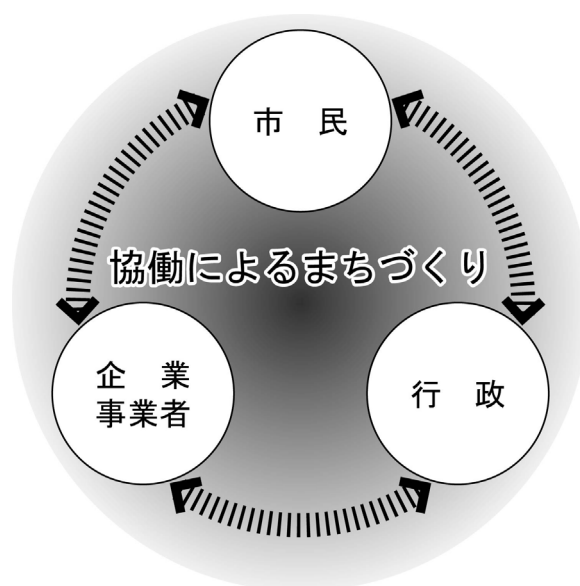
(1) 市民と行政の協働によるまちづくり

これからのまちづくりは、市民、企業・事業者と行政の役割分担のもとで進みますが、その主役は市民です。

性別や世代といった垣根を越えて、連携・協力していくとともに、市民一人ひとりがそれぞれの持つ能力を十分に発揮していく必要があります。

そのため、分権時代にふさわしい新しい自治システムを規定したまちづくり基本条例に基づき、市民が主役のまちづくりに向けて、市民や企業・事業者と、情報、課題、目標を共有し、まちづくりへの参画をさらに推進することにより、市民と行政の協働による市民自治の振興を図ります。

また、自治会やNPOをはじめとする多様な市民活動への支援、市民の意見などを市政に反映できるシステムの充実などに努めます。



● 市民の役割

まちづくりは、そこに生活する市民のためのものです。市民（あなた）が主役のまちづくりのために、市民は自らまちづくりの主役であることを意識することが重要です。

そして、まちづくりの協力者である行政の支援を積極的に活用するとともに、市民と行政の相互理解を深め、合意形成に基づく主体的なまちづくりを、進めていかなくてはなりません。

● 企業・事業者の役割

まちづくりを着実に進め、適正な土地利用や施設立地を誘導するためには、企業や事業者の協力が必要です。

また、企業や事業者は、これらの事業を実施する際に、地権者や地域の人々の合意形成を図るために、積極的な情報の公開などに努めなくてはなりません。

● 行政の役割

まちづくりを進める上で行政は、先導的な役割を担っています。都市計画マスタープランを積極的にPRするとともに、まちづくりに対して、より多くの市民の意向を反映するため、意見収集の機会の拡大に努める必要があります。

また、道路や公園整備など、行政が主体となって実施する各種事業や土地利用規制については、積極的な情報の公開により、市民や企業などの理解を深めるとともに協力を得て、計画的なまちづくりを推進する必要があります。

(2) まちづくりにおける3つの視点

今後の人口の減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、様々な課題を抱えていますが、日光市が持続的に発展していくため、「機能分担の視点」、「建設から維持管理の視点」及び「選択と集中の視点」の3つの視点に考慮したまちづくりに努めます。

● 機能分担の視点（コンパクトなまちづくり）

広大な面積を有する本市は、市街地、住居地域、山間地域など多様な地域により形成されています。

今後は、こうした地域の連なりで、市としてのまとまりを形成するという、土地利用における機能分担を図る必要があります。

また、人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが、求められています。

既成市街地では、中心部の空洞化、郊外への無秩序な開発の進行という課題に対応するために、公共公益・商業・居住機能を集めるということが考えられます。住居地域においては、日常生活の需要を満たす機能を確保する必要があります。

その他の部分では、歩いて暮らせる市街地の形成による二酸化炭素排出量の軽減や、無秩序な開発の抑制による田園や平地林の保全など、環境負荷に配慮する必要があります。

● 建設から維持管理の視点（地域資源の管理）

成熟化社会を迎え、社会基盤整備の必要性はあるものの、時代は「建設」から「維持管理」へと向かいつつあります。

そのため、必要な社会基盤の整備を引き続き実施しますが、財政制約や人口減少を踏まえると、全体としては今あるものをいかに維持管理していくかが優先課題となります。

現在の地域資源を把握し、適正に管理し、活用するシステムなどを築いていく必要があります。

● 選択と集中の視点（公共施設のあり方）

財政制約や人口減少のもとでは、どのような公共施設が必要であり、不要となるのかの検討が余儀なくされます。

限られた財源・資源の有効活用という点からも、公共施設については選択と集中により、その機能充実に努める必要があります。

また、新たな公共施設の整備に際しては、市全体を見据えて検討する必要があります。

(3) 環境保全と景観づくり

環境や景観は、都市としての魅力、風格やイメージを大きく左右する要素となります。

当市には、ラムサール条約登録湿地となった「奥日光の湿原」、高山植物の宝庫である鬼怒沼湿原などに代表される世界的な自然を始めとして、田園地帯の農山村風景など、身近で多様な自然環境に恵まれています。

また、世界遺産に登録された「日光の社寺」、ギネスブックに世界一長い並木として認定された「日光杉並木街道」、産業遺産として価値を有する「足尾銅山施設」など、世界に誇る歴史・文化的遺産を有しています。

これらの多様な自然環境や歴史・文化遺産は、かけがえのないものであり、次世代に向けて継承保全に努めるため、二酸化炭素排出量の軽減などの環境負荷に配慮した、まちづくりを推進するとともに、市民一人ひとりへの環境保全に対する啓発広報活動も推進していきます。

また、国際的な観光都市として、これらの多様な自然環境や歴史・文化遺産を世界に向けて発信していく必要があります。

そのような状況の中、「歴史・文化や自然環境を活かした景観づくり」と「観るけしきから感じるけしきづくり」を景観に対する基本姿勢とする『日光市景観計画』を策定しました。

今後は、日光市景観計画に基づく「環境保全」と「景観づくり」を積極的に進めていくことで、日光市として地域ブランドの向上に努めていきます。

2. まちづくり推進上の留意事項

(1) 市民参加の推進

これからのまちづくりには、計画・構想策定の段階から市民参加を実施することが重要です。

そのためにも、市民の意向把握が必要と思われる計画については、市民参加の場を設け、市民と行政が一体となった計画づくりを行なう必要があります。併せて、市民の自主的なまちづくり活動や組織づくりを促進するための支援を進める必要があります。

また、都市計画マスタープランをより広く市民に理解してもらうために、パンフレット・インターネットなどのメディアにより、市民の理解とまちづくりの意識高揚に向け、積極的な周知や啓発活動に努める必要があります。

(2) 行政側の推進体制

社会情勢の変化による様々な課題に応え、計画的なまちづくりを推進していくためには、地域の特性を十分配慮するとともに、本庁と各総合支所の役割を明確にしながら、行政内部の横の連携を強化した、効率的で機能的な体制づくりを進める必要があります。

また、都市計画マスタープランに位置づけられている計画・構想の実現化に向けて、個々の整備事業・施策を実践していくための個別計画の策定や改訂を進める必要があります。

(3) 関係機関との連携

都市計画マスタープランには、国や県が行なう計画・構想も位置づけられています。

今後は、積極的に国、県や隣接市町など関係機関の情報把握や連携・協力体制の強化などにより、計画的で効率的な事業の推進を図る必要があります。

(4) 計画的な財政運営

都市計画マスタープランに位置づけられている計画・構想を進めるうえでは、計画的な財政運営が重要であることから、投資効果を踏まえた財政配分、産業基盤の強化などによる自主財源の確保、さらには、補助事業や民間活力の導入など、長期的に将来を見据えた財政運営を進める必要があります。

(5) 都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な運用

都市計画マスタープランは、概ね20年後を見据えた将来都市像の実現を目指していますが、まちづくりの取り組みの中には、短期的事業も長期的事業も含まれているため、本計画の中間年次などにおいて、各施策の進捗状況を適切に管理する必要があります。

また、法制度の改正や都市計画区域の再編などの社会・経済情勢の変化、市民の意向や上位計画などの更新との整合を図るためにも、適宜、計画の修正・見直しを図っていく必要があります。

《 参考資料 》

1. 日光市都市計画マスタープラン策定経緯等

- (1) 日光市都市計画マスタープラン策定経緯 97
- (2) 日光市都市計画マスタープラン策定委員会名簿 98
- (3) 日光市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿 99
- (4) 日光市都市計画マスタープラン策定準備会名簿 99

2. 用語解説 100

《 参考資料 》

1. 日光市都市計画マスタープラン策定経緯等

(1) 日光市都市計画マスタープラン策定経緯

日 付		会議・説明会等
平成19年（2007年）	10月 25日	日光市都市計画マスタープラン策定準備会
	11月 21日	第1回 日光市都市計画マスタープラン策定委員会
平成20年（2008年）	1月 25日	第1回 日光市都市計画マスタープラン幹事会
	2月 8日	第2回 日光市都市計画マスタープラン策定委員会
	6月 23日	第2回 日光市都市計画マスタープラン幹事会
	10月 21日	第3回 日光市都市計画マスタープラン幹事会
	11月 14日	第3回 日光市都市計画マスタープラン策定委員会
	12月 3日	日光市都市計画マスタープラン（原案） 庁議決定
平成21年（2009年）	1月 5日 2月 4日	日光市都市計画マスタープラン（原案）に対するパブリックコメントの実施
	1月 15日	日光地域説明会[日光総合会館]
	1月 16日	今市地域説明会[中央公民館]
	1月 20日	藤原地域説明会[藤原総合会館]
	1月 21日	今市地域説明会[中央公民館]
	1月 22日	藤原地域説明会[藤原総合会館] 栗山地域説明会[栗山総合支所]
	1月 23日	日光地域説明会[日光総合会館] 足尾地域説明会[足尾公民館]
	3月 2日	第4回 日光市都市計画マスタープラン策定委員会
	3月 3日	日光市都市計画マスタープラン 庁議決定



【 日光市都市計画マスタープラン策定委員会 】

(2) 日光市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

所 属 等	氏 名	備 考
宇都宮大学	永 井 護	委員長
今市地域審議会	柴 田 志津子	
日光地域審議会	大久保 科 子	
藤原地域審議会	菅 田 和 子	
足尾地域審議会	奈良部 真 弓	
栗山地域審議会	山 越 時 子	
日光市女性団体連絡協議会	斎 藤 八千代	
日光市自治会総連合会	神 山 萬佐雄	
栃木県建築士会 今市・日光支部	中 村 清 隆	
日光土木事務所	黒 須 重 富 (本 田 進)	
栃木県県土整備部都市計画課長	井 澤 清 二	
日光商工会議所	福 田 カ ツ	
今市青年会議所	片 山 貴 之	
日光青年会議所	若 林 実	
J Aかみつが	秋 元 一 男	
日光市企画部長	湯 沢 健 一	
日光市総務部長	梶 孝 雄	
日光市市民環境部長	星 野 寛 治 (小 林 幹 広)	
日光市健康福祉部長	湯 澤 光 明 (星 野 保 治)	
日光市観光経済部長	斎 藤 貴 志	
日光市建設部長	縫 田 政 雄	副委員長
日光市上下水道部長	阿久津 光 司	
日光市日光総合支所長	大久保 政 一 (大 橋 忍)	
日光市藤原総合支所長	沼 尾 芳 訓 (手 塚 甲)	
日光市足尾総合支所長	桑 原 普	
日光市栗山総合支所長	斎 藤 英 敏 (八木沢 正 弘)	
日光市教育次長	星 野 保 治 (前 波 真 一)	
日光市消防長	高 槻 精 一 (北 山 一 彦)	
日光市都市計画審議会公募委員	和 地 好 美	
日光市都市計画審議会公募委員	佐々木 真理子	

() 内は平成19年度委員名

(3) 日光市都市計画マスタープラン策定幹事会名簿

所 属 等	
企画部総合政策課長	建設部建設課長
総務部総務課長	建設部維持管理課長
総務部財政課長	上下水道部下水道課長
総務部税務課長	上下水道部水道課長
市民環境部生活安全課長	日光総合支所建設課長
市民環境部環境課長	藤原総合支所建設課長
健康福祉部厚生福祉課長	足尾総合支所建設課長
観光経済部観光課長	栗山総合支所建設課長
観光経済部商工課長	教育委員会学校教育課長
観光経済部農林課長	教育委員会生涯学習課長
建設部都市計画課長	消防本部警防課長

(4) 日光市都市計画マスタープラン策定準備会名簿

所 属 等	
建設部長	建設部建設課長
企画部総合政策課長	建設部維持管理課長
総務部総務課長	上下水道部下水道課長
総務部財政課長	上下水道部水道課長
総務部税務課長	日光総合支所建設課長
市民環境部生活安全課長	藤原総合支所建設課長
市民環境部環境課長	足尾総合支所建設課長
健康福祉部厚生福祉課長	栗山総合支所建設課長
観光経済部観光課長	教育委員会学校教育課長
観光経済部商工課長	教育委員会生涯学習課長
観光経済部農林課長	消防本部警防課長
建設部都市計画課長	

2. 用語解説（50音順）

【あ行】

エコミュージアム（えこみゅーじあむ）

地域全体を一つの博物館に見立て、その中の自然や文化遺産などをそのまま保存・展示し、地域の自然や文化とふれあい、学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようとする概念のこと。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ） 【屋外広告物法】

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、立看板、のぼり旗並びに広告塔、建築物等に掲出されているもののこと。また、表示内容が営利を目的としたものでないもの、例えば行事や催事等の案内も屋外広告物に含まれる。

【か行】

街路（がいろ） 【第11条】

歩行者や自動車の通行機能を果たす施設で、広義には市街地内の道路を総称したものをいい、狭義には都市計画道路のことを指している。一般的には「道路」のこと。

管渠（かんきょ）

「渠」は溝や掘割を指す。下水道においては、各家庭の水洗便所や台所等から排出される汚水を終末処理場に運ぶ管（污水管）、道路や屋根に降った雨を川や湖に排除するための管（雨水管）の施設をいう。

既成市街地（きせいしがいち）

一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法では、人口密度 40 人/ha 以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。

既存ストック（きぞんすとっく）

既に整備されている道路、公園などの公共施設や観光・商業施設などのこと。

景観計画（けいかんけいかく） 【景観法】

景観法に基づいて、景観行政団体（県内では日光市、宇都宮市など）が良好な景観の形成を図るため、対象区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定方針などを定める計画。

景観法（けいかんほう）

都市等における良好な景観の形成を促進するため、その基本理念及び行政・事業者・住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為制限などの所要の措置を講ずる、我が国初めての景観についての総合的な法律。

建築物（けんちくぶつ） 【建築基準法】

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。門、塀、地下工作物や建築設備等を含んだものをいう。

建ぺい率（けんぺいりつ） 【建築基準法】

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）または流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）であり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

コーホート法（こーほーとほう）

地域の将来人口を予測する際に、特定の社会的集団（＝コーホート：通常は年齢階層別男女別人口）毎に人口予測を行なう方法の総称。代表的なものとして、コーホート要因法と、センサス変化率法とがある。

- ・コーホート要因法：各コーホートの人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生、死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法。将来の出生率、死亡率、転入・転出要因について詳細なデータがある場合、将来地域の自然増減要因、社会増減要因に大きな変化が予想される場合にはコーホート要因法の適用が望ましい。
- ・センサス変化率法：各コーホートについて、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。過去の人口変化要因が将来にわたっても大きく変化しないと予想される場合には、コーホート要因法より簡便に将来人口を予測することができる。

コミュニティ（こみゅにてい）

「地域社会」「地域共同体」などと訳され、社会学等による定義がなされており、都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの仕組みや身近な生活環境施設の整備などにおいて用いられる（「コミュニティセンター」「コミュニティ道路」など）。

コンパクトシティ（こんぱくとしてい）

市域の効率的な利用や公共交通の利便性の向上などにより、環境への負荷やエネルギー消費が小さく、かつ、都市機能の維持コストも少なく、ある程度まとまったエリア（歩いて暮らせるエリア）に都市機能が集積した都市のこと。

【さ行】

市街化区域（しがいかくいき） 【第7条】

都市計画法における都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域（しがいかちょうせいいき） 【第7条】

都市計画法における都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

浄化槽（じょうかそう）

水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所や風呂場等からの雑排水（生活排水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

人口フレーム（じんこうふれーむ）

過去の実績や今後の社会状況などを考慮し、予測された将来人口。ヘクタール（ha）あたりの人口密度で表す。

スプロール（すぷろーる）

計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進むこと。

線引き（区域区分）（せんびき（くいきくぶん）） 【第7条】

市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。

【た行】

大規模集客施設（だいきぼしゅうきやくしせつ） 【建築基準法】

建築基準法の改正（第 48 条関係）で第二種住居地域、準住居地域、工業地域と用途地域の指定の無い地域（市街化調整区域を除く）で規制されることとなった、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の用途の建築物で、床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの（主に建築基準法上で使用される用語、都市計画法でいうところの特定大規模建築物とほぼ同意義）。

ターミナル（たーみなる）

交通手段の結節点。異なる交通手段を相互に連絡する乗り継ぎ・乗り換えの施設（ターミナル駅やバスターミナルなど）のこと。

地域地区（ちいきちく） 【第 8 条及び 9 条】

都市計画法に基づき決定される都市計画の種類の一つ。都市計画区域内の土地を利用目的によって区分（用途地域等）し、建築物などに対し必要な制限を課す。

地区計画（ちくけいかく） 【第 12 条の 4 及び 5】

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

電線類の地中化（でんせんるいのちちゅうか）

電線や光ファイバーなどのケーブルを地中に埋設することを、電線類の地中化という。電柱や電線がなくなり街並みが美しく見えるとともに、道路の見通しがよくなり安全性が向上し、災害時に電線の垂れ下がりなどの危険がなくなる。

特定用途制限地域（とくていようとせいげんちいき） 【第 8 条及び 9 条】

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地の利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定める地域。具体的な建築物の用途の制限は建築基準法において、地方公共団体の条例で定めることとされている。

特別用途地区（とくべつようとちく） 【第 9 条】

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において地域的要請から用途制限を強化または緩和する制度。

都市計画基礎調査（としけいかくきそちょうさ） 【第 6 条】

都市計画に関する基礎的調査のこと。都市計画法では、概ね 5 年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。

都市計画区域（としけいかくくいき） 【第 5 条】

土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、県が指定する。現在、栃木県では、全市町において全部または一部に都市計画区域が定められている。

都市計画区域マスタープラン（区域マス）

（としけいかくくいきますたーぷらん（くいきます）） 【第 6 条の 2】

都市計画法第 6 条の 2 に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。県が、広域的な見地から、都市計画の基本的な事項を定めるもの。将来の都市の姿を図面等を用いて分かりやすく示すことが望まれている。具体的には次のような内容を定める。

- (1) 都市計画の目標
- (2) 区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の決定の有無及びこの区分を決める時はその方針
- (3) 土地利用、道路や公園の都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針。

都市計画マスタープラン（市町村マス）

（としけいかくますた一ぷらん（しちょうそんます）） 【第18条の2】

都市計画法第18条の2に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。市町村マスは当該市町村の基本構想並びに区域マスに即さなければならない。

都市施設（とししせつ） 【第11条】

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上や良好な都市環境を確保するための施設。道路、公園、下水道など都市の骨格を形成するもので、必要に応じて都市計画で定められた（都市計画決定）施設をいう。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）【第12条及び土地区画整理法】

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。都市計画区域内で行なうことができる。

【は行】

パークアンドライド（ぱーくあんどらいど）

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、最寄り駅やバス停まで自動車でアクセスし、近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、目的地まで移動する方法。自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止や渋滞緩和にも効果がある。

バリアフリー（ばりあふりー）

歩道の段差解消や駅舎等でのエレベーターやエスカレーターの設置等により、あらゆる段差を解消することなどをいう。

非線引き都市（ひせんびきとし）

市街化区域と市街化調整区域との区分を定めない都市。

非線引き用途白地地域（ひせんびきようとしろじちいき）

線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）のされていない都市計画区域内で、用途地域を定めていない地域。

風致地区（ふうちちく） 【第8条及び9条】

都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。都市の風致とは、都市における自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観をいう。

フレーム（ふれーむ）

都市計画上の人口、工業、商業等における目標値のこと。

防火地域・準防火地域（ぼうかちいき・じゅんぼうかちいき） 【第8条及び9条】

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、都市の不燃化を図ることを目的とし、建築物の構造等を制限する制度。

ポケットパーク（ぽけっとぱーく）

市街地などで街の一角などに設けられる小公園。わずかなスペースを活用して都市環境を改善しようとするもの。

【や行】**ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）**

性別や年齢、身体機能にかかわらずすべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。まちづくりにおいては、歩道の段差解消や駅舎等でのエレベーター、エスカレーターの設置（バリアフリー）、誰にでも分かりやすい案内板の設置等がされていること。

容積率（ようせきりつ） 【建築基準法】

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域（よううちいき） 【第8条及び9条】

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を、用途や容積などにより規制する制度。

現在、12種類（詳細はP.32「②用途地域指定状況」参照）の用途地域がある。

※本書に使用されていないが、都市計画やまちづくりによく用いられる語句についても掲載した。

※参照条文において、都市計画法は条文番号のみ、関係法令については法令名のみ表示した。

The Urban Planning Masterplan of Nikko City

